平成十五年四月十五日受領
答弁第三号

内閣衆質一五六第三号
平成十五年四月十五日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出「国家資格」及び「民間技能審査事業認定制度による資格」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出「国家資格」及び「民間技能審査事業認定制度による資格」に関する質問に対する答弁書

一について

国家資格の名称及びその数は、別表第一のとおりである。

また、民間団体等が行っている技能審査事業について、国が奨励すべきものとして認定する制度（以下「民間技能審査事業認定制度」という。）による資格の名称及びその数は、別表第二のとおりである。

二について

国家公務員（以下「職員」という。）の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にないことから、お尋ねの事項のすべてについてお答えすることは困難であるが、国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格に係る法令、規程等で定める試験、講習等の事務を行っている団体のうち、「再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ」（平成十二年一月三十一日）を受けて行われた再就職状況の公表において職員の再就職先として掲げられたものに係るお尋ねの事項は、別表第三のとおりである。

別表第一

国　家　資　格　一　覧

府省名	資　格　の　名　称	資格の数
内閣府	消費生活専門相談員	1
金融庁	公認会計士、外国公認会計士	2
総務省	無線従事者、電気通信主任技術者、工事担任者、行政書士、危険物取扱者、消防設備士、防火管理者、消防設備点検資格者	8
法務省	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、申請取次者、公証人	6
財務省	税理士、通関士	2
文部科学省	技術士、※原子炉主任技術者、放射線取扱主任者、教育職員、司書、学校図書館司書教諭、学芸員、社会教育主事	8
厚生労働省	精神保健福祉士、外出介護員（ガイドヘルパー）、医師、臨床検査技師、診療放射線技師、衛生検査技師、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、義肢装具士、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護師等確保推進者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、患者等の食事の提供の業務の受託責任者、救急救命士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、建築物環境衛生管理技術者、クリーニング師、管理理容師、管理美容師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者、貯水槽清掃作業監督者、防除作業監督者、統括管理者、ダクト清掃作業監督者、ダクト清掃作業従事者、水道技術管理者、清掃作業従事者、貯水槽清掃作業従事者、排水管清掃作業監督者、排水管清掃作業従事者、防除作業従事者、食品衛生管理者、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、薬剤師、向精神薬取扱責任者、毒物劇物取扱責任者、医療用具等の製造（輸入販売）の責任技術者、医療用具等の外国製造承認の国内管理人、医療用具販売（賃貸）管理者、医療用具の修理業の責任技術者、社会福祉士、介護福祉士、身体障害者ヘルパー、障害児・知的障害者ホームヘルパー、精神障害者ヘルパー、難病ホームヘルパー、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、訪問介護員、受胎調節実地指導員、保育士、年金数理人、社会保険労務士、勤労青少年福祉推進者、ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士、発破技士、潜水士、林業架線作業主任者、ガス溶接作業主任者、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、衛生管理者、木材加工用機械作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、コンクリート破砕器作業主任者、地山の掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者、ずい道等の掘削等作業主任者、ずい道等の覆工作業主任者、採石のための掘削作業主任者、はい作業主任者、船内荷役作業主任者、型わく支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、鋼橋架設等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者、コンクリート橋架設等作業主任者、ボイラー据付工事作業主任者、普通第一種圧力容器取扱作	138

府省名	資　　格　　の　　名　　称	資格の数
	業主任者、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者、鉛作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者、ガス溶接技能講習修了者、フォークリフト運転技能講習修了者、ショベルローダー等運転技能講習修了者、車両系建設機械運転技能講習修了者、不整地運搬車運転技能講習修了者、高所作業車運転技能講習修了者、玉掛技能講習修了者、ボイラー取扱技能講習修了者、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、救護に関する技術的事項を管理する者、安全管理者、衛生工学衛生管理者、安全管理士、衛生管理士、技能士、職業訓練指導員、障害者職業生活相談員	
農　林水産省	農業協同組合監査士、水産業協同組合監査士、森林組合監査士、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、調教師（中央競馬）、調教師（地方競馬）、騎手（中央競馬）、騎手（地方競馬）、飼料製造管理者、土地改良換地士	１２
経　済産業省	情報処理技術者、弁理士、砂利採取業務主任者、採石業務管理者、航空工場検査員、計量士、高圧ガス製造保安責任者、液化石油ガス設備士、エネルギー管理士、電気主任技術者、電気工事士、ガス主任技術者、ガス消費機器設置工事監督者、火薬類取扱保安責任者、火薬類製造保安責任者、競輪選手、競輪審判員、小型自動車競走選手、小型自動車競走審判員、ダム水路主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、※公害防止主任管理者、※公害防止管理者、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動監視者、特定高圧ガス取扱主任者、保安技術職員、深海底鉱山保安技術職員、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者、充てん作業者、中小企業診断士、核燃料取扱主任者、※原子炉主任技術者	３４
国　土交通省	油濁防止管理者、有害液体汚染防止管理者、溶接工、水先人、船舶料理士、救命艇手、衛生管理者、主任技術者、海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）、海技士（電子通信）、小型船舶操縦士、耐空検査員、操縦士、航空士、航空通信士、航空機関士、航空整備士、航空工場整備士、運航管理者（航空）、運航管理者（海上）、操縦教育証明、計器飛行証明、航空運航整備士、動力車操縦者、海事代理士、海事補佐人、旅行業務取扱主任者、旅程管理者のうち主任、通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業、地域限定通訳案内業、検数人、鑑定人、検量人、整備管理者、自動車整備士、整備主任者、タクシー運転者、運行管理者（旅客自動車）、運行管理者（貨物自動車）、索道技術管理者、気象予報士、認定機長、指名査察操縦士、不動産鑑定士、土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、解体工事施工技士、※浄化槽設備士、宅地建物取引主任者、測量士・測量士補、管理業務主任者、安全担当者、衛生担当者、危険物等取扱責任者、自動車検査員、消火作業指揮者、倉庫管理主任者、（宅地造成等規制法に基づく）設計者資格、（都市計画法に基づく）設計者資格、特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者、管理主任技術者（ダム）、建築士、建築設備士、監理技術者資格者証の交付を受けている者、土地区画整理士、マンション管理士	７５

府省名	資　　格　　の　　名　　称	資格の数
環境省	狩猟免許、臭気測定業務従事者（臭気判定士）、環境カウンセラー、※浄化槽設備士、廃棄物処理施設技術管理者、浄化槽管理士、浄化槽技術管理者、浄化槽検査員、特別管理産業廃棄物管理責任者、※公害防止主任管理者、※公害防止管理者	１１
計		(297) ２９３

（注）１　平成15年１月１日現在のものである。
　　２　※印を付した資格は、他の府省と共管の資格であり、資格の実数は293である。また、（ ）内の数字は資格の数の延べ数である。

別表第二

民間技能審査事業認定制度による資格一覧

府省名	民間技能審査事業認定制度の名称	民間技能審査事業認定制度による資格の名称	資格の数
文部科学省	スポーツ指導者の知識・技能審査事業認定制度	【地域スポーツ指導者】(34) アーチェリー、エアロビック、カーリング、カヌー、空手道、弓道、ゲートボール、剣道、サッカー、山岳、自転車競技、水泳、スキー、スクーバ・ダイビング、相撲、漕艇、ソフトテニス、ソフトボール、体操、卓球、テニス、なぎなた、バスケットボール、バトミントン、バレーボール、ハンドボール、ボウリング、ヨット、ライフル射撃、ラグビーフットボール、陸上競技、レスリング、銃剣道、馬術 【競技力向上指導者】(33) ウェイトリフティング、カヌー、空手道、弓道、サッカー、山岳、自転車競技、柔道、水泳、スキー、スケート、漕艇、ソフトテニス、ソフトボール、体操、卓球、テニス、なぎなた、軟式野球、バスケットボール、バトミントン、バレーボール、ハンドボール、フェンシング、ボウリング、ボクシング、ホッケー、ヨット、ライフル射撃、ラグビーフットボール、陸上競技、レスリング、馬術 【商業スポーツ施設における指導者】(9) エアロビック、ゴルフ、水泳A、水泳B、スキーA、スキーB、スケート、テニスA、テニスB 【スポーツプログラマー】1種、2種 【レクリエーションに関する指導者】 【少年スポーツ指導者】 【キャンプ・ディレクター】 【サイクリング・ディレクター】 【ホステリング・ディレクター】 【オリエンテーリング・ディレクター】	109
	技能審査認定制度	速記技能、レタリング技能、ラジオ・音響技能、秘書技能、ビジネス能力、トレース技能、ディジタル技術、毛糸編物技能、レース編物技能、実用英語技能、硬筆書写技能、毛筆書写技能、実用フランス語技能、家庭料理技能、スペイン語技能、日本漢字能力、工業英語能力、画像情報技能ＣＧ部門、情報処理活用能力、ファッションコーディネート色彩能力、全国高等学校家庭科被服製作技術、全国高等学校家庭科食物調理技術、高等学校造園技術、簿記能力、高等学校潜水技術	
厚生労働省	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業認定制度	健康運動指導士、健康運動実践指導者	13
	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業認定制度	手話通訳士	

	技能審査事業認定制度	神奈川県箱根細工技能審査、新潟県村上木彫堆朱彫刻技能審査、印刷営業技能審査、神奈川県鎌倉彫技能審査、富山県井波木彫刻技能審査、圧入施工技能審査、葬祭ディレクター技能審査、複写加工技能審査、コンクリート等切断穿孔技能審査、ＣＡＤトレース技能審査	
国土交通省	不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業認定制度	不動産コンサルティング技能登録者、ビル経営管理士	１２
	建設工事等に関する知識等の審査・証明事業認定制度	計装士、基礎施工士、建築コンクリートブロック工事士、瓦屋根工事技士、地すべり防止工事士、推進工事技士、ダム工事総括管理技術者、屋外広告士、舗装施工管理技術者、建設業経理事務士	
計			１３４

（注）　平成15年１月１日現在のものである。

別表第三

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本障害者雇用促進協会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	障害者職業生活相談員
	資格の内容	障害者職業生活相談員は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、雇用した障害者の職場適応や能力の開発向上等雇用関係に入った後における障害者の職業生活にかかる相談、指導についての専門的な知識を有するための資格認定講習を修了した者に付与される資格であり、同法上の障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行う等の業務を行う。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	61,813 （14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	障害者職業生活相談員はその業務の的確な遂行のため、雇用した障害者の職場適応や能力の開発向上等雇用関係に入った後における障害者の職業生活にかかる相談、指導について、専門的な知識を有することが必要である。このため、一定の水準を確保するため、資格認定講習を行うことが必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	障害者の職業生活にかかる相談、指導について専門的な知識を付与するための資格認定講習を確実に実施する必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		11			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	労働省	大蔵省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	6	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省	財務省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	3	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			3	3	5	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		障害者職業生活相談員は、事業所において障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行う等の業務を行うものであり、当該業務について、専門的な知識を有することが必要であるため、資格認定講習を行っているものである。また、本資格は民間にも類似例が見られないこと、本講習を行いうるものは日本障害者雇用促進協会の他に民間には見られないことから、他の民間の資格とは競合せず、民業を圧迫するものであるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）全国ビルメンテナンス協会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	ダクト清掃作業従事者
	資格の内容	建築物空気調和用ダクト清掃業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ダクト清掃作業従事者がダクト清掃作業に関する研修を受けていることを登録要件としており、ダクト清掃作業従事者は、当該研修を修了した者に付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	0 （平成15年 2月 1日現在）
④	資格が必要な理由	空気調和用ダクト清掃作業が適切に行われないと、例えば、ダクト内に残留した鼠の死骸等が腐敗し悪臭を放ったり、ダクト内から除去できなかった細菌、カビ等をかえって室内に流入させることになり、建築物の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがある。このため、その従事者が必要な研修を受けていることは、建築物空気調和用ダクト清掃業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		8			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省	労働省	警察庁
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3	2	2	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	7	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）					
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度			
			平成12年度			
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）全国ビルメンテナンス協会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	清掃作業従事者
	資格の内容	建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、清掃作業従事者が清掃作業に関する研修を受けていることを登録要件としており、清掃作業従事者は、当該研修を修了した者に付与される資格である。 【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	12,284 （平成14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	建築物清掃作業は、人の健康に影響を及ぼすおそれのある薬剤を使用したり、適切な管理が必要な清掃機械を用いたりする。このため、その従事者が必要な研修を受けていることは、建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		8			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省	労働省	警察庁
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3	2	2	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	7	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		208,094			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	45,766		
			平成12年度	49,696		
			平成11年度	42,815		
			平成10年度	37,651		
			平成9年度	32,166		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）全国ビルメンテナンス協会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	貯水槽清掃作業従事者
	資格の内容	建築物飲料水貯水槽清掃業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、貯水槽清掃作業従事者が貯水槽の清掃作業に関する研修を受けていることを登録要件としており、貯水槽清掃作業従事者は、当該研修を修了した者に対し付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	5,515 （平成14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	貯水槽清掃作業は、人体に影響のある薬剤を使用して作業等を行うことから、例えば、貯水槽清掃後に貯水槽内にそれが残留して飲料水を汚染するなど、作業が適切に行われなかった場合に建築物の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがある。このため、その従事者が必要な講習を受けていることは、建築物飲料水貯水槽清掃業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		8			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省	労働省	警察庁
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3	2	2	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月16日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	7	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		90,357			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	20,828		
			平成12年度	19,125		
			平成11年度	16,128		
			平成10年度	17,606		
			平成9年度	16,670		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）全国ビルメンテナンス協会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	排水管清掃作業従事者
	資格の内容	建築物排水管清掃業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、排水管清掃作業従事者が排水管清掃作業に関する研修を受けていることを登録要件としており、排水管作業従事者は、当該研修を修了した者に対し付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	0 （平成15年 2月 1日現在）
④	資格が必要な理由	排水管清掃作業が適切に行われないと、排水管の閉塞により排水が逆流、溢水して不衛生となったり、管内で閉塞した汚物類からの悪臭や有害ガスの発生により建築物の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがある。このため、その従事者が必要な研修を受けていることは、建築物排水管清掃業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		8			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省	労働省	警察庁
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3	2	2	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	7	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）					
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度			
			平成12年度			
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）全国ビルメンテナンス協会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	防除作業従事者
	資格の内容	建築物ねずみ昆虫等防除業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、防除作業従事者が防除作業に関する研修を受けていることを登録要件としており、防除作業従事者は、当該研修を修了した者に対し付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	2,695 （平成14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	ねずみ、昆虫等の防除作業は、人の健康に影響を与えるおそれのある殺鼠・殺虫剤等を用いることから、その従事者が必要な研修を受けていることは、建築物ねずみ昆虫等防除業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		8			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省	労働省	警察庁
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3	2	2	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	7	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		52,759			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	12,950		
			平成12年度	12,976		
			平成11年度	9,996		
			平成10年度	8,957		
			平成9年度	7,880		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）全国ビルメンテナンス協会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	技能士（ビルクリーニング）
	資格の内容	技能検定制度は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であって、労働者の技能及び地位の向上を図ることを目的としており、技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	30,771（平成15年2月18日現在）
④	資格が必要な理由	技能検定制度（技能士資格）は、労働者の技能及び地位の向上に資するものである。また、昨今の厳しい経済・雇用情勢の中で円滑な労働移動を促進し、職業の安定に資するため、職業能力評価制度を構築することが必要不可欠となっており、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）にも職業能力評価制度の拡充が掲げられているところである。技能検定は、国が職業能力評価制度を構築する上でその中核をなすものであり、今日的な必要性は非常に高い。 よって、仮に当該制度を廃止した場合には、円滑な労働移動や労働者の雇用の安定の実現に当たっての大きな阻害要因となることが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	産業構造の転換等が生じる中で労働移動が活発化し、職業能力のミスマッチ解消が喫緊の課題となっている中で、社会的な枠組みとして労働者の職業能力を評価する業種横断的な職業能力評価制度の構築が求められている。 この職業能力評価制度である技能検定は、労働者の職業能力を公証することにより、合格した労働者に対する企業内外の評価が高まることを期待し、これにより労働者の技能修得意欲を増進させ、ひいては技能の向上、労働者の雇用の安定、円滑な労働移動等に重要な役割を有するものであることから職業能力開発促進法等において、国の事務として規定されている。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		8			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省	労働省	警察庁
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3	2	2	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	7	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		262,713			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	56,678		
			平成12年度	54,233		
			平成11年度	53,229		
			平成10年度	50,572		
			平成9年度	48,001		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		技能検定制度（技能士資格）については、労働者の技能及び地位の向上に資するものである。また、昨今の厳しい経済・雇用情勢の中で円滑な労働移動を促進し、職業の安定に資するものであり、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	(財)介護労働安定センター本部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	福祉用具専門相談員
	資格の内容	福祉用具専門相談員は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、福祉用具貸与事業所において、福祉用具の選定の援助、機能等点検、使用方法の指導等に関し、一定の知識及び技能を有する者に付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数(人)	不明 (平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	福祉用具を高齢者に貸し出すだけではなく、福祉用具に関する利用者からの相談や、身体の状況等に合わせた調節、使用方法など必要な知識及び技能を有する者の質を確保する必要があるため。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する福祉用具専門相談員が養成されるよう、厚生労働省が一定の基準を満たした福祉用具専門相談員指定講習会の実施主体を指定することが必要。

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		8			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名	労働省			
		(平成13年1月5日以前)人数(人)	3			
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	5			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			5	2	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円) 12年度及び13年度の合計		1,500			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	1,500		
			平成12年度	0		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		福祉用具専門相談員については、介護が必要な高齢者に対する「福祉用具貸与」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	中央職業能力開発協会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	技能士
	資格の内容	技能検定制度は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であって、労働者の技能及び地位の向上を図ることを目的としており、技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数(人)	2,518,454 (平成14年 4月 1日現在)
④	資格が必要な理由	技能検定制度(技能士資格)は、労働者の技能及び地位の向上に資するものである。また、昨今の厳しい経済・雇用情勢の中で円滑な労働移動を促進し、職業の安定に資するため、職業能力評価制度を構築することが必要不可欠となっており、「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)にも職業能力評価制度の拡充が掲げられているところである。技能検定は、国が職業能力評価制度を構築する上でその中核をなすものであり、今日的な必要性は非常に高い。 よって、仮に当該制度を廃止した場合には、円滑な労働移動や労働者の雇用の安定の実現に当たっての大きな阻害要因となることが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	産業構造の転換等が生じる中で労働移動が活発化し、職業能力のミスマッチ解消が喫緊の課題となっている中で、社会的な枠組みとして労働者の職業能力を評価する業種横断的な職業能力評価制度の構築が求められている。 この職業能力評価制度である技能検定は、労働者の職業能力を公証することにより、合格した労働者に対する企業内外の評価が高まることを期待し、これにより労働者の技能修得意欲を増進させ、ひいては技能の向上、労働者の雇用の安定、円滑な労働移動等に重要な役割を有するものであることから職業能力開発促進法等において、国の事務として規定されている。

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		8		
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名	大蔵省	外務省	
		(平成13年1月5日以前)人数(人)	1	1	
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省	財務省	
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	5	1	

⑥ 公務員OB受入年度ごとの人数(人)	平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
	3	2	3	0

⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)	1,644,073

⑧ 過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)	
平成13年度	335,759
平成12年度	334,058
平成11年度	321,006
平成10年度	328,694
平成9年度	324,556

⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。
	上段の理由		技能検定制度(技能士資格)については、労働者の技能及び地位の向上に資するものである。また、昨今の厳しい経済・雇用情勢の中で円滑な労働移動を促進し、職業の安定に資するものであり、民業を圧迫しているとは認識していない。
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無
		その内容及び実施時期	

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	中央職業能力開発協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	民間資格（厚生労働省）	
③	資格の名称	CADトレース技能審査	
	資格の内容	技能審査認定規程（昭和48年労働省告示第54号）に基づき、労働者の技能の向上と技能労働者の経済的社会的地位の向上とに資するため、労働者の有する職業に必要な知識及び技能の程度を審査し、及び証明する事業のうち、民法第34条の規定によって設立された法人以外の者であって営利を目的としない団体（非営利団体（中央職業能力開発協会含む。））が実施する技能審査であって、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度。 なお、平成13年9月30日をもって公益法人が実施する技能審査に係る認定を廃止したところである。	
	資格を取得している人数（人）	3,270	（平成15年2月18日現在）
④	資格が必要な理由	労働者の有する職業に必要な知識及び技能の程度を審査し、及び証明する技能審査を技能振興上奨励すべきものとして国が認定することにより労働者の技能の向上と技能労働者の経済的社会的地位の向上とに資するために必要不可欠である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	民間の行う技能審査であって技能振興上奨励すべきもののうち、評価の対象とする技能が地域的に限定されている、対象労働者数が少ない又は技能のレベル・範囲等が技能検定に適合しない等の理由から国家検定化できないものについて、国が認定による奨励を行っているものであり、仮にこれを行わないこととした場合、当該職種に従事する労働者の技能の向上、技能労働者の経済的社会的地位の向上に支障を及ぼすこととなる。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		8			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	大蔵省	外務省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省	財務省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	5	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			3	2	3	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		48,011			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	21,647		
			平成12年度	17,401		
			平成11年度	6,606		
			平成10年度	2,357		
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		労働者の有する職業に必要な知識及び技能の程度を審査し、及び証明する技能審査を技能振興上奨励すべきものとして国が認定することにより労働者の技能の向上と技能労働者の経済的社会的地位の向上とに資するものであり、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本情報処理開発協会
	上段の団体の所管府省名	経済産業省
②	資格の所管府省名	経済産業省
③	資格の名称	情報処理技術者
	資格の内容	情報処理技術者は、情報処理の促進に関する法律に基づき、情報処理に関する業務を行う者の技術の向上のため、情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者に付与される資格である。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	1,148,589（平成14年12月26日現在）
④	資格が必要な理由	1. 情報処理技術者試験は、コンピュータの動作原理、ソフトウェアの仕組み、開発技法などソフトウェア全般に関わる基盤的な知見を問う試験である（ちなみに、民間で実施しているITベンダー試験は、市場開拓を兼ね自らの製品の操作性を問う試験である。）。 2. IT人材の育成を行うためには、 ①情報処理技術者に備えるべき能力の目標を示す ②学校教育等の教育現場において目指すべき教育水準を示す ③IT企業等における採用の基準を示す ための客観的な基準が必要であり、その基準を達成しているか否かを客観的に評価する仕組みが必要であるため。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	1. 情報処理技術者試験は、上記の3つの目的を達成するため実施していることから、 ①試験内容が、学校教育、企業内教育等に大きな影響を与えるため、中立的な組織によって実施される高品質の試験であること ②プログラミングの方式、言語は、メーカーや機種によって異なるため、広範囲にわたる最新の動向を把握し、偏ることのない試験であること　等が要求される。 2. そのため、情報処理技術者試験では、大学はもとより大手IT企業、ユーザー企業等200を越える団体から第一線で活躍している400人にも及ぶ方々の協力を頂いて試験問題の作成や採点を実施し、試験の質を確保しているが、これは、民間企業による試験では実現困難である。 3. したがって、営利追求を第一に考える民間企業に委ねることは適切ではないと考えられるとともに、民間企業ではこのような試験実施体制を組むことは困難であると考えられるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		7			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省	厚生労働省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	3	1	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		17,329,099			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	4,085,294		
			平成12年度	4,045,946		
			平成11年度	3,600,535		
			平成10年度	3,031,185		
			平成9年度	2,566,139		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		情報処理技術者試験は、コンピュータ全般に関わる基盤的知見、IT技術者が備えておくべき知見を問う試験であるものに対し、民間で実施しているITベンダー試験は、自社の製品の操作性を問う試験である。そのため、両試験は競合する関係にあるのではなく、IT人材を育成するための車の両輪の関係にあるため。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、試験の実施に関する事務を独立行政法人に行わせることが決定した。 これを受けて、第155回臨時国会に情報処理の促進に関する法律改正案を提出、11月19日衆議院議決、12月4日参議院議決を経て、12月11日に官報告示、平成16年1月5日から独立行政法人情報処理推進機構において試験事務が実施される予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）理容師美容師試験研修センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	管理理容師
	資格の内容	理容師法に基づき、理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、当該理容所を衛生的に管理させるため、理容所ごとに管理者として一定の講習を修了した者である管理理容師を置かなければならない（理容所の開設者が自ら管理理容師になることを妨げない）。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	245,474（累計）（平成14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	理容所の開設者は、理容所の管理について、消毒設備の設置など衛生上必要な措置を講ずることとされており、複数の理容師がいる理容所については、理容所の管理責任者を明確にし、当該管理者の下で衛生上の管理を適正に行う必要があることから、管理理容師を置くこととしているものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国及び都道府県知事が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	総務庁	環境庁	
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	4	1	1	
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	3	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		266,026			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	49,600		
			平成12年度	65,157		
			平成11年度	54,630		
			平成10年度	47942		
			平成9年度	48,697		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		理容所の開設者は、理容所の管理について、消毒設備の設置など衛生上必要な措置を講ずることとされており、複数の理容師がいる理容所については、理容所の管理責任者を明確にし、当該管理者の下で衛生上の管理を適正に行う必要がある。このため管理理容師を置くこととすることで、理容所の衛生を確保し、もって公衆衛生の向上に資しているため、民業を圧迫するものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）理容師美容師試験研修センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	管理美容師
	資格の内容	美容師法に基づき、美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所の開設者は、当該美容所を衛生的に管理させるため、美容所ごとに管理者として一定の講習を修了した者である管理美容師を置かなければならない（美容所の開設者が自ら管理美容師になることを妨げない）。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	326,226（累計）（平成14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	美容所の開設者は、美容所の管理について、消毒設備の設置など衛生上必要な措置を講ずることとされており、複数の美容師がいる美容所については、美容所の管理責任者を明確にし、当該管理者の下で衛生上の管理を適正に行う必要があることから、管理美容師を置くこととしているものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国及び都道府県知事が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	総務庁	環境庁	
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	4	1	1	
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	3	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		607,430			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	136,416		
			平成12年度	162,198		
			平成11年度	115,696		
			平成10年度	91528		
			平成9年度	101,592		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		美容所の開設者は、美容所の管理について、消毒設備の設置など衛生上必要な措置を講ずることとされており、複数の美容師がいる美容所については、美容所の管理責任者を明確にし、当該管理者の下で衛生上の管理を適正に行う必要がある。このため管理美容師を置くこととすることで、美容所の衛生を確保し、もって公衆衛生の向上に資しているため、民業を圧迫するものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）理容師美容師試験研修センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	理容師
	資格の内容	理容師は、理容師法に基づき、一定の知識・技能を有する者に付与される資格であり、理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならないとされている。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	574,096 （平成14年　12月　31日現在）
④	資格が必要な理由	理容業は、①刃物を直接皮膚に接して使用するものであるため、安全性に特に配慮する必要があること、②剃刀などの器具を介してB型肝炎やエイズなどに感染する危険性があること等、十分な衛生措置が必要であることから、一定の知識・技術を有する資格者によって適正に行われる必要がある。このため、理容師の資格を有する者にのみ業務を認めているものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	総務庁	環境庁	
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	4	1	1	
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	3	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		805,788			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	119,967		
			平成12年度	179,411		
			平成11年度	147,814		
			平成10年度	179579		
			平成9年度	179,017		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		理容業は十分な衛生措置が必要であることから、一定の知識・技術を有する資格者によって適正に行われる必要がある。このため、理容師資格を設けることで理容業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上に資しているため、民業を圧迫するものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）理容師美容師試験研修センター	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	美容師	
	資格の内容	美容師は、美容師法に基づき、一定の知識・技能を有する者に付与される資格であり、美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならないとされている。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	978,749	（平成14年　12月　31日現在）
④	資格が必要な理由	美容業は、①刃物を直接皮膚に接して使用するものであるため、安全性に特に配慮する必要があること、②剃刀などの器具を介してB型肝炎やエイズなどに感染する危険性があること等、十分な衛生措置が必要であることから、一定の知識・技術を有する資格者によって適正に行われる必要がある。このため、美容師の資格を有する者にのみ業務を認めているものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	総務庁	環境庁	
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	4	1	1	
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	3	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		4,259,671			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	849,556		
			平成12年度	1,286,970		
			平成11年度	688,276		
			平成10年度	739695		
			平成9年度	695,174		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		美容業は十分な衛生措置が必要であることから、一定の知識・技術を有する資格者によって適正に行われる必要がある。このため、美容師資格を設けることで美容業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上に資しているため、民業を圧迫するものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	高圧ガス保安協会
	上段の団体の所管府省名	経済産業省
②	資格の所管府省名	経済産業省
③	資格の名称	高圧ガス製造保安責任者
	資格の内容	高圧ガス製造保安責任者は、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガスの保安に関する技術的・専門的知見を有する者に資格を付与し、高圧ガスの製造に係る保安業務を管理させることとしている。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	614,716（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	高圧ガスは内包するエネルギー量が大きく、爆発の危険性を有するものであり、ひとたび事故が発生した場合の被害が甚大かつ広範に及ぶ可能性がある。高圧ガスによる事故被害の大きさにかんがみ、事故発生を未然に防止するには、技術的・専門的知見を有すると認められた適正な資格者に高圧ガスの製造に係る保安業務の管理を常時行わせることが必要不可欠である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	高圧ガスに係る保安を確保し公共の安全を確保するためには、高圧ガスの製造に係る保安管理を行う者の一定の技術的・専門的知識を確保することが必要であり、これを一元的な試験実施により、製造に係る保安管理を行う者に確保させるとともに地域や試験実施者によってそれらの水準に差が生じないよう国家資格として実施することが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	5			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	3	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,027,875			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	430,571		
			平成12年度	423,724		
			平成11年度	402,428		
			平成10年度	392,894		
			平成9年度	378,258		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		高圧ガス製造保安責任者制度は、高圧ガス製造事業者が、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者に高圧ガスの製造に関する作業を行わせ、高圧ガスの製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に関する保安を確保する上で不可欠である。また、民間企業において当該制度に類似する資格等は存在しないことから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	高圧ガス保安協会	
	上段の団体の所管府省名	経済産業省	
②	資格の所管府省名	経済産業省	
③	資格の名称	液化石油ガス設備士	
	資格の内容	液化石油ガス設備士は、液化製油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、液化石油ガスの設備工事の作業に関して、技術的・専門的知見を有する者に資格を付与し、液化石油ガスの設備工事に関する作業を行わせることとしている。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	206,793	（平成14年　3月31日現在）
④	資格が必要な理由	液化石油ガスは、漏えいや爆発等の事故が発生した場合の影響が極めて広範に及ぶ可能性がある。設備工事の作業ミス等による漏えい、爆発等液化石油ガスによる事故被害の大きさにかんがみ、液化石油ガスの事故発生を未然に防止するには、技術的・専門的知見を有すると認められた適正な資格者に液化石油ガスの設備工事に関する作業を常時行わせることが必要不可欠である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	液化石油ガスに係る保安を確保し公共の安全を確保するためには、液化石油ガスを取り扱う者の一定の技術的・専門的知識を確保することが必要であり、これを一元的な試験実施により、工事を行う者に確保させるとともに地域や試験実施者によってそれらの水準に差が生じないよう国家資格として実施することが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月8日以降）人数（人）	5			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	3	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		826,148			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	85,026		
			平成12年度	78,719		
			平成11年度	197,657		
			平成10年度	231,547		
			平成9年度	233,199		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		液化石油ガス設備士制度は、液化石油ガス販売事業者等が、液化石油ガス設備士の免状の交付を受けている者に工事に関する作業を行わせ、液化石油ガス設備の工事、維持及び運用に関する保安を確保するものであり、民間企業において当該制度に類似する資格等は存在しないことから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	高圧ガス保安協会
	上段の団体の所管府省名	経済産業省
②	資格の所管府省名	経済産業省
③	資格の名称	高圧ガス販売主任者
	資格の内容	高圧ガス販売主任者は、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガスの保安に関する技術的・専門的知見を有する者に資格を付与し、高圧ガスの販売に係る保安業務を管理させることとしている。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	403,056（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	高圧ガスは内包するエネルギー量が大きく、爆発の危険性を有するものであり、ひとたび事故が発生した場合の被害が甚大かつ広範に及ぶ可能性がある。高圧ガスによる事故被害の大きさにかんがみ、事故発生を未然に防止するには、技術的・専門的知見を有すると認められた適正な資格者に高圧ガスの販売に係る保安業務の管理を常時行わせることが必要不可欠である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	高圧ガスに係る保安を確保し公共の安全を確保するためには、高圧ガスの販売に係る保安管理を行う者の一定の技術的・専門的知識を確保することが必要であり、これを一元的な試験実施により、販売に係る保安管理を行う者に確保させるとともに地域や試験実施者によってそれらの水準に差が生じないよう国家資格として実施することが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	5			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	3	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		423,568			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	94,581		
			平成12年度	77,357		
			平成11年度	87,808		
			平成10年度	85,712		
			平成9年度	78,110		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		高圧ガス販売主任者制度は、高圧ガス販売事業者が、高圧ガス販売主任者免状の交付を受けている者に高圧ガスの販売に関する作業を行わせ、高圧ガスの販売に関する保安を確保する上で不可欠である。また民間企業において当該制度に類似する資格等は存在しないことから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	高圧ガス保安協会	
	上段の団体の所管府省名	経済産業省	
②	資格の所管府省名	経済産業省	
③	資格の名称	高圧ガス移動監視者	
	資格の内容	高圧ガス移動監視者は、一般高圧ガス保安規則等に基づき、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガスの保安に関する技術的・専門的知見を有する者に資格を付与し、高圧ガスの移動に係る監視を行わせることとしている。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	16,341	※平成4年以降 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	高圧ガスは内包するエネルギー量が大きく、爆発の危険性を有するものであり、ひとたび事故が発生した場合の被害が甚大かつ広範に及ぶ可能性がある。高圧ガスによる事故被害の大きさにかんがみ、事故発生を未然に防止するには、技術的・専門的知見を有すると認められた適正な資格者に高圧ガスの移動に係る監視を常時行わせることが必要不可欠である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	高圧ガスに係る保安を確保し公共の安全を確保するためには、高圧ガスの移動に係る監視を行う者の一定の技術的・専門的知識を確保することが必要であり、これを一元的な講習実施により、移動に係る監視を行う者に確保させるとともに地域や講習実施者によってそれらの水準に差が生じないよう国家資格として実施することが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	5			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月15日以降）
			2	3	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		107,645			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	11,942		
			平成12年度	23,915		
			平成11年度	23,238		
			平成10年度	23,742		
			平成9年度	24,808		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		高圧ガス移動監視者制度は、高圧ガスを移動する者が、高圧ガス移動監視者講習を受講した者に高圧ガスの移動に関する監視を行わせ、高圧ガスの移動に関する保安を確保する上で不可欠である。また民間企業において当該制度に類似する資格等は存在しないことから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	高圧ガス保安協会
	上段の団体の所管府省名	経済産業省
②	資格の所管府省名	経済産業省
③	資格の名称	特定高圧ガス取扱主任者
	資格の内容	特定高圧ガス取扱主任者は、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガスの保安に関する技術的・専門的知見を有する者に資格を付与し、特定高圧ガスの消費に係る保安業務を管理させることとしている。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	49,501 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	高圧ガスは内包するエネルギー量が大きく、爆発の危険性を有するものであり、ひとたび事故が発生した場合の被害が甚大かつ広範に及ぶ可能性がある。高圧ガスによる事故被害の大きさにかんがみ、事故発生を未然に防止するには、技術的・専門的知見を有すると認められた適正な資格者に特定高圧ガスの消費に係る保安業務の管理を常時行わせることが必要不可欠である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	高圧ガスに係る保安を確保し公共の安全を確保するためには、特定高圧ガスの消費に係る保安業務を管理する者の一定の技術的・専門的知識を確保することが必要であり、これを一元的な講習実施により、特定高圧ガスの消費に係る保安業務の管理を行う者に確保させるとともに地域や講習実施者によってそれらの水準に差が生じないよう国家資格として実施することが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	5			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	3	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		136,643			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	10,172		
			平成12年度	29,711		
			平成11年度	29,911		
			平成10年度	32,335		
			平成9年度	34,514		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		特定高圧ガス取扱主任者制度は、特定高圧ガスを消費する者が、特定高圧ガス取扱主任者講習を受講した者に特定高圧ガスの消費に関する作業を行わせ、特定高圧ガスの消費に関する保安を確保する上で不可欠である。また民間企業において当該制度に類似する資格等は存在しないことから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	高圧ガス保安協会
	上段の団体の所管府省名	経済産業省
②	資格の所管府省名	経済産業省
③	資格の名称	充てん作業者
	資格の内容	充てん作業者（液化石油ガスの充てんを行う者）は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、バルク貯槽等の設備への充てん作業に関して、技術的・専門的知見を有する者に資格を付与し、バルク貯槽等の設備への充てん作業をさせることとしている。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	5,032 （平成14年 3月31日現在）
④	資格が必要な理由	液化石油ガスは、漏えいや爆発等の事故が発生した場合の影響が極めて広範に及ぶ可能性がある。バルク貯槽等設備への過充てん等による漏えい、爆発等の液化石油ガスによる事故被害の大きさにかんがみ、液化石油ガスの事故発生を未然に防止するには、技術的・専門的知見を有すると認められた適正な資格者にバルク貯槽等の設備への充てん作業を常時行わせることが必要不可欠である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	液化石油ガスに係る保安を確保し公共の安全を確保するためには、液化石油ガスを取り扱う者の一定の技術的・専門的知識を確保することが必要であり、これを一元的な講習実施により、充てん作業を行う者に確保させるとともに地域や講習実施者によってそれらの水準に差が生じないよう国家資格として実施することが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	5			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	3	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		178,125			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	41,465		
			平成12年度	47,324		
			平成11年度	39,553		
			平成10年度	30,405		
			平成9年度	19,378		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		充てん作業者制度は、液化石油ガス販売事業者等が、充てん作業者にバルク貯槽等の設備への充てんに関する作業を行わせ、バルク貯槽などの設備への充てん作業や貯槽の維持及び運用に関する保安を確保するものであり、民間企業において当該制度に類似する資格等は存在しないことから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	全日本空輸（株）
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	操縦士
	資格の内容	操縦士は、航空法に基づき、航空機を操縦するために必要な資格で、次の三つに分類される。 ①定期運送用操縦士 航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 （イ）事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 （ロ）機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、構造上、その操縦のために二人を要するものの操縦を行うこと。 （ハ）機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。）の操縦を行うこと。 ②事業用操縦士 航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 （イ）自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 （ロ）報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 （ハ）航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 （ニ）機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 （ホ）機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、構造上、一人の操縦者で操縦することができるもの（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機にあっては、当該特定の方法又は方式により飛行する航空機を除く。）の操縦を行うこと。 ③自家用操縦士 報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 なお、資格を取得するためには国家試験（学科試験及び実地試験）に合格しなければならないが、指定航空従事者養成施設として国土交通大臣の認定を取得した民間団体においては、実地試験の全部又は一部が免除される。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	3,273（課程修了者の延べ人数）（平成15年2月25日現在）
④	資格が必要な理由	操縦士の資格は、国際民間航空条約（シカゴ条約）及びその附属書に基づき設定しているものである。上記条約によれば、当該資格は国が発給しなければならない旨規定されている。航空機を操縦するために必要な技術上の基準を試験により求めており、航空に関する幅広い知識、航空機の操縦に関する専門的な技能が必要であることから、このような資格制度を設けている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	シカゴ条約上、国が発給しなければならない旨規定されており、また、当該資格制度は国民の生命、財産を守る観点に直結するものであり、国が保証しなければならない資格と考える。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）					6
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省	大蔵省	防衛庁	
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1	1	
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	外務省	財務省	警察庁	
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1	1	1	
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	1	2	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）					0
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		シカゴ条約及びその附属書に基づき設定された制度であり、民間航空の安全確保のためになくてはならない資格制度と考える。また、資格を取得するための要件についても国際的にみて妥当である。 指定航空従事者養成施設として国土交通大臣が指定した民間団体には、国家試験の一部を免除しているが、指定航空従事者養成施設の指定を受けるか、受けないかは民間団体の自由意思であり、国は指定に関し一定の基準を明示しているのみであり、民業を圧迫するようなものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	全日本空輸（株）	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	航空整備士	
	資格の内容	航空整備士は、航空法に基づき、整備をした航空機について、当該機の強度、構造及び性能が所定の耐空性基準に適合することについて確認の行為を行うために必要な資格である。すべての航空機が対象となる1等航空整備士と整備に高度の知識及び能力を要する航空機以外のものが対象となる2等航空整備士の2つに分類される。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	4,161（課程修了者の延べ人数）	（平成15年2月25日現在）
④	資格が必要な理由	航空整備士の資格は、国際民間航空条約（シカゴ条約）附属書に基づき設定しているものである。航空機を整備するために必要な技術上の基準を試験により求めており、航空に関する幅広い知識、航空機の整備に関する専門的な技能が必要であることから、このような資格制度を設けている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度は国民の生命、財産を守る観点に直結するものであり、国が保証しなければならない資格と考える。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6				
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省	大蔵省	防衛庁		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	外務省	財務省	警察庁		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1	1	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
			2	1	2	1	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0			
			平成12年度	0			
			平成11年度	0			
			平成10年度	0			
			平成9年度	0			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。				
	上段の理由		当該資格はシカゴ条約附属書に基づき設定しており、民間航空の安全確保のためになくてはならない資格制度と考える。また、資格を取得するための要件についても国際的にみて妥当である。 指定航空従事者養成施設として国土交通大臣が指定した民間団体には、国家試験の一部を免除しているが、指定航空従事者養成施設の指定を受けるか、受けないかは民間団体の自由意思であり、国は指定に関し一定の基準を明示しているのみであり、民業を圧迫するようなものではない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無				
		その内容及び実施時期					

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	全日本空輸（株）
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	航空運航整備士
	資格の内容	航空運航整備士は、航空法に基づき、整備をした航空機について、当該機の強度、構造及び性能が所定の耐空性基準に適合することについて確認の行為（整備に高度の知識及び能力を要するものを除く。）を行うために必要な資格で、すべての航空機が対象となる一等航空運航整備士と整備に高度の知識及び能力を有する航空機以外のものが対象となる二等航空運航整備士の2つに分類される。 【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	200（課程修了者の延べ人数）（平成15年2月25日現在）
④	資格が必要な理由	航空運航整備士の資格は、国際民間航空条約（シカゴ条約）附属書に基づき設定しているものである。航空機を整備するために必要な技術上の基準を試験により求めており、航空に関する幅広い知識、航空機の整備に関する専門的な技能が必要であることから、このような資格制度を設けている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度は国民の生命、財産を守る観点に直結するものであり、国が保証しなければならない資格と考える。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6				
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省	大蔵省	防衛庁		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	外務省	財務省	警察庁		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1	1	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
			2	1	2	1	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0			
			平成12年度	0			
			平成11年度	0			
			平成10年度	0			
			平成9年度	0			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。				
	上段の理由		当該資格はシカゴ条約附属書に基づき設定しており、民間航空の安全確保のためになくてはならない資格制度と考える。また、資格を取得するための要件についても国際的にみて妥当である。 指定航空従事者養成施設として国土交通大臣が指定した民間団体には、国家試験の一部を免除しているが、指定航空従事者養成施設の指定を受けるか、受けないかは民間団体の自由意思であり、国は指定に関し一定の基準を明示しているのみであり、民業を圧迫するようなものではない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無				
		その内容及び実施時期					

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	全日本空輸（株）
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	計器飛行証明
	資格の内容	計器飛行証明は、航空法に基づき、計器飛行により航空機を操縦するために必要となる資格である。 計器飛行とは、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行であり、航空法第34条において、定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行（計器飛行等）の技能について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなければ、計器飛行等を行ってはならないこととなっている。 一　計器飛行 二　計器飛行以外の航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行（計器航法による飛行）で国土交通省令で定める距離又は時間を超えて行うもの 三　計器飛行方式による飛行【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	659（課程修了者の延べ人数）（平成15年2月25日現在）
④	資格が必要な理由	計器飛行証明は、国際民間航空条約（シカゴ条約）附属書に基づき設定しているものである。計器飛行により航空機を操縦するために必要な技術上の基準を試験により課しており、航空計器に関する幅広い知識、計器の取扱いに関する専門的な技能が必要であることから、このような資格制度を設けている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度は国民の生命、財産を守る観点に直結するものであり、国が保証しなければならない資格と考える。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6				
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省	大蔵省	防衛庁		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	外務省	財務省	警察庁		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1	1	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
			2	1	2	1	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0			
			平成12年度	0			
			平成11年度	0			
			平成10年度	0			
			平成9年度	0			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。				
	上段の理由		当該資格はシカゴ条約附属書に基づき設定しており、民間航空の安全確保のためになくてはならない資格制度と考える。また、資格を取得するための要件についても国際的にみて妥当である。 指定航空従事者養成施設として国土交通大臣が指定した民間団体には、国家試験の一部を免除しているが、指定航空従事者養成施設の指定を受けるか、受けないかは民間団体の自由意思であり、国は指定に関し一定の基準を明示しているのみであり、民業を圧迫するようなものではない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無				
		その内容及び実施時期					

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）気象業務支援センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	気象庁	
③	資格の名称	気象予報士	
	資格の内容	気象業務法に基づき、同法第17条の許可を受けた者が行う予報業務のうち現象の予想を行う者の資格である。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	4,010	（平成15年1月29日現在）
④	資格が必要な理由	大雨等の様々な気象の予報は、防災から産業活動まで幅広く利用されており、その精度の確保は社会の安寧保持のために不可欠である。そのうち気象等の予想を行う行為は数値予報技術等に関する専門的知識や各種天気図の解釈等の高度な技能を必要とするため、気象予報士の資格を設け一定の水準を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を国が実施しない場合、気象等の予報の精度が低下し、社会的な混乱や生命・財産への損害を招くおそれがある。このため、一定の水準以上の知識・技能を修得している者か否かを国が責任を持って判断した上で、気象等の現象の予想を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		6			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			3	1	2	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		520,319			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	111,651		
			平成12年度	112,787		
			平成11年度	108,094		
			平成10年度	102,047		
			平成9年度	85,740		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		気象予報士資格は、気象庁しか行うことのできなかった一般向けの気象等の予報業務を気象庁以外の者も行えるようにする規制緩和を図るに当たり、現象の予想を担当する者について、精度確保のために必要な最低限の人的要件を担保するため導入されたものであり、当該資格制度そのものが民業を圧迫しているとは認識していない。また、民間には競合するような類似の資格は存在せず、営利企業から苦情が寄せられた事実もない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）健康・体力づくり事業財団	
	上段の団体の所管府省名	文部科学省、厚生労働省	
②	資格の所管府省名	民間資格（厚生労働省）	
③	資格の名称	健康運動指導士	
	資格の内容	地域保健法に基づき定められた「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令」に基づき、医学的基礎知識、運動生理学運動の知識、健康づくりのための運動の理論についての知識等を有し、保健医療関係者と連携しつつ、安全かつ効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び指導を行いうる知識技能を有することを審査するもの。	
	資格を取得している人数（人）	9,174	（平成15年2月1日現在）
④	資格が必要な理由	健康運動指導士審査・証明事業は、医学的基礎知識、運動生理学運動の知識、健康づくりのための運動の理論についての知識等を有し、保健医療関係者と連携しつつ、安全かつ効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び指導を行わせるため、一定の水準を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	医学的基礎知識、運動生理学運動の知識、健康づくりのための運動の理論についての知識等を有し、保健医療関係者と連携しつつ、安全かつ効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び指導を行わせるため、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得している者か否かを判断した上で事業を行わせる必要があり、当該事業は国民の健康の増進に関し、一定の役割を果たしてきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度までに民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		5			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	文部省	厚生省	労働省	総務庁
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1	1	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	1	1	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,020,679			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	201,573		
			平成12年度	213,947		
			平成11年度	198,338		
			平成10年度	208,514		
			平成9年度	198,307		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		一定の知識技能を持ち備えたものを審査することにより、安全かつ効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び指導にあたる人材の資質の向上を図ることは、国民の健康の増進に資するものであるため、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度までに民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）健康・体力づくり事業財団
	上段の団体の所管府省名	文部科学省、厚生労働省
②	資格の所管府省名	民間資格（厚生労働省）
③	資格の名称	健康運動実践指導者
	資格の内容	地域保健法に基づき定められた「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令」により、医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技術等を有し、健康運動指導士と連携して運動プログラムを適切に実践しうる知識技能を有することを審査するもの。
	資格を取得している人数（人）	15,244 （平成15年2月1日現在）
④	資格が必要な理由	健康運動実践指導者審査・証明事業は、医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技術等を有し、健康運動指導士と連携して運動プログラムを適切に実践させるため、一定の水準を確保する必要がある。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を事業認定制度としない場合は、医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技術等を有し、健康運動指導士と連携して運動プログラムを適切に実践させるため、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得している者か否かを判断した上で事業を行わせる必要があり、当該事業は国民の健康の増進に関し、一定の役割を果たしてきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）」に基づき、平成17年度までに民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		5			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	文部省	厚生省	労働省	総務庁
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1	1	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	1	1	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		896,757			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	193,313		
			平成12年度	176,909		
			平成11年度	183,075		
			平成10年度	177,256		
			平成9年度	166,204		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		一定の知識技能を持ち備えたものを審査することにより、安全かつ効果的な運動を実施するための運動プログラムの適切な実践にあたる人材の資質の向上を図ることは、国民の健康の増進に資するものであるため、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度までに民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本データ通信協会
	上段の団体の所管府省名	総務省
②	資格の所管府省名	総務省
③	資格の名称	電気通信主任技術者
	資格の内容	電気通信事業法に基づき、電気通信事業者の自主的な技術基準維持体制を担保するため、管理監督者としての電気通信主任技術者資格制度を設け、一定の水準を有する者に付与するものである。 電気通信主任技術者の具体的職務として、主に次のものが挙げられる。 ・事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督を確実に行うこと ・事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の計画の作成に参画すること ・事故が生じた場合、事故原因の解明に参画するとともに、その対策等について意見具申すること ・事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者の教育、訓練計画の作成に参画すること　等　【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	55,063　（平成15年2月18日現在）
④	資格が必要な理由	電気通信事業は、電気通信ネットワークを利用してサービスを提供するものであって、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なものとなっており、インターネットや携帯電話等が急速に進展する中、障害等が発生した場合の社会に与える影響は重大かつ広範に及ぶことから、電気通信事業者の自主的な技術基準維持体制を担保するため、管理監督者としての電気通信主任技術者資格制度を設け、一定の水準を確保する必要がある。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	電気通信主任技術者制度は、一種事業者及び特別二種事業者に対して、電気通信設備を技術基準に適合させることを国として確実に担保するため、電気通信主任技術者を選任してこれに電気通信設備の工事、維持及び運用の監督に当たらせることを義務付けるものであり、いわば総務大臣の工事検査及び定期検査を代替するものと位置付けられるものである。 電気通信設備の確実な維持を図るためには、電気通信主任技術者が一定の水準以上の知識・技能を有すること、及び保有する電気通信設備に係る技術基準のすべてにわたって確認する必要があるが、これらを民間に委ねた場合はこれらの保有する知識・技能範囲が限定されたものとなってしまうおそれがあるとともに、同等の事業者間でも格差が生じ、本来の電気通信設備の技術基準適合維持義務が履行できないこととなる。 当該資格を国が実施しない場合は、上記のような不都合が生じるため、電気通信事業の遂行に当たり、電気通信設備の維持の観点から、国が責任をもって一定の水準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得しているか否かを国が判断する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）(平成11年8月16日以降)		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	郵政省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	総務省	経済産業省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	3	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		942,064			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	205,050		
			平成12年度	202,357		
			平成11年度	195,197		
			平成10年度	185,130		
			平成9年度	154,330		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		電気通信事業に関するマーケットは拡大の傾向にあるが、電気通信主任技術者は、電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督を行う者である性質上、必要最小限の数の選任で足りるものであり、事業の拡大により直接、選任されるべき数を大幅に増加する必要のあるものではない。よって、資格を取得することが、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	第156国会に電気通信事業法の一部改正法案の提出を予定しており、電気通信事業の種類の変更が生じるため、電気通信主任技術者資格制度の見直しが伴う予定。（平成15年度を目標）			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本原子力研究所
	上段の団体の所管府省名	文部科学省
②	資格の所管府省名	文部科学省
③	資格の名称	放射線取扱主任者
	資格の内容	放射線取扱主任者とは、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素あるいは放射線発生装置を取り扱う場合に、放射線障害の防止について監督の業務を行うための資格である。 放射性同位元素及び放射線発生装置は、取扱いにより、放射線障害を発生するおそれがあり、放射線業務従事者や一般公衆等に対して放射線障害を防止するため、事業所ごとに放射線取扱主任者を選任して監督を行わせている。 そのため、使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射線障害の防止について監督を行わせるため、放射線取扱主任者免状を有する者から放射線取扱主任者として1事業所につき1名以上を選任し、届出をしなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	50,688（平成14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	放射性同位元素等は使用者が取扱いを誤れば本人及び周囲の人々に放射線障害を与えてしまう危険な物質である。そのため、放射性同位元素等を使用する事業所等の放射線管理者は放射線に関する十分な専門知識を持った者でなければならない。 よって、放射性同位元素等を使用する者は放射性同位元素等の取扱いに関して課せられた義務を履行し得るよう担保するため、使用者（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する者を除く）、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行う専門知識を持った放射線取扱主任者を選任する必要があり、これにより放射線障害を防止する。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	主任者が取扱う放射性同位元素等は取扱いを誤れば放射線障害を与えてしまう危険がある。そのため放射線障害の防止に関して監督を行うことのできる専門知識を有する者に対し、国が責任を持って資格を与える必要があることから、法律に基づき設置されている。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	科学技術庁			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	文部科学省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	1	2	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		142,289			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	33,554		
			平成12年度	29,015		
			平成11年度	23,355		
			平成10年度	23,977		
			平成9年度	32,385		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		放射線取扱主任技術者は、放射性同位元素等の放射線障害を生ずるおそれのある物質を取り扱うことから、国が責任を持って法律に基づき与える資格であることが必要であるため。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	以下の内容について、平成16年度に見直す予定である。 ・試験区分毎の従事できる業務内容 ・医師または歯科医師の特例 ・試験区分			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）社会福祉振興・試験センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	精神保健福祉士
	資格の内容	精神保健福祉士は、精神保健福祉士法に基づき、精神障害者の保健と福祉に関する知識及び技術を併せ持つ者に対し付与される資格であり、精神病院等で医療を受け、又は精神障害者の社会復帰を目的とする施設を利用している精神障害者について、その社会復帰に関する相談援助を行う。具体的には、本人又は家族等からの生活状況の把握、社会復帰施設等との連絡調整、退院に向けた日常生活訓練などを行う。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	12,643（平成15年　1月　31日現在）
④	資格が必要な理由	精神障害者については、長期入院、社会的入院等の問題があり、その社会復帰の促進が緊急の課題となっている。また、精神障害者の社会復帰を円滑に進めるためには、精神障害者の保健と福祉に関する知識及び技術を併せ持つ者による医療的ケア以外の援助が提供されることが必要であること等から、そのための相談援助を行う専門職種として、精神保健福祉士の資格が必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定水準以上の知識及び技術を有する精神科ソーシャルワーカー以外には「精神保健福祉士」という名称を用いて精神障害者の相談援助等を行うことを法律上禁止し、違反者に罰則を科すことにより、精神障害者にとって質の高い精神科ソーシャルワーカーの選択が容易になる。 法律により精神保健福祉士に守秘義務を課し、これに違反した者については罰則を科すとともに、信用失墜行為を禁止し、これに違反した者についてはその登録の取消等をできることとすることにより、精神保健福祉士の信用性が制度的に保障され、利用者が、精神保健福祉士に対しては安心して相談を持ちかけることができるようになる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	1	2
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		289,890			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	87,143		
			平成12年度	70,151		
			平成11年度	68,621		
			平成10年度	63,975		
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		精神保健福祉士については、精神障害者の社会復帰を円滑に進めるため必要な知識及び技術を有する者にその資格を付与し、質の高い精神科ソーシャルワーカーの確保等に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	精神保健福祉士法附則第4条により法施行後5年経過後に、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）社会福祉振興・試験センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	社会福祉士
	資格の内容	社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、専門的知識及び技術を併せ持つ者に付与される資格であり、社会福祉士の名称を用いて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	38,367（平成15年　1月　31日現在）
④	資格が必要な理由	民間における福祉サービスの成長に伴い、今後、高齢者等の利用者側が信頼できる者による質の高いサービスを提供していく必要がある。そのためには専門的技術及び知識を併せ持つ者による援助サービスを提供することが必要不可欠であること等から、そのための相談援助業務を行う専門職種として社会福祉士の資格が必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定水準以上の知識及び技術を有するものに「社会福祉士」という名称を付与することにより利用者にとって質の高い相談援助を受けることが可能となる。 法律により社会福祉士に守秘義務を課し、これに違反した者については罰則を科すとともに、信用失墜行為を禁止し、これに違反した者についてはその登録の取消等をできることとすることにより、社会福祉士の信用性が制度的に保障され、利用者が、社会福祉士に対し安心して相談を持ちかけることができる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	1	2
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,334,799			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	377,254		
			平成12年度	309,421		
			平成11年度	264,409		
			平成10年度	217,788		
			平成9年度	165,927		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		社会福祉士については、高齢者等の相談援助を円滑に進めるために必要な知識及び技術を有する者にその資格を付与し、質の高いソーシャルワーカーの確保等に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）社会福祉振興・試験センター	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	介護福祉士	
	資格の内容	介護福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、専門的知識及び技術を併せ持つ者に付与される資格であり、介護福祉士の名称を用いて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。【名称独占等資格】	
	資格を取得している人数（人）	301,229	（平成15年　1月　31日現在）
④	資格が必要な理由	民間における福祉サービスの成長に伴い、今後、高齢者等の利用者側が信頼できる者による質の高いサービスを提供していく必要がある。そのためにも専門的技術及び知識を併せ持つ者による介護サービスを提供することが必要不可欠であること等から、そのための介護業務を行う専門職種として介護福祉士の資格が必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	・一定水準以上の知識及び技術を有するものに「介護福祉士」という名称を付与することにより利用者にとって質の高い介護を受けることが可能となる。 ・法律により介護福祉士に守秘義務を課し、これに違反した者については罰則を科するとともに、信用失墜行為を禁止し、これに違反した者についてはその登録の取消等をできることとすることにより、介護福祉士の信用性が制度的に保障され、利用者が、介護福祉士に対し安心して介護を任すことができる。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	3			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	1	2
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,102,292			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	866,615		
			平成12年度	846,425		
			平成11年度	797,282		
			平成10年度	591,970		
			平成9年度	449,261		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		介護福祉士については、高齢者等の介護を円滑に進めるために必要な知識及び技術を有する者にその資格を付与し、質の高い介護職の確保等に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）長寿社会文化協会
	上段の団体の所管府省名	内閣府・厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	福祉用具専門相談員
	資格の内容	福祉用具専門相談員は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、福祉用具貸与事業所において、福祉用具の選定の援助、機能等点検、使用方法の指導等に関し、一定の知識及び技能を有する者に付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	福祉用具を高齢者に貸し出すだけではなく、福祉用具に関する利用者からの相談や、身体の状況等に合わせた調節、使用方法など必要な知識及び技能を有する者の質を確保する必要があるため。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する福祉用具専門相談員が養成されるよう、厚生労働省が一定の基準を満たした福祉用具専門相談員指定講習会の実施主体を指定することが必要。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	経済企画庁	環境庁	
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2	1	
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土庁		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		1	0	0	3
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円） 12年度及び13年度の合計		0		
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	0		
		平成12年度	0		
		平成11年度			
		平成10年度			
		平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。		
	上段の理由		福祉用具専門相談員については、介護が必要な高齢者に対する「福祉用具貸与」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。		
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無		
		その内容及び実施時期			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	(社)長寿社会文化協会	
	上段の団体の所管府省名	内閣府・厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある(1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。)。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	1,669,966(1級から3級までの累計)	(平成13年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		4			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名	経済企画庁	環境庁		
		(平成13年1月5日以前)人数(人)	2	1		
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	国土庁			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	3
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円) 12年度及び13年度の合計		119,891			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	32,900		
			平成12年度	86,991		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本弁理士会
	上段の団体の所管府省名	経済産業省
②	資格の所管府省名	経済産業省
③	資格の名称	弁理士
	資格の内容	弁理士は、弁理士法に基づき、非常に専門性が高い産業財産権及びその他の知的財産権（著作権、不正競争防止法に関連する業務等）に関する手続の円滑な実施を図ることにより産業財産権の適正な保護、利用の促進に資するために、一定の要件を満たす者に付与される資格である。 ①特許庁に対する産業財産権出願手続の代理業務 ②仲裁事件手続の代理業務 ③税関での輸入差止手続の代理業務 ④ライセンス等の契約代理業務 ⑤審決取消訴訟の代理業務 ⑥特許等の侵害訴訟の補佐人業務 ⑦一定の条件の下、特許権等の侵害訴訟代理業務 【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	5,154（平成15年1月31日現在）
④	資格が必要な理由	非常に専門性が高い産業財産権及びその他の知的財産権（著作権、不正競争防止法に関連する業務等）に関する手続の円滑な実施を図ることにより産業財産権の適正な保護、利用の促進に資するために、一定の要件を満たす者のみ資格を与えることが必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を国が実施しない場合は、資格要件水準の低下等により産業財産権に関する手続の円滑な実施に支障が生じユーザーの財産権が侵害されるおそれがあるため、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識を修得している者か否かを判断した上で弁理士の資格を付与する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	3

⑥ 公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
	0	3	1	0

⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	194,500
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度 29,760
		平成12年度 54,040
		平成11年度 43,200
		平成10年度 33,840
		平成9年度 33,660
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。
	上段の理由	非常に専門性が高い産業財産権及びその他の知的財産権（著作権、不正競争防止法に関連する業務等）に関する手続の円滑な実施を図ることにより産業財産権の適正な保護、利用の促進に資するために、一定の要件を満たす者のみ資格を与えており、無資格者が業務を行うことによりユーザーに不測の損害を与えることを防止している。 このため、弁理士又は特許業務法人でない者は弁理士業務を行ってはならないとして、弁理士業務を独占業務としているもの。 これは、資格制度の本質からも当然のことであり、民業圧迫という考え方は当てはまらないものと考えている。
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有
		その内容及び実施時期	弁理士法附則第13条において、法律の施行（平成13年1月6日）後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船舶職員養成協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	船舶料理士	
	資格の内容	船舶料理士は、船舶料理士に関する省令に基づき、食品の貯蔵管理、食品衛生の保持及び調理の管理等について一定水準以上の知識・技能を有する者に付与される資格である。 航行中の船舶は、陸上から完全に隔離され長期に航海することから、食品の貯蔵管理・食品衛生の保持及び調理の管理等について特別な配慮が必要であり、当該業務を乗組員で責任を持って行う体制が必要となる。このようなことから、船舶料理士は当該業務に従事するものとして船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	10,630	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	航行中の船舶は、陸上から完全に隔離され長期に航海することから、食品の衛生維持について特別な配慮が必要であり、このため、食品の貯蔵管理・食品衛生の保持及び調理の管理等に関する業務についても、当該業務を乗組員で責任を持って行う体制が必要となる。このようなことから、船舶料理士は当該業務に従事するものとして船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。また、船舶料理士は、船舶料理士の資格証明に関する条約（ILO第69号条約）に基づくものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、ILO条約においても、権限のある機関が行うべきものとして定められている。食品の貯蔵管理・食品衛生の保持及び調理の管理等の業務について責任を有する者については、一定水準以上の知識・技能を確保する必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		3	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	1,554			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	588		
		平成12年度	546		
		平成11年度	168		
		平成10年度	84		
		平成9年度	168		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	船舶における海上労働の特殊性を考慮した講習内容となっており、現状においても他の民間事業者が行う調理師講習とは競合関係が生じていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有		
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の実施計画（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度に船舶料理士制度における講習機関の認定制度を廃止する予定である。		

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船舶職員養成協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	海技士（航海）
	資格の内容	海技士（航海）は、船舶職員法に基づき、船長又は航海士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	173,437 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下、「STCW条約」という。）においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		3	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	128,661			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	26,489		
		平成12年度	26,583		
		平成11年度	30,039		
		平成10年度	24,702		
		平成9年度	20,848		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	海技士（航海）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有		
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。		

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船舶職員養成協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	海技士（通信）	
	資格の内容	海技士（通信）は、船舶職員法に基づき、通信長又は通信士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	17,594	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを判断した上で資格を与える必要がある。さらに、当該資格に係る事務は厳格な公正性、中立性及び水準等を確保しつつ、継続・安定的に実施することが必要であるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			3	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,847			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	353		
			平成12年度	368		
			平成11年度	438		
			平成10年度	378		
			平成9年度	310		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		海技士（通信）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

別紙

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船舶職員養成協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	海技士（機関）
	資格の内容	海技士（機関）は、船舶職員法に基づき、機関長又は機関士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	161,648 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			3	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		56,676			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	11,981		
			平成12年度	11,511		
			平成11年度	13,180		
			平成10年度	10,416		
			平成9年度	9,588		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		海技士（機関）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船舶職員養成協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	海技士（電子通信）	
	資格の内容	海技士（電子通信）は、船舶職員法に基づき、通信長として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,906	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			3	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		274			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	52		
			平成12年度	55		
			平成11年度	65		
			平成10年度	56		
			平成9年度	46		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		海技士（電子通信）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船舶職員養成協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	小型船舶操縦士
	資格の内容	小型船舶操縦士は、船舶職員法に基づき、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	2,780,919 （平成14年4月1日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			3	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		13,011,463			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,011,020		
			平成12年度	2,196,505		
			平成11年度	2,590,785		
			平成10年度	3,127,460		
			平成9年度	3,085,693		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		小型船舶操縦士の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	小型船舶操縦士に係る利用者ニーズの変化に的確に対応するとともに、航行の安全を一層図るため、資格区分の再編成及び操縦者が遵守すべき事項の明確化等の見直しを行った（平成15年6月1日施行）。また、「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船舶職員養成協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	消火作業指揮者
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、船内における消火作業を的確かつ効果的に遂行できるようにするために、消火設備及び消火器具の点検及び整備、火災が発生した場合の消火作業の指揮等の業務を行う者として、一定の水準以上の専門的な知識・技能を有する者が、船舶に乗り組んだ船員の中から選任されるものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	消火作業指揮者は、船内の消火作業の指揮等を行う者として、船舶に乗り組んでいる者の中から選任し、船内の消火に関する安全管理体制の確保を図る必要がある。また、当該制度は海上における人命及び財産の安定性を守るために、人的面の最小要件として定められた基準であるSTCW条約に基づいている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格はSTCW条約により、主管庁が証明書を発給することが定められている。消火作業指揮者の業務を行う者については、一定の水準以上の専門的な知識・技能を確保する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月16日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			3	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		112,209			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円） ※数字は、当該機関が行っている他の講習を含んだものであり、当該資格に係る講習の収入が按分できないため講習全体に係る収入を記載している。		平成13年度	22,249		
			平成12年度	24,493		
			平成11年度	25,935		
			平成10年度	21,338		
			平成9年度	18,194		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		乗り組んだ船舶において、消火作業を的確かつ効果的に遂行できるようこれを指揮する者について、一定水準以上の知識技能を確保しようとするものであり、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	海技士の資格制度において、「公益法人に対する行政の関与の在り方の実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船舶職員養成協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	衛生担当者	
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、医師又は衛生管理者が乗り組んでいないすべての船舶において、その航行中に乗組員の安全衛生を確保するため、比較的軽度な船員の健康管理、食料及び用水の衛生保持、医薬品その他の衛生用品の管理等、船内の衛生管理に関する業務に従事する者として、一定水準の知識・技能を習得している者に付与される資格であり、船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	13,820	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衛生担当者は、船員の健康管理、急患等が発生した場合の応急手当や陸上からの助言に基づく対応を行う他、食料及び用水の衛生保持、医薬品その他の衛生用品の管理等、船内の衛生管理に関する業務についても行っており、業務を乗組員の中で責任を持って行う体制が必要であり、当該業務に従事する者として船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。また、STCW条約に基づくものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格はSTCW条約により、主管庁が証明書を発給することが定められている。衛生担当者の業務は、船内の衛生管理や応急手当等を担当するものであり、これらの業務を責任を持って遂行できる者として、一定水準の知識・技能を習得している者を、当該船舶に乗り組んでいる者の中から選任させているものであり、選任の義務付けを廃止とした場合は、船内の健全な衛生確保が図れない状態となる。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			3	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		112,209			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円） ※数字は、当該機関が行っている他の講習を含んだものであり、当該資格に係る講習の収入が按分できないため講習全体に係る収入を記載している。		平成13年度	22,249		
			平成12年度	24,493		
			平成11年度	25,935		
			平成10年度	21,338		
			平成9年度	18,194		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		衛生担当者は、船舶に乗り組んだ船員の中から一定水準以上の知識・技能を習得している者を選任するものであることから、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	海技士の資格制度において、「公益法人に対する行政の関与の在り方の実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）道路保全技術センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	民間資格（国土交通省）	
③	資格の名称	舗装施工管理技術者	
	資格の内容	建設業法施行規則に基づく建設工事の技術・技能審査等事業による資格のうち、舗装工事に従事し、又はしようとする者を対象とする資格である。	
	資格を取得している人数（人）	20,656	（平成14年4月1日現在）
④	資格が必要な理由	本資格制度は、舗装工事に従事し、又はしようとする技術者を対象に行うものである。一般の土木工事とは異なる専門的技術（良好な路面性状の確保、路上での工事など厳しい施工環境への対処、新技術・新材料の積極的な導入等）が必要な舗装工事において、技術力を持たない業者による疎漏工事や一括下請負を防止するためには、舗装の施工に関する技術力を適正に評価し、一定の技術水準を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	公共性が高く専門的技術が必要な舗装工事において、良好な品質を確保するためには、舗装工事に従事する技術者が一定水準以上の技術力を修得しているか適正に評価することにより、必要な技術力を担保しておく必要がある。本資格制度は、国土交通大臣が、舗装工事に従事する者の技術等の向上を図る上で奨励すべきものとして認定している技術・技能審査等事業であり、事業実施に当たっての技術的能力、公平性等が基準に適合すると認められる者である当法人が実施している制度である。このように本資格制度は一定の役割を果たしてきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度に民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		4		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	4		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		2	1	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	1,073,076			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	224,162		
		平成12年度	218,880		
		平成11年度	197,511		
		平成10年度	200,668		
		平成9年度	231,855		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	本資格制度のほかに関連同種の資格は存在せず、営利企業からの民業圧迫とのクレームもない。また、本制度の継続は、舗装業界の要望であり、その望ましい発展につながるものであると判断できることから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有		
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度に民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。		

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本無線協会	
	上段の団体の所管府省名	総務省	
②	資格の所管府省名	総務省	
③	資格の名称	無線従事者	
	資格の内容	電波法に基づき、混信の防止、円滑な通信の実施等電波の能率的な利用を確保するため、無線設備の操作または、その監督を行うための資格である。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,357,231	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	船舶・航空機の無線設備の操作に関する資格は、国際的な遭難安全周波数を使用することから、確実な取扱いが求められるため、国際電気通信連合の無線通信規則で定められた基準に従って、各国の主管庁がその知識・技能を確認して証明書を発行することとされており、無線従事者制度を廃止すれば、国際的な船舶及び航空機の運航が行えなくなる。また、アマチュア無線についても同規則によりその運用を行う者について、能力を確認することとされている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	国際電気通信連合の無線通信規則で定められた基準に従って、各国の主管庁がその知識・技能を確認して証明書を発行することが義務付けられているため、国家資格とする必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	郵政省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	総務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	1	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,954,478			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	306,541		
			平成12年度	326,726		
			平成11年度	402,918		
			平成10年度	473,082		
			平成9年度	445,211		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		無線従事者国家試験事務を行っている者は他になく、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）医療研修推進財団
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	言語聴覚士
	資格の内容	言語聴覚士は、言語聴覚士法に基づき、発声発語・嚥下障害学、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者に対し付与される資格であり、診療の補助として、嚥下訓練、人工内耳の調整等を行うことを業とすることが認められている。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	6,725（平成15年 3月 1日現在）
④	資格が必要な理由	嚥下訓練、人工内耳の調整等の行為は、発声発語・嚥下障害学、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者が行わなければ、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある。このため、一定の知識・技能を有すると認められる者に言語聴覚士の免許を与え、嚥下訓練、人工内耳の調整等を業として行うことを認めているものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について国が一定の関与を行うことが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		416,582			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	86,355		
			平成12年度	76,019		
			平成11年度	89,591		
			平成10年度	164,616		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		医療関係資格は、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を業とするものであることから、その水準を担保するため一定の知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、当該資格を有する者のみに業務に従事することを認めているものであり、これらの資格が民業圧迫になるものとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	中央労働災害防止協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	乾燥設備作業主任者	
	資格の内容	乾燥設備作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、乾燥設備による物の乾燥の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、乾燥設備に係る設備で一定の危険物を加熱乾燥する内容積が1立方メートル以上のもの又はこれ以外のものに係る設備で、熱源として一定量以上の燃料等を使用する加熱乾燥の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	209,381	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	乾燥設備による物の乾燥の作業は高温の熱源等を用いる危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	労働省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	中央労働災害防止協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	特定化学物質等作業主任者	
	資格の内容	特定化学物質等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、特定化学物質等による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、特定化学物質等の製造、取扱作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	448,485	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	特定化学物質等による作業は、ホスゲンや硫化水素による中毒災害や硫酸やフッ化水素による皮膚炎等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、特定化学物質等の製造・取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	労働省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	中央労働災害防止協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	四アルキル鉛等作業主任者	
	資格の内容	四アルキル鉛等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、四アルキル鉛等による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、四アルキル鉛等業務に係る作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	699	（平成１４年３月３１日現在）
④	資格が必要な理由	四アルキル鉛等による作業は、四アルキル鉛中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業に当たっては、専門的な知識を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、四アルキル鉛等の製造、取扱作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員ＯＢ受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	労働省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員ＯＢ受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,105			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,105		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	中央労働災害防止協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	衛生工学衛生管理者	
	資格の内容	衛生工学衛生管理者は、労働安全衛生法に基づき、職場の安全衛生業務のうち衛生に係る技術的事項に関し、一定の知識を有する者に付与される資格であり、事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場（有害業務と関連の深い業種）においては、衛生工学衛生管理者免許を有する者等のうちから衛生管理者を選任し、職場の安全衛生業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	19,731	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	職場での労働衛生管理は、労働者の健康確保、健康障害防止に必要な業務であり、労働衛生に係る技術的事項で衛生工学に関して必要な知識を有する者に管理させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格を廃止した場合は、職場での職業性疾病等が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	職場での労働衛生管理が適切に実施されない場合、職場での職業性疾病が増加することが懸念されるため、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講師を実施することにより、知識を付与する必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	労働省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		282,319			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	63,843		
			平成12年度	72,818		
			平成11年度	53,610		
			平成10年度	54,707		
			平成9年度	37,341		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、労働衛生に関して必要な知識を持たない者が職場での労働衛生管理を行った場合、職場での職業性疾病が増加することが懸念されるため、一定の資格を取得した者に当該管理を行わせることにより、職場での労働者の健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）調理技術技能センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	専門調理師
	資格の内容	調理師法に基づき、調理師の資質の向上により国民の食生活の向上に資するために行われているものであり、衛生管理や栄養学を含めた調理技術に関する高度な知識・技術を有することを審査する制度である。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	24,220（平成15年 2月 18日現在）
④	資格が必要な理由	生活水準の向上や食生活の多様化に伴ういわゆる外食依存の増大等により、多数人に食事を供給する施設において調理に関する業務の質的向上を図り、調理師の地位の向上を図るため創設された。 現在においても、外食依存傾向は続いており、調理業務や衛生管理に関する高度な知識・技能を有する人材の確保に資するため、必要性が大きい。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	国が責任をもって一定の基準を定め、調理業務や衛生管理に関する高度な知識・技能を有している者か否かを判断する必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	労働省	環境庁		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		159,428			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	30,727		
			平成12年度	30,969		
			平成11年度	30,226		
			平成10年度	32,206		
			平成9年度	35,300		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		調理師の資質の向上を図るため、一定の実務経験を経た調理師のうち専門調理師としてふさわしい技術・技能を持ち備えた者を審査することで、調理師の資質の向上を図り、ひいては国民の食生活の向上に資するものであるため、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）調理技術技能センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	技能士（調理）
	資格の内容	技能検定制度は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であって、労働者の技能及び地位の向上を図ることを目的としており、技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	24,220（平成15年2月18日現在）
④	資格が必要な理由	技能検定制度（技能士資格）は、労働者の技能及び地位の向上に資するものである。また、昨今の厳しい経済・雇用情勢の中で円滑な労働移動を促進し、職業の安定に資するため、職業能力評価制度を構築することが必要不可欠となっており、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）にも職業能力評価制度の拡充が掲げられているところである。技能検定は、国が職業能力評価制度を構築する上でその中核をなすものであり、今日的な必要性は非常に高い。 よって、仮に当該制度を廃止した場合には、円滑な労働移動や労働者の雇用の安定の実現に当たっての大きな阻害要因となることが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	産業構造の転換等が生じる中で労働移動が活発化し、職業能力のミスマッチ解消が喫緊の課題となっている中で、社会的な枠組みとして労働者の職業能力を評価する業種横断的な職業能力評価制度の構築が求められている。 この職業能力評価制度である技能検定は、労働者の職業能力を公証することにより、合格した労働者に対する企業内外の評価が高まることを期待し、これにより労働者の技能修得意欲を増進させ、ひいては技能の向上、労働者の雇用の安定、円滑な労働移動等に重要な役割を有するものであることから職業能力開発促進法等において、国の事務として規定されている。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	労働省	環境庁		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		159,428			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	30,727		
			平成12年度	30,969		
			平成11年度	30,226		
			平成10年度	32,206		
			平成9年度	35,300		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		技能検定制度（技能士資格）については、労働者の技能及び地位の向上に資するものである。また、昨今の厳しい経済・雇用情勢の中で円滑な労働移動を促進し、職業の安定に資するものであり、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財） 介護労働安定センター栃木支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある（1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。）。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1，669，966（1級から3級までの累計）	（平成13年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	労働省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	1	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円） 12年度及び13年度の合計		36,000			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,800		
			平成12年度	1,800		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	海上災害防止センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	有害液体汚染防止管理者
	資格の内容	有害液体汚染防止管理者は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき、有害液体物質を輸送する総トン数200トン以上の船舶において、船長を補佐して船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行うために、当該船舶職員より選任される専門家である。 主な職務としては、 ① 有害液体物質記録簿を記載し、保管すること ② 有害液体物質の不適正な排出の防止作業に関する必要な指示を乗組員等に行うこと 等がある。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	有害液体物質を取り扱う作業の際に、荷役設備及び排出防止設備等及びこれらに関連するポンプ・バルブ等を順序正しく的確に操作し、作業を進めていくこと並びにこれらの設備の保守・点検等に関連する業務を実施する専門家を配置することは、船舶からの有害液体物質の不適正な排出を防止するために重要であり、海洋環境の保全に資するために必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	海洋環境保全の観点から、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律上、海洋汚染防止のための専門家として対象船舶に乗り組ませるものとして規定されている有害液体汚染防止管理者について、国が責任を持って講習を実施し、一定水準以上の知識・技能を修得させることが、有害液体物質を取り扱う上で重要であるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	海上保安庁			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	海上保安庁			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		7,905			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円） ※当該法人の行う、危険物取扱責任者、安全担当者及び有害液体汚染防止管理者に係る講習について、各資格に共通の講習に係る収入額が按分できないため、各資格に共通する講習部分の収入額については、危険物取扱責任者欄に一括で記載し、有害液体防止管理者に限られた講習の収入のみを計上した。他機関で実施する講習を併せて受講することによって有効となる講習分は除く。		平成13年度	1,380		
			平成12年度	1,104		
			平成11年度	1,748		
			平成10年度	2,576		
			平成9年度	1,097		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本資格は、有害液体物質を輸送する一定以上の船舶において当該船舶の乗組員から選任されるものであること、また講習に代えて一定の実務経験を有する場合にも選任要件を満たすとしていることから、民業を圧迫するものではない。本資格に係る講習を当該団体に実施させていることについては、現在実施している講習には実技による講習があり、また専門的な施設が必要であり、さらには営利企業から有害液体汚染防止管理者養成講習に対するクレームも無く、競合の程度が営利企業の当該事業の運営を圧迫する程度になっていないものと判断できることから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	海上災害防止センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	安全担当者
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、船内作業における危害防止のため、作業設備及び作業用具の点検及び整備、安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備等の業務を行う者として、一定水準の知識及び経験並びに技能を修得している者が、船舶に乗り組んだ船員の中から選任されるものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明　（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	船舶所有者は、船内作業の危害の防止を図る義務があるが、これを船内で具体的に実施する責任者として船舶に乗り組んでいる者の中から安全担当者を選任し、船内の安全確保措置を整備するために必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	安全担当者の業務は、作業設備及び作業用具の点検及び整備に関すること、安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備に関すること、作業を行う際に危険な又は有害な状態が発生した場合又発生するおそれのある場合の適当な応急措置又は防止措置に関すること、発生した災害の原因に関すること、作業の安全に関する教育及び訓練に関すること、安全管理に関する記録の作成及び管理に関することであり、これらの業務を船内の作業特性に応じて責任を持って遂行できる者として、一定水準の知識及び経験並び技能を修得している者を、当該船舶の海員の中から選任させているものであり、選任の義務づけを廃止した場合には、船内の作業環境が極めて不安全な状態となる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	海上保安庁			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	海上保安庁			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）					
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度			
			平成12年度			
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		安全担当者は、船舶に乗り組んだ船員の中から、一定の経験を有し、担当する業務に精通した者を選任するものであることから、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	海上災害防止センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	危険物等取扱責任者
	資格の内容	船員法及び船員法施行規則に基づき、平水区域を航行区域とするタンカー以外の石油タンカー、液体化学薬品タンカー及び液化ガスタンカーにおいて、危険物等の取扱いに関する知識・技能を持った者に危険物等の積込み作業に関する立案等の業務を行わせることにより、船舶の安全の確保及び海洋汚染の防止を図るものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	2,720（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	危険物等取扱等責任者は、船舶に乗り組んで適用船舶の危険物等の取扱いに関する業務を管理し、船員及び船舶の安全確保並びに海洋汚染の防止を図る必要がある。また、当該制度は海上における人命及び財産の安定性を守るために、人的面の最小要件として定められた基準であるSTCW条約に基づき設けられており、条約上現在も要求される資格である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、STCW条約により、主管庁による証明書の発給が定められている。適用対象船舶において危険物等の取扱いに関する業務を行う者については、一定の水準以上の専門的な知識・技能を確保する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	海上保安庁			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	海上保安庁			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		269,513			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円） ※当該法人の行う、危険物取扱責任者、安全担当者及び有害液体汚染防止管理者に係る講習について、各資格に共通の講習に係る収入額が按分できないため、各資格に共通する講習部分の収入額については、危険物取扱責任者欄に一括で記載している。他機関で実施する講習を併せて受講することによって有効となる講習分は除く。		平成13年度	58,484		
			平成12年度	51,883		
			平成11年度	44,055		
			平成10年度	55,931		
			平成9年度	59,160		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		乗り組んだ船舶においては、危険物等の取扱いに関する業務を管理する者については、一定水準以上の知識技能を確保しようとするものであり、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）建設業振興基金
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	建築施工管理技士
	資格の内容	技術検定は、建設業法に基づき、建設工事の施工技術の向上を図ることを目的に実施する資格試験であり、現在、建設機械、土木、建築、電気工事、管工事、造園の6種目について実施している。資格取得者（施工管理技士）は、その区分及び種目に応じ、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者等となることができる。本資格は、建築一式工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術を有する者に付与するものである。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	511,129 （平成15年2月20日現在）
④	資格が必要な理由	建設工事は工場において大量生産される物品と異なり、それぞれの現場で1品ずつ施工されるものであること、また建設業ではペーパーカンパニー等不良・不適格業者が介在しやすいことから、建設業法においては、消費者保護を図るために、建設業者に対し施工管理を適正に行うために必要な技術力を有する技術者の工事現場への配置等を義務づけている。当該資格制度は、このような技術力を有する技術者を育成するため、また工事現場での施工管理を適切に行うことができる技術者及び企業の選別等を行うために実施するものであり、必要不可欠なものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格試験を国が実施しなければ、建設工事の施工管理に携わる技術者が適正な施工の確保のために必要な知識及び技術を有しているか否かを確認することが困難となること、また、必要な技術力を有する技術者の不足が深刻化することから、手抜き工事や受注工事の丸投げ等を行う不良・不適格業者の参入、国民が安心して建設業者を選定し工事を発注するよりどころの喪失、公共工事の発注段階審査における技術者の能力を確認する方法の喪失等の問題が生じ、建設工事の適正な施工の確保の著しい支障が生じる。したがって、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識及び技術を修得している者であるか否かを判断した上で資格を付与する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	建設省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	2	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		8,776,519			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	993,255		
			平成12年度	2,071,904		
			平成11年度	1,534,134		
			平成10年度	1,613,807		
			平成9年度	2,563,419		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		建設工事の施工現場への技術者の配置等は、建設工事の適正な施工を確保し、消費者保護を図るための必要最小限の措置であるとともに、技術者の対象も建築施工管理技士に限定するものでなく、実務経験者や他の国家資格者等も広く認めているところである。2級技術研修修了者は、技術検定の学科試験及び実地試験の免除を受けることができ、施工技術者試験合格者は、技術検定の学科試験の一部の免除を受けることができるが、このことは民業を圧迫するものではない。なお、関連又は同種類似と考えられる資格は存在せず、当該資格にかかる業務を当該財団法人が行うことが民業を圧迫している等の苦情も特段受けていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、2級技術検定の学科及び実地試験の免除を受けることができる2級技術研修は平成14年度をもって廃止する予定である。また、公益法人が行う施工技術者試験は平成15年度をもって廃止し、建設業法に基づく技術検定の一部として組み込むこととする。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）建設業振興基金
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	電気工事施工管理技士
	資格の内容	技術検定は、建設業法に基づき、建設工事の施工技術の向上を図ることを目的に実施する資格試験であり、現在、建設機械、土木、建築、電気工事、管工事、造園の6種目について実施している。資格取得者（施工管理技士）は、その区分及び種目に応じ、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者等となることができる。本資格は、電気工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術を有する者に付与するものである。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	295,755　（平成15年2月20日現在）
④	資格が必要な理由	建設工事は工場において大量生産される物品と異なり、それぞれの現場で1品ずつ施工されるものであること、また建設業ではペーパーカンパニー等不良・不適格業者が介在しやすいことから、建設業法においては、消費者保護を図るために、建設業者に対し施工管理を適正に行うために必要な技術力を有する技術者の工事現場への配置等を義務づけている。当該資格制度は、このような技術力を有する技術者を育成するため、また工事現場での施工管理を適切に行うことができる技術者及び企業の選別等を行うために実施するものであり、必要不可欠なものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格試験を国が実施しなければ、建設工事の施工管理に携わる技術者が適正な施工の確保のために必要な知識及び技術を有しているか否かを確認することが困難となること、また、必要な技術力を有する技術者の不足が深刻化することから、手抜き工事や受注工事の丸投げ等を行う不良・不適格業者の参入、国民が安心して建設業者を選定し工事を発注するよりどころの喪失、公共工事の発注段階審査における技術者の能力を確認する方法の喪失等の問題が生じ、建設工事の適正な施工の確保の著しい支障が生じる。したがって、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識及び技術を修得している者であるか否かを判断した上で資格を付与する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）					3
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	建設省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	2	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）					2,878,803
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	566,468		
			平成12年度	639,672		
			平成11年度	578,370		
			平成10年度	565,811		
			平成9年度	528,482		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		建設工事の施工現場への技術者の配置等は、建設工事の適正な施工を確保し、消費者保護を図るための必要最小限の措置であるとともに、技術者の対象も電気工事施工管理技士に限定するものでなく、実務経験者や他の国家資格者等も広く認めているところである。また、施工技術者試験の合格者は、技術検定の学科試験の一部の免除を受けることができるが、このことは民業を圧迫するものではない。なお、関連又は同種類似と考えられる資格は存在せず、当該資格にかかる業務を当該財団法人が行うことが民業を圧迫している等の苦情も特段受けていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、公益法人が行う施工技術者試験は平成15年度をもって廃止し、建設業法に基づく技術検定の一部として組み込む予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）建設業振興基金
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	監理技術者資格者証の交付を受けている者
	資格の内容	建設業法に基づき、監理技術者資格を有する者に対し、その申請に応じ、国土交通大臣が監理技術者資格者証を交付する制度である。国、地方公共団体等が発注者である工作物に関する建設工事については、専任の監理技術者は当該資格者証を有するものでなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	616,880（平成15年1月30日現在）
④	資格が必要な理由	監理技術者は、建設工事の施工全体の技術的な管理をつかさどる者であり、建設工事の適正な施工を確保する上で極めて重要な役割を果たすものである。監理技術者資格者証により、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者として定められた本人が専任で従事しているかどうか（名義貸ししていないかどうか）、当該建設工事を施工する建設業者との雇用関係は適正かどうか等について、発注者が容易に確認することができる。監理技術者資格者証の交付は、より適正な施工の確保が求められる国、地方公共団体等が発注者である建設工事において、監理技術者の現場専任を確保するための制度として必要不可欠なものであるが、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革において、監理技術者資格者証の交付の要件としての監理技術者講習の在り方について見直すこととしている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	公共工事は国民の税金を使って行われるものであり、より適正な施工が求められること、建設業では不良・不適格業者が介在しやすいこと等から、公共工事の専任の監理技術者となる者に監理技術者資格者証の携帯を義務付け、現場専任を確保している。当該資格者証の交付に当たっては技術者の要件等を厳格に、かつ、統一的に審査する必要があるが、国が監理技術者資格者証の交付を実施しなければ、適正なチェックなく当該資格者証が交付され、結果として公共工事の適正な施工が確保されないおそれがあることから、国が責任を持って一定の要件を満たしている者であるか否かを判断した上で監理技術者資格者証を付与する必要があるが、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革において、監理技術者資格者証の交付の要件としての監理技術者講習の在り方について見直すこととしている。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	建設省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	2	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,025,119			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度 519,490			
			平成12年度 710,758			
			平成11年度 934,323			
			平成10年度 620314			
			平成9年度 240,234			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		当該資格（講習）は、建設工事の施工管理に必要な最新の知識を付与するものであり、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者として専門的かつ実用的な知識水準の維持のための必要最小限の措置である。また、関連又は同種類似と考えられる資格は存在せず、当該資格に係る業務を当該財団が行っていることが民業を圧迫している等の苦情は特段受けていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度をもって監理技術者資格者証の交付の要件としての監理技術者講習に対する推薦を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）建設業振興基金	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	民間資格（国土交通省）	
③	資格の名称	建設業経理事務士	
	資格の内容	建設業経理に関する知識及び処理能力の向上を図るため、建設業の企業内で経理部門に従事する者を主たる対象として、昭和56年から実施されている資格制度である。	
	資格を取得している人数（人）	597,899	（平成14年12月25日現在）
④	資格が必要な理由	建設業者の経理処理については、どんぶり勘定、使途不明金の存在が多い等の指摘がなされており、本資格は、経理処理や原価計算等を行う経営管理能力の確保を図る上で意義を有するものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	建設業者の経理処理については、どんぶり勘定、使途不明金の存在が多い等の指摘がなされており、本資格は、経理処理や原価計算等を行う経営管理能力の確保を図る上で意義を有するが、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革において廃止する予定である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	建設省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	2	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		6,682,876			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,152,543		
			平成12年度	1,137,196		
			平成11年度	1,316,079		
			平成10年度	1,273,341		
			平成9年度	1,803,718		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		建設業を営む上で建設業経理事務士資格を必須の資格として位置付けてはいないため。また、指定に係る要件に適合すると認められるものが実施する事業であれば当該指定を行うこととしており、事業の実施主体が公益法人であることを指定の要件にもしていないため。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度に民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）ダム水源地環境整備センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	管理主任技術者（ダム）
	資格の内容	利水ダムを設置する者は、河川法に基づき、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行うため、管理主任技術者の設置が義務付けられている。（財）ダム水源地環境整備センターの実施する「ダム管理技士」試験は、治水機能を有するダムの管理体制の充実強化図るための民間（公益法人）による資格試験であるが、その内容が利水ダムの管理を含むものであり、より高度なものであるため、河川法施行規則第27条の2第1項第1号に規定される、ダムの管理に必要な知識及び技能を確認し、「管理主任技術者」となるための学歴等の要件を緩和する試験として国土交通大臣の指定を受けている。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	860（試験合格者数・平成15年2月1日現在）
④	資格が必要な理由	河川管理者以外の者が設置する利水ダムは、その運用によって大きな効用をもたらす一方で、洪水時の操作等その維持操作等の管理を誤れば、国民の生命・財産を危険にさらす可能性を有している。そのため、ダムの維持、操作その他の管理を適正に行うため、専門的な知識及び技能を有する「管理主任技術者」の設置を義務付ける必要がある。ダム管理技士試験は、治水機能を有する高度なダムの管理に関する民間による試験であり、試験合格者（ダム管理技士）について「管理主任技術者」の資格要件（学歴、実務経験）が緩和されているものである。「管理主任技術者」を幅広く安定的に確保するためには、本試験が必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	河川法第44条において、利水ダムの設置者に対しては、洪水時における河川の従前の機能を維持すべき義務が課せられている。利水ダムは河川管理者が管理するダムと異なり、洪水調節容量を有さないことから、洪水時の誤った操作は人工的な災害の発生に直結する。そのため、ダムの操作に当たっては、安全で確実な判断及び操作を行い得る管理主任技術者の設置が不可欠である。さらに、ダムの管理には地震等の各種災害からダム本体の安全を確保するという、国民の生命・財産の安全確保に直接関わる重要なことも含まれている。このことから管理主任技術者に選任されることができる資格は国が定める必要がある。なお、ダム管理技士試験そのものは国家資格、事業認定制度による資格ではない。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省	人事院		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		45,232			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	10,134		
			平成12年度	8,780		
			平成11年度	8,260		
			平成10年度	8,550		
			平成9年度	9,508		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		ダムを設置する者に対する「管理主任技術者」の設置の義務付けは、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行うために法律に位置付けられているものであり、これは民業圧迫には当たらない。河川法施行規則第27条の2第1号の規定に基づく国土交通大臣による試験の指定についても、その指定要件に公益法人要件はないことから指定基準に合致する民間事業者の参入は可能であり、民業圧迫には当たらない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本舶用工業会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	経済産業省及び環境省（講習については財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省を含む。）	
③	資格の名称	公害防止管理者	
	資格の内容	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定規模のばい煙発生施設等を有する工場において、使用する燃料又は原材料の検査、ばい煙量の測定等、公害防止に関する技術的事項について管理をするもの。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	516,099	（平成15年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	工場による公害の防止を図るためには、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する者を置くことが不可欠であるため。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定水準の知識及び技能を有する者であるか否かを客観的かつ継続的に一律の基準により判断することが必要であるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		3			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	2
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		35,700			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,870		
			平成12年度	11,520		
			平成11年度	8,365		
			平成10年度	5,565		
			平成9年度	3,380		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		当該資格は、工場による公害の防止を図るために設けられたものであり、収益性もないため。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、代替手法の導入、試験科目の共通化・免除、講習の登録機関による実施等について検討を行っており、平成15年度中に結論を得る予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本公認会計士協会	
	上段の団体の所管府省名	金融庁	
②	資格の所管府省名	金融庁	
③	資格の名称	公認会計士	
	資格の内容	公認会計士は、公認会計士法に基づき、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする資格である。公認会計士は、監査又は証明業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	13,734	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	公認会計士は、当事者から独立した公正な第三者として行う財務書類の監査証明業務を通じて、企業内容等を出資者等の利害関係者に伝えることを本来の職能としており、その資務は極めて公共性の強いものである。 このような公共的な資務を果たすための職業専門家の業務は無制限に誰でも行い得るというものではなく、専門的学識など一定の要件を満たす者にのみ資格を与えることが必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	公認会計士は、監査又は会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としている。 したがって、国が責任をもって、一定の基準を定め、監査又は会計の職業専門家としての資質及び能力について、適切であると認められる者に対してのみ公認会計士資格を付与する必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	国税庁			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	法務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		53,262			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	5,367		
			平成12年度	5,713		
			平成11年度	6,498		
			平成10年度	16,773		
			平成9年度	18,911		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		公認会計士は、当事者から独立した公正な第三者として行う財務書類の監査証明業務を通じて、企業内容等を出資者等の利害関係者に伝えることを本来の職能としており、極めて公共性の強いものであることから、公認会計士又は監査法人でない者は監査証明業務を行ってはならないとしている。 これは、資格制度の本質からも当然のことであり、民業圧迫という考え方は当てはまらないものと考えられる。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	公認会計士監査の充実及び強化を図るため、公認会計士等の独立性の強化、公認会計士等に対する監視監督機能の充実及び強化、公認会計士試験制度等の見直し等、所要の措置を講じる。 第156国会に公認会計士法の改正案を提出する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本公認会計士協会
	上段の団体の所管府省名	金融庁
②	資格の所管府省名	金融庁
③	資格の名称	外国公認会計士
	資格の内容	外国公認会計士は、公認会計士法に基づき、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする資格である。外国公認会計士は、監査又は証明業務のほか、外国公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	6 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	外国公認会計士は、当事者から独立した公正な第三者として行う財務書類の監査証明業務を通じて、企業内容等を出資者等の利害関係者に伝えることを本来の職能としており、その資務は極めて公共性の強いものである。 このような公共的な資務を果たすための職業専門家の業務は無制限に誰でも行い得るというものではなく、専門的学識など一定の要件を満たす者にのみ資格を与えることが必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	外国公認会計士は、監査又は会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としている。 したがって、国が責任をもって、一定の基準を定め、監査又は会計の職業専門家としての資質及び能力について、適切であると認められる者に対してのみ公認会計士資格を付与する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	国税庁			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	法務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		4			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	2		
			平成11年度	2		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		外国公認会計士は、当事者から独立した公正な第三者として行う財務書類の監査証明業務を通じて、企業内容等を出資者等の利害関係者に伝えることを本来の職能としており、極めて公共性の強いものであることから、公認会計士又は監査法人でない者は監査証明業務を行ってはならないとしている。 これは、資格制度の本質からも当然のことであり、民業圧迫という考え方は当てはまらないものと考えられる。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	公認会計士監査の充実及び強化を図るため、公認会計士等の独立性の強化、公認会計士等に対する監視監督機能の充実及び強化、公認会計士試験制度等の見直し等、所要の措置を講じる。 第156国会に公認会計士法の改正案を提出する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）データ通信協会
	上段の団体の所管府省名	総務省
②	資格の所管府省名	総務省
③	資格の名称	工事担任者
	資格の内容	電気通信事業法に基づき、利用者が端末設備又は自営電気通信設備を電気通信事業者の電気通信回線設備（ネットワーク）に接続するときには工事担任者資格者証の交付を受けている者にその工事を行わせ又は監督させることが義務付けられており、一定の水準を有する者に付与する資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	610,541（平成15年 2 月 18 日現在）
④	資格が必要な理由	利用者による端末設備等のネットワークへの接続において、その接続を誤って行えば、工事を行う者の人体に対する安全確保や電気通信事業者のネットワークへの損傷、ひいては第三者に与える影響が大きい。また、一旦ネットワークへの損傷が生じるとその回復は容易でない。このため、端末設備等を接続するための工事を実施し又は監督する者としての工事担任者資格者制度を設け、端末設備等の接続について一定の水準を確保する必要がある。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	工事担任者制度は、利用者が接続する端末設備又は自営電気通信設備の工事に関して技術基準に適合させることを国として確実に担保するため、工事担任者にこれに係る工事を行わせ、又は実地に監督させることを義務付けるものであり、いわば総務大臣の工事検査を代替するものと位置付けられるものである。 端末設備等のネットワークへの接続工事の確実な実施を図るためには、工事担任者が一定の水準以上の知識・技能を有することが必要であるが、このような工事担任者資格を民間に委ねた場合、工事担任者が保有する知識・技能の範囲が限定されたものとなってしまうおそれがあり、また、民間において格差が生じ適切かつ統一的な知識・技能水準の維持は困難となる。 したがって、端末設備等のネットワークへの接続工事遂行に当たり、安定的な接続工事を維持する観点から、国が責任をもって一定の水準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得しているか否かを国が判断する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	総務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		4,039,771			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	699,467		
			平成12年度	842,897		
			平成11年度	940,546		
			平成10年度	1,032,199		
			平成9年度	524,662		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		工事担任者の必置単位は、事業所ではなく工事を行う場所であり、必置人数についても必要最小限となっている。また、事業所は、事業の拡大により工事担任者の有資格者を増加する必要はない。 よって、資格が、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本税理士会連合会
	上段の団体の所管府省名	財務省
②	資格の所管府省名	財務省
③	資格の名称	税理士
	資格の内容	税理士は、税理士法に基づき、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、他人の求めに応じて次の業務を行うための資格である。 ①税務代理 税務官公署に対する税法や行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求、不服申立てなど税務調査や処分に対する主張について代理、代行を行う業務 ②税務書類の作成 税務官公署に提出する申告書や申請書等の書類の作成業務 ③税務相談 税務官公署に対する申告や主張、陳述、申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずる業務 ④付随業務 上記①から③の税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を行う業務 ⑤租税に関する訴訟の補佐人業務 租税に関する訴訟において、補佐人として、訴訟代理人（弁護士）とともに出頭して陳述する業務　【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	65,973　（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	申告納税制度の適正かつ円滑な運営を確保するためには、税理士が、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る必要がある。税理士がこうした公共的使命を踏まえ、その業務を適切に遂行することを確保するために、一定の要件を満たす者にのみ資格を与えることが必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を有している。 このように税理士業務の執行が、一般納税者に対してのみならず、税務行政に対しても重大な影響を与えるものであることをかんがみれば、国が責任をもって一定の基準を定め、税務職業専門家として資質及び能力について、ともに適切であると認められる者に対してのみ税理士資格を付与する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	大蔵省（国税庁）			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
			2			
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	623,389				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	142,223			
		平成12年度	132,041			
		平成11年度	120,545			
		平成10年度	116,193			
		平成9年度	112,387			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという高度な社会公共的使命を有していることから、税理士又は税理士法人でない者は税理士業務を行ってはならないとしている。 これは、資格制度の本質からも当然のことであり、民業圧迫という考え方は当てはまらないものと考えている。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）テクノエイド協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	義肢装具士	
	資格の内容	義肢装具士は、義肢装具士法に基づき、義肢装具工学、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者に付与される資格であり、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることが認められている。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,755	（平成14年10月1日現在）
④	資格が必要な理由	義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合は、義肢装具工学、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者が行わなければ、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある。このため、一定の知識・技能を有すると認められる者に義肢装具士の免許を与え、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を業として行うことを認めているものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について国が一定の関与を行うことが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		0	1	0	1	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	28,103				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	6,721			
		平成12年度	7,051			
		平成11年度	5,791			
		平成10年度	4,036			
		平成9年度	4,504			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	医療関係資格は、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を業とするものであることから、その水準を担保するため一定の知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、当該資格を有する者のみに業務に従事することを認めているものであり、これらの資格が民業圧迫になるものとは認識していない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）柔道整復研修試験財団	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	柔道整復師	
	資格の内容	柔道整復師は、柔道整復師法に基づき、柔道整復理論、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者に付与される資格であり、医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行ってはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	42,028	（平成14年　10月　1日現在）
④	資格が必要な理由	柔道整復は、柔道整復理論、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者が行わなければ、被施術者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある。このため、一定の知識・技能を有すると認められる者に柔道整復師の免許を与え、柔道整復を業として行うことを認めているものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について国が一定の関与を行うことが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		352,949			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	80,609		
			平成12年度	75,672		
			平成11年度	66,067		
			平成10年度	65,266		
			平成9年度	65,335		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		医業類似行為に関する資格は、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を業とするものであることから、その水準を担保するため一定の知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、当該資格を有する者のみに業務に従事することを認めているものであり、これらの資格が民業圧迫になるものとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）ビル管理教育センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	建築物環境衛生管理技術者
	資格の内容	建築物環境衛生管理技術者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、建築物衛生の専門知識を有する者に対し付与される資格であり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の所有者は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	53,132（累計）　（平成15年　2月　1日現在）
④	資格が必要な理由	オフィスビル等の大規模な建築物は、空調設備や給水設備が高度な仕組みで管理されているが、所有者が衛生管理上の十分な知識・能力を有していない。建築物の維持管理が不適切な場合、例えば、空調設備の冷却水が汚染されていると建築物内に病原生物が蔓延するおそれがあるなど、利用者の健康と安全の確保に支障が生じるおそれがある。このため、建築物衛生の専門知識を有する建築物環境管理技術者が、建築物の環境衛生上の維持管理に係る指導・助言等を行うことが必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		986,869			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	196,854		
			平成12年度	192,984		
			平成11年度	213,696		
			平成10年度	187,210		
			平成9年度	196,125		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		特定建築物は十分な衛生措置が必要であることから、一定の知識・技術を有する資格者によって管理が適正に行われる必要がある。このため、建築物管理技術者資格を設けることで特定建築物の管理が適正に行われ、もって公衆衛生の向上に資しているため、民業を圧迫するものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	(財)ビル管理教育センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	清掃作業監督者
	資格の内容	建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、清掃作業監督者が営業所に配置されていることを登録要件としており、清掃作業監督者は、建築物清掃作業及び建築物環境衛生総合管理業に関する講習を修了した者に付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	17,308（累計）（平成15年 2月 1日現在）
④	資格が必要な理由	建築物清掃作業及び建築物環境衛生総合管理業は、人の健康に影響を及ぼすおそれのある薬剤を使用したり、適切な管理が必要な清掃機械を用いたりする。このため、必要な講習を受けている監督者を営業所に配置することは、建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		323,769			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	36,088		
			平成12年度	74,290		
			平成11年度	84,450		
			平成10年度	79,413		
			平成9年度	49,528		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）ビル管理教育センター	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	空気環境測定実施者	
	資格の内容	建築物空気環境測定業及び建築物環境衛生総合管理業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、空気環境測定実施者が営業所に配置されていることを登録要件としており、空気環境測定実施者は、空気環境の測定に関する講習を修了した者に付与される資格である。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	7,870（累計）	（平成15年 2月 1日現在）
④	資格が必要な理由	空気環境の測定が正確に行われないと、例えば、空調設備の維持管理の不備により冷房病を引き起こすなど、建築物の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがある。このため、測定器の原理を熟知し、建築物内の空調の状況等も考慮しながら測定値に対して一定の評価を行う必要があるので、その実施者が必要な講習を受けていることは、空気環境測定業及び建築物環境衛生総合管理業の資質向上を図る上で必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		353,415			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	51,960		
			平成12年度	80,403		
			平成11年度	75,529		
			平成10年度	75,810		
			平成9年度	69,713		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	(財)ビル管理教育センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	空調給排水管理監督者
	資格の内容	建築物環境衛生総合管理業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、空調給排水管理監督者が営業所に配置されていることを登録要件としており、空調給排水管理監督者は空気環境や給排水に関する設備の維持管理に関する講習を修了した者に付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	844（累計）（平成15年 2月 1日現在）
④	資格が必要な理由	空気環境や給排水に関する設備の維持管理を適切に行わないと、例えば、空気環境の調整の不備による冷房病、消毒設備の不備による飲料水中の残留塩素の消失、排水設備の不備による悪臭、有害ガスや昆虫の発生など、建築物の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがある。このため、必要な講習を受けた監督者が営業所に配置されていることが、建築物環境衛生総合管理業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）					
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度			
			平成12年度			
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	(財)ビル管理教育センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	貯水槽清掃作業監督者
	資格の内容	建築物飲料水貯水槽清掃業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、貯水槽清掃作業監督者が営業所に配置されていることを登録要件としており、貯水槽清掃作業監督者は、貯水槽清掃作業に関する講習を修了した者に付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数(人)	26,996(累計) (平成15年 2月 1日現在)
④	資格が必要な理由	貯水槽清掃作業は、人体に影響のある薬剤を使用して作業等を行うことから、例えば、貯水槽清掃後に貯水槽内にそれが残留して飲料水を汚染するなど、作業が適切に行われなかった場合に建築物の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがある。このため、必要な講習を受けた監督者を営業所に配置することは、建築物飲料水貯水槽清掃業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		2			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名	厚生省	建設省		
		(平成13年1月5日以前)人数(人)	1	1		
		(平成13年1月6日以降)出身府省名				
		(平成13年1月6日以降)人数(人)				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		797,189			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	80,500		
			平成12年度	156,346		
			平成11年度	194,900		
			平成10年度	221,594		
			平成9年度	143,849		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）ビル管理教育センター	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	防除作業監督者	
	資格の内容	建築物ねずみ昆虫等防除業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ねずみ、昆虫等の防除作業監督者が営業所に配置されていることを登録要件としており、防除作業監督者は、ねずみ、昆虫等の防除作業に関する講習を修了した者に付与される資格である。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	9,248（累計）	（平成15年　2月　1日現在）
④	資格が必要な理由	ねずみ、昆虫等の防除作業は、人の健康に影響を与えるおそれのある殺鼠・殺虫剤等を用いることから、必要な講習を受けている監督者を営業所に配置することは、建築物ねずみ昆虫等防除業の資質向上等を図る上で必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		248,851			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	34,735		
			平成12年度	42,695		
			平成11年度	71,999		
			平成10年度	60,415		
			平成9年度	39,007		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）ビル管理教育センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	統括管理者
	資格の内容	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、建築物環境衛生総合管理業は、業務全般を統括する統括管理者が営業所に配置されていることを登録要件としており、統括管理者は、清掃、空気環境の測定、飲料水の水質検査、空気環境及び給排水に関する設備の維持管理の関連を熟知し、作業を総合的に管理するための講習を修了した者に付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	8,504（累計）（平成15年　2月　1日現在）
④	資格が必要な理由	建築物環境衛生総合管理業は、清掃、空気環境の測定、飲料水の水質検査、空気環境及び給排水設備の維持管理を総合的に行うものであるが、統括管理者は、各種の維持管理を効果的かつ効率的に行いつつ、建築物の利用者の健康を確保するため、各種の維持管理の関連を熟知し、作業を総合的に管理するための知識・技術を習得している必要がある。このため、必要な講習を受けている統括管理者を営業所に配置することは、建築物環境衛生総合管理業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		187,746			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	16,947		
			平成12年度	33,642		
			平成11年度	52,335		
			平成10年度	53,874		
			平成9年度	30,948		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	(財)ビル管理教育センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	ダクト清掃作業監督者
	資格の内容	建築物空気調和用ダクト清掃業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ダクト清掃作業監督者が営業所に配置されていることを登録要件としており、ダクト清掃作業監督者は、空気調和用ダクト清掃作業に関する講習を修了した者に付与される資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	426（累計）（平成15年 2月 1日現在）
④	資格が必要な理由	空気調和用ダクト清掃作業が適切に行われないと、例えば、ダクト内に残留した鼠の死骸等が腐敗し悪臭を放ったり、ダクト内から除去できなかった細菌、カビ等をかえって室内に流入させることになり、建築物の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがある。このため、必要な講習を受けている監督者を営業所に配置することは、建築物空気調和用ダクト清掃業の資質向上等を図る上で必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）					
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度			
			平成12年度			
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）ビル管理教育センター	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	排水管清掃作業監督者	
	資格の内容	建築物排水管清掃業は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、排水管清掃作業監督者が営業所に配置されていることを登録要件としており、排水管清掃作業監督者は、排水管清掃作業に関する講習を修了した者に対し付与される資格である。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1,414（累計）	（平成15年 2月 1日現在）
④	資格が必要な理由	排水管清掃作業が適切に行われないと、排水管の閉塞により排水が逆流、溢水して不衛生となったり、管内で閉塞した汚物類からの悪臭や有害ガスの発生により建築物の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがある。このため、必要な講習を受けている監督者を営業所に配置することは、建築物排水管清掃業の資質向上等を図る上で必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	上記の趣旨により資格の適正な水準を確保するため、資格認定について、国が一定の関与をすることが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省	建設省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		0	2	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）					
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度				
		平成12年度				
		平成11年度				
		平成10年度				
		平成9年度				
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、建築物衛生関係の業務を行うために必要な知識及び技術を研修により修得させ、建築物衛生業の資質向上等を図っているものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）給水工事技術振興財団	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	給水装置工事主任技術者	
	資格の内容	給水装置工事主任技術者は、水道法に基づき、指定給水装置工事事業者が、給水装置工事に関する技術上の管理等の業務を担当させるために、事業所ごとに選任する者に必要な資格である。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	208,825	（平成15年2月6日現在）
④	資格が必要な理由	給水装置は、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管等であり、正常な水を安全かつ確実に供給する上で重要な役割を担っている。このため、給水装置工事の適正な施行を確保するため、一定以上の知識及び技能を有する者がその技術上の管理等を行う必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を国が実施しない場合は、資格者の技術力水準が全国統一の普遍性のあるものとならない不都合が生じるため、一定の水準以上の知識及び技能を修得している者か否かを判断できる統一の国家試験を行う必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		0	1	0	1	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	2,655,960				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	494,549			
		平成12年度	575,305			
		平成11年度	664,150			
		平成10年度	577,859			
		平成9年度	344,097			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本資格は、従来各水道事業者により独自・個別に定められていた給水装置工事責任技術者制度等を、広域的な事業展開の妨げとならないよう、全国において同一の制度に統合するという規制の緩和を目的に創設されたものであり、かつ、給水装置工事の施行技術を一定水準以上に保つ必要性があることから、そもそも民業圧迫であるとは考えられない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	学校法人　大乗淑徳学園	
	上段の団体の所管府省名		
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある(1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。)。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	1, 669, 966(1級から3級までの累計)	(平成13年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		2			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名	厚生省	文部省		
		(平成13年1月5日以前)人数(人)	1	1		
		(平成13年1月6日以降)出身府省名				
		(平成13年1月6日以降)人数(人)				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			0	0	0	2
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)　12年度及び13年度の合計		6,892			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	3,187		
			平成12年度	3,705		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（株）ニチイ学館	
	上段の団体の所管府省名		
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある（1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。）。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1，669，966（1級から3級までの累計）	（平成13年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	2			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	0	2
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円） 12年度及び13年度の合計		18,166,018			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	7,879,841		
			平成12年度	10,286,177		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）広島県シルバー人材センター連合会	
	上段の団体の所管府省名		
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある（1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。）。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1，669，966（1級から3級までの累計）	（平成13年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省	財務省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円） 12年度及び13年度の合計		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	特級ボイラー技士	
	資格の内容	特級ボイラー技士は、労働安全衛生法に基づき、一定規模のボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いに関する一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、ボイラー技士免許を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	1,956 （昭和59年以前は集計できないため、除外した。）	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	ボイラーを取り扱う作業は危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。当該資格者は、取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が500㎡以上となる比較的大規模のボイラーの作業主任者として選任されるものであり、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ボイラーを取り扱う業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	特級ボイラー技士免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		31,925			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,001		
			平成12年度	5,644		
			平成11年度	5,920		
			平成10年度	6,504		
			平成9年度	7,856		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	一級ボイラー技士	
	資格の内容	一級ボイラー技士は、労働安全衛生法に基づき、一定規模のボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いに関する一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、ボイラー技士免許を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	53,114 （昭和59年以前は集計できないため、除外した。）	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	ボイラーを取り扱う作業は危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。当該資格者は、取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が25㎡以上500㎡未満となる中規模程度のボイラーの作業主任者として選任されるものであり、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ボイラーを取り扱う業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一級ボイラー技士免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		359,471			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	66,442		
			平成12年度	71,197		
			平成11年度	73,984		
			平成10年度	74,216		
			平成9年度	73,632		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	二級ボイラー技士	
	資格の内容	二級ボイラー技士は、労働安全衛生法に基づき、一定規模のボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いに関する一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、ボイラー技士免許を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	345,984 （昭和59年以前は集計できないため、除外した。）	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	ボイラーを取り扱う作業は危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。当該資格者は、取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が25㎡未満となる比較的小規模のボイラーの作業主任者として選任されるものであり、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ボイラーを取り扱う業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	二級ボイラー技士免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月15日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,944,300			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	355,564		
			平成12年度	393,296		
			平成11年度	399,736		
			平成10年度	396,064		
			平成9年度	399,640		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	特別ボイラー溶接士	
	資格の内容	特別ボイラー溶接士は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあっては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務に関する一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、ボイラー溶接士免許を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	1，062 （昭和59年以前は集計できないため、除外した。）	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	ボイラー及び第一種圧力容器を溶接する業務はボイラー及び第一種圧力容器を必要な強度をもって製造する上で非常に重要な作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ボイラー及び第一種圧力容器が爆発・破裂する等の労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		12,491			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,418		
			平成12年度	2,924		
			平成11年度	2,161		
			平成10年度	2,144		
			平成9年度	2,844		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	普通ボイラー溶接士	
	資格の内容	普通ボイラー溶接士は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー（小型ボイラーを除く。）又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあっては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務であって、溶接部の厚さが25mm以下の場合又は管台、フランジ等を取り付ける場合の溶接の業務に関し、一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、ボイラー溶接士免許を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5，566 （昭和59年以前は集計できないため、除外した。）	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	ボイラー及び第一種圧力容器を溶接する業務はボイラー及び第一種圧力容器を必要な強度をもって製造する上で非常に重要な作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ボイラー及び第一種圧力容器が爆発・破裂する等の労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		2	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	81,937				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	15,592			
		平成12年度	14,642			
		平成11年度	17,060			
		平成10年度	18,179			
		平成9年度	16,464			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ボイラー整備士	
	資格の内容	ボイラー整備士は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー又は第一種圧力容器の整備に関し、一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、ボイラー整備士免許を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	124,397	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	ボイラー及び第一種圧力容器を整備する業務はボイラー及び第一種圧力容器を必要な強度をもって維持する上で非常に重要な作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ボイラー及び第一種圧力容器が爆発・破裂する等の労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	125,215			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	24,036		
		平成12年度	26,003		
		平成11年度	25,512		
		平成10年度	24,552		
		平成9年度	25,112		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無		
		その内容及び実施時期			

①	国家資格名又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	クレーン運転士	
	資格の内容	クレーン運転士は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転に関し一定の知識・技能を有する者に付与する資格である。事業者は、クレーン運転士免許を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	498,937	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	クレーンの運転の業務は重量物を運搬する危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,159,634			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	219,320		
			平成12年度	226,862		
			平成11年度	231,175		
			平成10年度	243,168		
			平成9年度	239,109		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	移動式クレーン運転士	
	資格の内容	移動式クレーン運転士は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務に関し一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、移動式クレーン運転士免許を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	217,604	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	移動式クレーンの運転の業務は不特定の場所において重量物を運搬することから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、移動式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		451,256			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	77,838		
			平成12年度	77,302		
			平成11年度	87,493		
			平成10年度	96,342		
			平成9年度	112,281		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	デリック運転士	
	資格の内容	デリック運転士は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務に関し一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、デリック運転士免許を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	8,831	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	デリックの運転の業務は重量物を運搬することにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、デリックの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,836			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	781		
			平成12年度	584		
			平成11年度	725		
			平成10年度	814		
			平成9年度	932		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	揚貨装置運転士	
	資格の内容	揚貨装置運転士は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が5トン以上の揚貨装置の業務に関し一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、揚荷装置運転士免許を有する者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	6,071	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	揚貨装置の業務は船舶に設置された荷役用の機械の運転を行うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		54,089			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	10,531		
			平成12年度	9,204		
			平成11年度	9,933		
			平成10年度	12,676		
			平成9年度	11,745		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	発破技士	
	資格の内容	発破技士は、労働安全衛生法に基づき、発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務に関し、一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、発破技士免許を有するものでなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	66,759	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	発破作業は爆発物を取り扱うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		74,674			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	16,110		
			平成12年度	16,500		
			平成11年度	14,752		
			平成10年度	13,688		
			平成9年度	13,624		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	潜水士	
	資格の内容	潜水士は、労働安全衛生法に基づき、潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて行う水中の業務に関し、一定の知識・技能を有する者に付与される資格である。事業者は、潜水士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	108,008	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	潜水作業は水中での単独作業となることによる危険が高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格を廃止した場合は、潜水作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		276,933			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	54,813		
			平成12年度	52,472		
			平成11年度	56,432		
			平成10年度	55,400		
			平成9年度	57,816		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	林業架線作業主任者	
	資格の内容	林業架線作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業に関し、一定の知識・技能を有するものとして免許を受けた者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、林業架線作業主任者免許を有する者等のうちから作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	16,472	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	林業架線の作業は専ら山間部の狭隘な場所で、機材集材装置等の組立てを行う危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	林業架線作業主任者免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		11,138			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,034		
			平成12年度	2,424		
			平成11年度	2,272		
			平成10年度	2,480		
			平成9年度	1,928		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ガス溶接作業主任者	
	資格の内容	ガス溶接作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業に関し、一定の知識・技能を有するものとして免許を受けた者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、ガス溶接作業主任者免許を有する者等のうちから作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,226	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行うガス溶接作業は可燃性ガス及び酸素を取り扱う危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	ガス溶接作業主任者免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		29,568			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	5,437		
			平成12年度	6,267		
			平成11年度	5,520		
			平成10年度	6,528		
			平成9年度	5,816		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	(財)安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	高圧室内作業主任者	
	資格の内容	高圧室内作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。)に関し、一定の知識・技能を有するものとして免許を受けた者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業を行う場合は、作業室ごとに作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	14,956	(平成13年12月31日現在)
④	資格が必要な理由	高圧室内作業は、減圧症、有害ガス中毒等の重篤な健康障害のおそれや作業上の危険を伴うものであることから、当該作業及びそれに必要な設備等に関する専門的な知識・経験を有する者に指揮をさせることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格を廃止した場合には、圧気工事での減圧症等の労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	高圧室内作業主任者免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		2			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		7,568			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	1,328		
			平成12年度	1,768		
			平成11年度	1,344		
			平成10年度	1,952		
			平成9年度	1,176		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	
	資格の内容	ガンマ線透過写真撮影作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影作業に関し、一定の知識・技能を有するものとして免許を受けた者のうちから事業者に選任される資格であり、事業者は、当該作業を行う場合は、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	12,459	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	ガンマ線照射装置の使用等に係る作業は、がん等の重篤な健康障害の発生のおそれのあるものであることから、当該作業及び装置に関する専門的な知識・経験を有する者に指揮をさせることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格を廃止した場合は、非破壊検査でのガンマ線透過写真撮影における装置の誤使用によって、ガンマ線の被ばく等による労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		13,526			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,324		
			平成12年度	1,594		
			平成11年度	2,808		
			平成10年度	3,536		
			平成9年度	3,264		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	エックス線作業主任者	
	資格の内容	エックス線作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、①エックス線装置の使用又はエックス線の発生の伴う当該装置の検査の業務、②エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務に係る作業に関する一定の知識・技能を有するものとして免許を受けた者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業を行う場合は、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	81,168	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	エックス線装置の使用等に係る作業は、がん等の重篤な健康障害の発生のおそれのあるものであることから、当該作業及び装置に関する専門的な知識・経験を有する者に指揮をさせることが必要不可欠である。よって、仮に本資格を廃止した場合には、エックス線装置の誤使用によってエックス線の被ばく等による労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	エックス線作業主任者免許を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高いため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、知識及び技能が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		213,810			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	45,185		
			平成12年度	40,961		
			平成11年度	38,688		
			平成10年度	43,592		
			平成9年度	45,384		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本免許制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが非常に高い作業であるため、一定の免許を受けた者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種衛生管理者	
	資格の内容	第一種衛生管理者は、労働安全衛生法に基づき、職場の安全衛生業務のうち衛生に係る技術的事項に関し、一定の知識を有する者に付与される資格であり、事業者は、有害業務と関連の深い業種（農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業等）については、常時50人以上の労働者を使用する事業場において、第一種衛生管理者免許を有する者等のうちから一定数以上の衛生管理者を選任し、職場の安全衛生業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	743,201	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	有害業務と関連の深い業種（農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業等）における職場での労働衛生管理は、労働者の健康確保に必要な業務であり、労働衛生に関して必要な知識を有する者に管理させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格を廃止した場合は、職場での職業性疾病等が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	職場での労働衛生管理が適切に実施されない場合、職場での職業性疾病が増加することが懸念されるため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、労働衛生管理を実施する者の知識が適正な労働衛生管理の実施に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,421,713			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	313,989		
			平成12年度	289,828		
			平成11年度	276,976		
			平成10年度	275,008		
			平成9年度	265,912		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、労働衛生に関して必要な知識を持たない者が職場での労働衛生管理を行った場合、職場での職業性疾病が増加することが懸念されるため、一定の資格を取得した者に当該管理を行わせることにより、職場での労働者の健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第二種衛生管理者	
	資格の内容	第二種衛生管理者は、労働安全衛生法に基づき、職場の安全衛生業務のうち衛生に係る技術的事項に関し、一定の知識を有する者に付与される資格であり、事業者は、有害業務と関連の薄い業種については、常時50人以上の労働者を使用する事業場において、第二種衛生管理者免許を有する者から一定数以上の衛生管理者を選任し、職場の安全衛生業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	63,050	（平成13年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	職場での労働衛生管理は、労働者の健康確保に必要な業務であり、労働衛生に関して必要な知識を有する者に管理させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格を廃止した場合は、職場での職業性疾病等が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	職場での労働衛生管理が適切に実施されない場合、職場での職業性疾病が増加することが懸念されるため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による免許試験を実施することにより、労働衛生管理を実施する者の知識が適正な労働衛生管理の実施に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		456,150			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	114,972		
			平成12年度	98,538		
			平成11年度	84,128		
			平成10年度	80,080		
			平成9年度	78,432		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、労働衛生に関して必要な知識を持たない者が職場での労働衛生管理を行った場合、職場での職業性疾病が増加することが懸念されるため、一定の資格を取得した者に当該管理を行わせることにより、職場での労働者の健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	労働安全コンサルタント	
	資格の内容	労働安全衛生法に基づき、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行うための資格である。【名称独占等資格】	
	資格を取得している人数（人）	3,632	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	近年の技術革新とともに複雑化する職場環境においては、安全衛生に関する新たな専門的知識が絶えず必要不可欠となるが、全国500万事業場の大多数を占める中小規模の事業場においては、専門スタッフを配置できない等の理由から外部の専門家に頼らざるを得ない状況にあることから、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行う者である労働安全コンサルタントが必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	労働安全コンサルタントによる診断や指導の内容が不適切であると、労働災害防止にとって望ましくない結果を生じさせかねないため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による試験を実施することにより、知識及び経験が適正な診断及び指導の実施に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		71,112			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	37,322		
			平成12年度	33,790		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、コンサルタントによる診断や指導の内容が不適切であると、労働災害防止上、望ましくない結果を生じさせかねないため、必要な要件を備えていると国が確認した者に診断・指導を行わせることにより、事業場における安全衛生水準の向上を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	労働衛生コンサルタント	
	資格の内容	労働安全衛生法に基づき、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うための資格である。【名称独占等資格】	
	資格を取得している人数（人）	3,189	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	近年の技術革新とともに複雑化する職場環境においては、安全衛生に関する新たな専門的知識が絶えず必要不可欠となるが、全国500万事業場の大多数を占める中小規模の事業場においては、専門スタッフを配置できない等の理由から外部の専門家に頼らざるを得ない状況にあることから、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う者である労働衛生コンサルタントが必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	労働衛生コンサルタントによる診断や指導の内容が不適切であると、労働災害防止にとって望ましくない結果を生じさせかねないため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による試験を実施することにより、知識及び経験が適正な診断及び指導の実施に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		2	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	28,182				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	14,301			
		平成12年度	13,881			
		平成11年度				
		平成10年度				
		平成9年度				
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本制度は、コンサルタントによる診断や指導の内容が不適切であると、労働災害防止上、望ましくない結果を生じさせかねないため、必要な要件を備えていると国が確認した者に診断・指導を行わせることにより、事業場における安全衛生水準の向上を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	(財)安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種作業環境測定士	
	資格の内容	作業環境測定法に基づき、指定作業場において作業環境測定の業務のすべてを行うほか、第一種作業環境測定士の名称を用いて事業場(指定作業場を除く。)における作業環境測定の業務を行うための資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数(人)	16,639	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	作業環境測定は、作業環境の実態を把握するため空気環境中の粉じん、電離放射線、多種類の微量の化学物質について、デザイン、サンプリング及び分析(解析を含む。)を行うものであり、これらのすべての業務を行い得る第一種作業環境測定士は、測定しようとする物の性状、干渉物質の影響の排除等に関する高度の知識・技術が必要であることから、測定者の能力を公的に担保する必要がある。よって、仮にこの資格制度が廃止された場合は、適切な作業環境の改善が行われず、職業性疾病が増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	作業環境測定が適切に実施されない場合、適切な作業環境の改善が行われず、職業性疾病が増加することが懸念されるため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による試験を実施することにより、測定を実施する者の知識及び技能が適正な作業環境測定の実施に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		2			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		166,680(第二種作業環境測定士に関する収入を含む。)			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	35,957		
			平成12年度	32,310		
			平成11年度	32,994		
			平成10年度	31,873		
			平成9年度	33,546		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、作業環境測定が適切に実施されない場合、適切な作業環境の改善が行われず、職業性疾病が増加することが懸念されるため、必要な要件を備えていると国が確認した者に作業環境測定を行わせることにより、労働者の健康確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）安全衛生技術試験協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第二種作業環境測定士	
	資格の内容	作業環境測定法に基づき、指定作業場において作業環境測定のデザイン、サンプリングのほか簡易測定機器を使用してできる一部の分析業務を行うほか、第二種作業環境測定士の名称を用いて事業場（指定作業場を除く。）における作業環境測定の業務を行うための資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	4,003	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	作業環境測定は、作業環境管理の実施のため、その状況の良否を判定するものであり、作業場の実態を的確に把握するためには、必要な知識・実務能力を持つ者に当該測定を行わせることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、適切な作業環境の改善が行われず、職業性疾病が増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	作業環境測定が適切に実施されない場合、適切な作業環境の改善が行われず、職業性疾病が増加することが懸念されるため、公正性・中立性・斉一性・継続性を有した試験機関による試験を実施することにより、測定を実施する者の知識及び技能が適正な作業環境測定の実施に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		166,680（第一種作業環境測定士に関する収入を含む。）			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	35,957		
			平成12年度	32,310		
			平成11年度	32,994		
			平成10年度	31,873		
			平成9年度	33,546		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、作業環境測定が適切に実施されない場合、適切な作業環境の改善が行われず、職業性疾病が増加することが懸念されるため、必要な要件を備えていると国が確認した者に作業環境測定を行わせることにより、労働者の健康確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	地方競馬全国協会
	上段の団体の所管府省名	農林水産省
②	資格の所管府省名	農林水産省
③	資格の名称	調教師免許（地方競馬）
	資格の内容	調教師は、競馬法に基づき、地方競馬の競走のために馬を調教するため、一定の能力・技術水準を有する者に付与される資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	851 （平成15年1月1日現在）
④	資格が必要な理由	地方競馬の公正確保のため、一定の能力・技術水準、人物としての適性が求められるため。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	地方競馬は、競馬法により刑法の富くじの発売罪の違法性を阻却しており、競走の中心を担う調教師については、地方競馬の公正性を確保するため、法律（競馬法）に基づき免許を行う必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	農林水産省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	総務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		9,506			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,826		
			平成12年度	1,862		
			平成11年度	1,350		
			平成10年度	2,232		
			平成9年度	2,236		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		地方競馬は、競馬法により刑法の富くじの発売罪の違法性を阻却しており、競走の中心を担う調教師については、地方競馬の公正性の確保の観点から、法律（競馬法）に基づき当該免許の免許権者は地方競馬全国協会に限定されている。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	地方競馬全国協会	
	上段の団体の所管府省名	農林水産省	
②	資格の所管府省名	農林水産省	
③	資格の名称	騎手免許（地方競馬）	
	資格の内容	騎手は、競馬法に基づき、地方競馬の競走に騎乗するため、一定の能力・技術水準を有する者に付与される資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	525	（平成15年1月1日現在）
④	資格が必要な理由	地方競馬の公正確保のため、一定の能力・技術水準、人物としての適性が求められるため。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	地方競馬は、競馬法により刑法の富くじの発売罪の違法性を阻却しており、競走の中心を担う騎手については、地方競馬の公正性を確保するため、法律（競馬法）に基づき免許を行う必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	農林水産省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	総務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		6,184			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,204		
			平成12年度	1,248		
			平成11年度	922		
			平成10年度	1,390		
			平成9年度	1,420		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		地方競馬は、競馬法により刑法の富くじの発売罪の違法性を阻却しており、競走の中心を担う騎手については、地方競馬の公正性の確保の観点から、法律（競馬法）に基づき、当該免許の免許権者は地方競馬全国協会に限定されている。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）電気技術者試験センター	
	上段の団体の所管府省名	経済産業省	
②	資格の所管府省名	経済産業省	
③	資格の名称	電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）	
	資格の内容	電気主任技術者は、電気事業法に基づき、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督業務を行うための資格である。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	226,296	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	電気はその取扱いによっては大変危険なものであり、発電所、送電線、変電所等の保安監督業務が適切に行われない場合、爆発、火災さらには広域停電等により、公共の安全を損なうことになりかねない。このような事故を未然に防止し、国民生活の安全を確保するためには、発電所、送電線、変電所等の保安監督業務は、一定レベル以上の専門的な知識と技能を有する者に限定して認めることが必要。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度については、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督による公共の安全を確保するものであり、一元的な試験の実施により事業用電気工作物の保安監督を実施する者に必要な知識や技能を確保させるとともに、地域や試験実施者によってそれらの水準に差が生じないよう、国家資格試験として実施する必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,658,466			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	587,602		
			平成12年度	748,794		
			平成11年度	765,245		
			平成10年度	768,933		
			平成9年度	787,892		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		当該資格制度は、国民生活の安全を確保するために必要な制度であるが、民間事業者が試験を実施した場合、一元的な試験の実施により事業用電気工作物の保安監督を実施する者に必要な知識や技能を確保させることが困難になるとともに、地域や試験実施者によってそれらの水準に差が生じることとなるため、国家資格試験として実施している制度であり、これと類似の民間ビジネスも存在しないことから民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）電気技術者試験センター	
	上段の団体の所管府省名	経済産業省	
②	資格の所管府省名	経済産業省	
③	資格の名称	電気工事士（第一種、第二種）	
	資格の内容	電気工事士は、電気工事士法に基づき、一定範囲の電気工作物について電気工事の作業に従事する業務を行うための資格である。 【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	1,995,959	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	電気は国民の日常生活に密着していながら、その取扱いによっては大変危険なものであり、住宅、店舗、ビルなどの電気工事が適切に行われない場合、感電事故や漏電による火災が発生するなど国民の生活に大きな被害を与えることになりかねない。このような事故を未然に防止し、国民生活の安全を確保するためには、住宅、店舗、ビル等の電気設備の工事は、一定レベル以上の専門的な知識と技能を有する者に限定して認めることが必要。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度については、電気の工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与するものであり、一元的な試験の実施により電気工事を実施する者に必要な知識や技能を確保させるとともに、地域や試験実施者によってそれらの水準に差が生じないよう、国家資格試験として実施する必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	通商産業省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		8,136,893			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,311,595		
			平成12年度	1,744,962		
			平成11年度	1,730,085		
			平成10年度	1,661,132		
			平成9年度	1,689,119		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		当該資格制度は、国民生活の安全を確保するために必要な制度であるが、民間事業者が試験を実施した場合、一元的な試験の実施により電気工事を実施する者に必要な知識や技能を確保させることが困難になるとともに、地域や試験実施者によってそれらの水準に差が生じることとなるため、国家資格試験として実施している制度であり、これと類似の民間ビジネスも存在しないことから民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本海洋レジャー安全・振興協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	小型船舶操縦士	
	資格の内容	小型船舶操縦士は、船舶職員法に基づき、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,780,919	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	海上保安庁	国土交通省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	2	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		6,937,236			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,171,938		
			平成12年度	1,283,672		
			平成11年度	1,521,085		
			平成10年度	1,540,096		
			平成9年度	1,420,445		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		小型船舶操縦士の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	小型船舶操縦士に係る利用者ニーズの変化に的確に対応するとともに、航行の安全を一層図るため、資格区分の再編成及び操縦者が遵守すべき事項の明確化等の見直しを行った（平成15年6月1日施行）。また、「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本航空（株）
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	操縦士
	資格の内容	操縦士は、航空法に基づき、航空機を操縦するために必要な資格で、次の三つに分類される。 ①定期運送用操縦士 航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 （イ）事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 （ロ）機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、構造上、その操縦のために二人を要するものの操縦を行うこと。 （ハ）機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。）の操縦を行うこと。 ②事業用操縦士 航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 （イ）自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 （ロ）報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 （ハ）航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 （ニ）機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 （ホ）機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、構造上、一人の操縦者で操縦することができるもの（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機にあっては、当該特定の方法又は方式により飛行する航空機を除く。）の操縦を行うこと。 ③自家用操縦士 報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 なお、資格を取得するためには国家試験（学科試験及び実地試験）に合格しなければならないが、指定航空従事者養成施設として国土交通大臣の認定を取得した民間団体においては、実地試験の全部又は一部が免除される。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	3,027（課程修了者の延べ人数）（平成15年2月25日現在）
④	資格が必要な理由	操縦士の資格は、国際民間航空条約（シカゴ条約）及びその附属書に基づき設定しているものである。上記条約によれば、当該資格は国が発給しなければならない旨規定されている。航空機を操縦するために必要な技術上の基準を試験により求めており、航空に関する幅広い知識、航空機の操縦に関する専門的な技能が必要であることから、このような資格制度を設けている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	シカゴ条約上、国が発給しなければならない旨規定されており、また、当該資格制度は国民の生命、財産を守る観点に直結するものであり、国が保証しなければならない資格と考える。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	1	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	0				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	0			
		平成12年度	0			
		平成11年度	0			
		平成10年度	0			
		平成9年度	0			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	シカゴ条約及びその附属書に基づき設定された制度であり、民間航空の安全確保のためになくてはならない資格制度と考える。また資格を取得するための要件についても国際的にみて妥当である。指定航空従事者養成施設として国土交通大臣が指定した民間団体には、国家試験の一部を免除しているが、指定航空従事者養成施設の指定を受けるか、受けないかは民間団体の自由意思であり、国は指定に関し一定の基準を明示しているのみであり、民業を圧迫するようなものではない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本航空（株）
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	航空整備士
	資格の内容	航空整備士は、航空法に基づき、整備をした航空機について、当該機の強度、構造及び性能が所定の耐空性基準に適合することについて確認の行為を行うために必要な資格である。すべての航空機が対象となる1等航空整備士と整備に高度の知識及び能力を要する航空機以外のものが対象となる2等航空整備士の2つに分類される。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	5,737（課程修了者の延べ人数）（平成15年2月25日現在）
④	資格が必要な理由	航空整備士の資格は、国際民間航空条約（シカゴ条約）附属書に基づき設定しているものである。航空機を整備するために必要な技術上の基準を試験により求めており、航空に関する幅広い知識、航空機の整備に関する専門的な技能が必要であることから、このような資格制度を設けている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度は国民の生命、財産を守る観点に直結するものであり、国が保証しなければならない資格と考える。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	1	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	0				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	0			
		平成12年度	0			
		平成11年度	0			
		平成10年度	0			
		平成9年度	0			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	-				
		当該資格はシカゴ条約附属書に基づき設定しており、民間航空の安全確保のためになくてはならない資格制度と考える。また、資格を取得するための要件についても国際的にみて妥当である。 指定航空従事者養成施設として国土交通大臣が指定した民間団体には、国家試験の一部を免除しているが、指定航空従事者養成施設の指定を受けるか、受けないかは民間団体の自由意思であり、国は指定に関し一定の基準を明示しているのみであり、民業を圧迫するようなものではない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本航空（株）
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	航空工場整備士
	資格の内容	航空工場整備士は、航空法に基づき、整備又は改造を実施した航空機について、当該機の強度、構造及び性能が所定の耐空性基準に適合するか確認の行為を行うために必要な資格である。業務の種類によって機体構造関係、機体装備品関係、ピストン発動機関係、タービン発動機関係、プロペラ関係、計器関係、電子装備品関係、電気装備品関係、無線通信機器関係に分かれる。基本的に修理工場などに配置される。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	3（課程修了者の延べ人数）（平成15年2月25日現在）
④	資格が必要な理由	航空工場整備士の資格は、国際民間航空条約（シカゴ条約）附属書に基づき設定しているものである。航空機を整備するために必要な技術上の基準を試験により求めており、航空に関する幅広い知識、航空機の整備に関する専門的な技能が必要であることから、このような資格制度を設けている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度は国民の生命、財産を守る観点に直結するものであり、国が保証しなければならない資格と考える。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1

⑥ 公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
	1	0	1	0

⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	0

⑧ 過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	
平成13年度	0
平成12年度	0
平成11年度	0
平成10年度	0
平成9年度	0

⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。
	上段の理由	当該資格はシカゴ条約附属書に基づき設定しており、民間航空の安全確保のためになくてはならない資格制度と考える。また、資格を取得するための要件についても国際的にみて妥当である。 指定航空従事者養成施設として国土交通大臣が指定した民間団体には、国家試験の一部を免除しているが、指定航空従事者養成施設の指定を受けるか、受けないかは民間団体の自由意思であり、国は指定に関し一定の基準を明示しているのみであり、民業を圧迫するようなものではない。

⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無
		その内容及び実施時期	

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本航空（株）
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	計器飛行証明
	資格の内容	計器飛行証明は、航空法に基づき、計器飛行により航空機を操縦するために必要となる資格である。 計器飛行とは、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行であり、航空法第34条において、定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行（計器飛行等）の技能について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなければ、計器飛行等を行ってはならないこととなっている。 一　計器飛行 二　計器飛行以外の航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行（計器航法による飛行）で国土交通省令で定める距離又は時間を超えて行うもの 三　計器飛行方式による飛行【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	713（課程修了者の延べ人数）（平成15年2月25日現在）
④	資格が必要な理由	計器飛行証明は、国際民間航空条約（シカゴ条約）附属書に基づき設定しているものである。計器飛行により航空機を操縦するために必要な技術上の基準を試験により課しており、航空計器に関する幅広い知識、計器の取扱いに関する専門的な技能が必要であることから、このような資格制度を設けている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度は国民の生命、財産を守る観点に直結するものであり、国が保証しなければならない資格と考える。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		当該資格はシカゴ条約附属書に基づき設定しており、民間航空の安全確保のためになくてはならない資格制度と考える。また、資格を取得するための要件についても国際的にみて妥当である。 指定航空従事者養成施設として国土交通大臣が指定した民間団体には、国家試験の一部を免除しているが、指定航空従事者養成施設の指定を受けるか、受けないかは民間団体の自由意思であり、国は指定に関し一定の基準を明示しているのみであり、民業を圧迫するようなものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）全国旅行業協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	旅行業務取扱主任者	
	資格の内容	旅行業務取扱主任者は、旅行業法及び同法施行規則に基づき、次の事項についての管理監督事務について、一定水準の知識を有する者に付与される資格である。 ① 旅行者と契約を締結しようとする際の取引条件の説明と取引条件説明書面の交付 ② 旅行者と契約を締結した時の取引条件の説明と取引条件説明書面の交付 ③ 広告の実施 ④ 旅行に関する苦情の処理【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	119,487	（平成15年2月24日現在）
④	資格が必要な理由	旅行業務に関する取引の公正の維持等を図るために、旅行業務に関する取引の行われる拠点である営業所に一定水準以上の法律及び旅行実務の知識を有する者を配置して、その営業所における旅行業務の取扱いが適法なものとなるよう管理監督を行わせ、もって消費者の保護を図る。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を国家資格とせず、民間機関等で各々実施するとすれば、旅行者との取引の責任者としての法律知識、旅行実務に関する知識に関して一定の水準が保持できなくなるために、旅行者に対し上質のサービスを提供し取引の公正を維持できなくなるといった不都合が生じるため、一定の知識水準について国が判断した上で、旅行業務取引の管理監督に当たらせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		675,830			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	118,939		
			平成12年度	126,072		
			平成11年度	126,878		
			平成10年度	147,258		
			平成9年度	156,683		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		当該国家試験は全国一斉一律に実施されるべきものであり、現在全国的に当該試験を実施できる民間営利企業はない。また、研修についても全国規模で一定のカリキュラムに沿って実施される必要があり、現在当該研修を全国規模で実施できる民間営利企業はないと認識している。さらに営利企業から試験及び研修実施に関するクレームも無く、競合しているとは判断していないことから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、旅行の形態の多様化など旅行業をめぐる状況の変化を踏まえ、旅行業務取扱主任者試験制度の在り方につき、平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）全国旅行業協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	旅程管理者のうち主任	
	資格の内容	旅行業法に基づき、旅程管理業務を行う主任の者になろうとする者を対象に、旅程管理業務に必要な必要な知識・実務等に関し研修を実施する。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	29,464	（平成14年1月1日現在）
④	資格が必要な理由	旅行者に同行して円滑な旅行を実施し、旅行客に安心・安全な旅を提供するためには緊急時の対処法を始め、旅程管理実務について主任の者には一定の知識・技能を修得させる必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	旅程管理業務を行う主任の者に対し、一定の知識・技能を担保することがないならば、消費者に対して「安心感」を与えることができない。一定の知識・技能水準の維持を図り、旅行客にその旨の周知するためにも、事業認定制度による資格である必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年9月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		52,869			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	11,748		
			平成12年度	9,500		
			平成11年度	10,621		
			平成10年度	10,950		
			平成9年度	10,050		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本研修を実施しようとする者は、旅行業法施行規則第35条第1項の規定に基づき国土交通大臣に申請することとされており、民間事業者にも門戸は開放されていると認識している。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、登録機関による実施を行なう予定である。なお、旅行業務取扱主任者制度の在り方についての見直しに併せ、旅程管理研修の在り方につき、見直す。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）不動産適正取引推進機構	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	宅地建物取引主任者	
	資格の内容	宅地建物取引主任者は、宅地建物取引業法に基づき、付与される資格である。同法では、宅地建物取引を業として行う者（以下「宅建業者」という。）について、国土交通大臣又は都道府県知事の免許にかからしめ、当該宅建業者についてはその事務所等において、一定の数の宅地建物取引主任者（以下「主任者」という。）を設置しなければならないとされている。宅地建物の取引に際しての、重要事項説明（同法第35条）及び契約内容を記した書面への記名押印（同法第37条第3項）は主任者が行うこととされており、主任者となるためには、主任者試験に合格し、都道府県知事の登録（原則として宅地建物取引業に従事した2年以上の実務経験が必要）を受け、さらに主任者証の交付を受ける必要がある。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	695,215	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	法令上及び実務上広範な知識を要する宅地建物取引を宅建業者が適正に運営するよう、宅建業者に所要の能力を有する資格者の設置を義務付けているものであり、消費者利益の保護及び不動産流通の円滑化の観点から必要な資格である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	宅地建物取引主任者資格試験は都道府県知事の事務であり、通常の国家資格とは異なる。宅地建物取引主任者資格試験が都道府県知事の事務とされているのは、宅建業免許の付与の大半を行う都道府県知事が、免許を与えた者の責務として、業者の適正な業務執行を担保するために行うものであるためである。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	2			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			2	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		7,679,028			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,432,403		
			平成12年度	1,473,255		
			平成11年度	1,560,391		
			平成10年度	1,573,754		
			平成9年度	1,639,225		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		宅地建物取引主任者の設置義務は、広範な知識を要する宅地建物取引業務の適正な執行を担保するため必要最小限の範囲で、所要の能力を有する資格者の設置を義務付けているものであり、民業圧迫には当たらないと考えている。また、都道府県知事が宅地建物取引主任者資格試験を委託する場合の委託先として、国が不動産適正取引推進機構を指定しているが、同機構に試験事務を委託するか否かは都道府県知事の自由な判断によるものであり、国が独占的な業務の実施を保証しているものではない。さらに、これまで都道府県知事から試験を他の機関に委託したいとの要望を受けたこともない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）マンション管理センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	マンション管理士
	資格の内容	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、国土交通大臣（指定登録機関）の登録を受け、マンション管理士の名称を用いて、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者の資格である。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	5,267（平成15年2月21日現在）
④	資格が必要な理由	マンションの適正な管理を実施していくためには、多数の区分所有者間の合意形成を図り管理組合を運営していくことが必要となるほか、戸建住宅と比較し、その構造が複雑かつ大規模となることから、適切な維持・管理を図っていくためには高度で技術的な知識が必要となり、様々な場面で専門的知識が管理組合に要求されるところである。このため、管理組合の相談体制の充実が求められていたところであり、管理組合等からの相談を受けて指導、助言等を行うマンション管理士制度が必要とされているところである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	マンションは、各区分所有者の重要な個人資産の一部であるため、その管理の適正化に関し、助言・指導等を行うマンション管理士制度は、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務等の義務が課される国家資格である必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		2			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	建設省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,048,133			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,048,133		
			平成12年度			
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		マンションの適正な管理を実施していくためには、多数の区分所有者間の合意形成を図り管理組合を運営していくことが必要となるほか、適切な維持・管理を図っていくためには高度で技術的な知識が必要となることから、管理組合の相談体制の充実が求められていたところであり、管理組合等からの相談を受けて指導、助言等を行うマンション管理士制度が必要とされているところである。また、マンション管理士は、名称独占資格であることから、マンション管理士の資格を有していない者がマンション管理士と同様の業務を行うことは制限されていないためである。マンション管理士試験事務及び登録事務については、国の事務であるため、これらを代行することは、民業圧迫には当たらない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	国民生活センター	
	上段の団体の所管府省名	内閣府	
②	資格の所管府省名	内閣府	
③	資格の名称	消費生活専門相談員	
	資格の内容	各地の消費生活センターで消費者相談に携わる相談員の能力、資質の向上等を図るため、第23回消費者保護会議（議長　内閣総理大臣　平成2年12月開催）における決定に基づき、平成3年度に創設され、国民生活センターにおいて試験に合格した者を認定する資格である。【名称独占等資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,630	（平成14年4月1日現在）
④	資格が必要な理由	消費者被害の未然防止・救済を図る上で、 ①複雑、多様化している消費生活相談の処理に対応する消費生活相談員には、法律、経済その他幅広い知識と能力が求められるようになっている。 ②消費者にとってどの地域においても一定水準以上の相談サービスを受けられることが必要である。 などの理由から、消費生活相談員の能力及び資質の向上を図る必要があるため。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	本資格制度は、全国の消費生活センターで消費者相談に携わる相談員の能力・資質の向上、新たな人材の発掘、相談員のモラルの向上といった諸課題を具体的に解決するため資格認定試験を実施している。消費者がどの地域においても一定水準以上の相談サービスを受けられるためには、全国の消費生活センターの中核機関である国民生活センターによる認定が必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	経済企画庁			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		44,216			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	11,352		
			平成12年度	7,530		
			平成11年度	9,488		
			平成10年度	8,306		
			平成9年度	7,539		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本資格制度は、各地の消費生活センターで消費者相談に携わる相談員の能力、資質の向上等を図るため創設され実施しているものであるため。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「消費生活専門相談員」資格認定制度と類似する資格がある場合には、一の資格者が他の資格を取得する際に一部免除措置の導入が可能であるか否かについて検討を行うこととしている。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）消防試験研究センター
	上段の団体の所管府省名	総務省
②	資格の所管府省名	総務省
③	資格の名称	危険物取扱者
	資格の内容	危険物取扱者は、消防法に基づき、製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」）において危険物を取り扱うことができる資格である。また、甲種又は乙種危険物取扱者は、製造所等において、危険物取扱者以外の者の取扱いに立ち会うことが必要である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	6，377，364（制度発足以来の合格者数　平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	火災を発生させ、又は拡大させるおそれのある危険物に係る保安を確保するためには、危険物の取扱い等に関して一定水準以上の知識を有する資格者が取扱い作業を行うか、または資格を有しない者の取扱いに立ち会うことが必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を国家資格としない場合は、資格が担保する技術水準の統一的確保が困難となり、国民の生命、財産に多大な影響を及ぼすこととなるとともに、当該資格の全国通用性が失われ、利便性を大きく損なう可能性があること等から、危険物保安の効果的かつ円滑な実施の支障となる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	総務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		11,900,702			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,497,311		
			平成12年度	2,490,873		
			平成11年度	2,418,594		
			平成10年度	2,298,341		
			平成9年度	2,195,583		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		危険物は取扱いを誤ると多くの生命や財産を一瞬で奪ってしまう可能性を有しており、国民の生命・身体保護のほか、石油や化学産業などにおける安定した経済基盤確保の観点からも本制度は必要である。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）消防試験研究センター	
	上段の団体の所管府省名	総務省	
②	資格の所管府省名	総務省	
③	資格の名称	消防設備士	
	資格の内容	消防設備士は、消防法に基づき、消防法令で定める技術上の基準に従って設置しなければならない消防用設備等の当該設置に係る工事又は当該消防用設備等の整備のうち、一定のものを行うことができる資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	787,333	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	消防用設備等については、国民の生命、身体及び財産の火災からの保護にかかわるため、的確な工事又は整備をすることが求められており、したがって、当該工事又は整備に関し必要な専門的知識及び技能を担保するための資格制度を設け、一定の水準を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を都道府県知事（本制度の場合、国ではなく都道府県知事）が実施しない場合は、消防用設備等の的確な工事又は整備を行うために必要な専門的知識及び技能が一定の水準未満である者が、当該工事又は整備を行うこととなる可能性があり、このような者により工事又は整備がされた消防用設備等が火災時においてその本来の性能を発揮しないことになれば、国民の生命、身体及び財産に多大な影響を及ぼすこととなる。したがって、国民の生命、身体及び財産を火災から保護する観点から、一定の水準以上の知識及び技能を修得している者か否かを都道府県知事が一定の基準のもとに判断した上で消防用整備等の工事又は整備を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	総務省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,624,564			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	329,131		
			平成12年度	319,320		
			平成11年度	343,491		
			平成10年度	307,909		
			平成9年度	324,713		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		消防用設備等は、その工事又は整備の水準が一定以上に保たれない場合には、国民の生命、身体及び財産を火災から保護することができないため、民業に任せることは適当でなく、都道府県知事の資格制度とすることが適当であることから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）原子力安全技術センター
	上段の団体の所管府省名	文部科学省
②	資格の所管府省名	文部科学省
③	資格の名称	放射線取扱主任者
	資格の内容	放射線取扱主任者とは、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素あるいは放射線発生装置を取り扱う場合に、放射線障害の防止について監督の業務を行うための資格である。 放射性同位元素及び放射線発生装置は、取扱いにより、放射線障害を発生するおそれがあり、放射線業務従事者や一般公衆等に対して放射線障害を防止するため、事業所ごとに放射線取扱主任者を選任して監督を行わせている。 そのため、使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射線障害の防止について監督を行わせるため、放射線取扱主任者免状を有する者から放射線取扱主任者として1事業所につき1名以上を選任し、届出をしなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	50,688 （平成14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	放射性同位元素等は使用者が取扱いを誤れば本人及び周囲の人々に放射線障害を与えてしまう危険な物質である。そのため、放射性同位元素等を使用する事業所等の放射線管理者は放射線に関する十分な専門知識を持った者でなければならない。 よって、放射性同位元素等を使用する者は放射性同位元素等の取扱いに関して課せられた義務を履行し得るよう担保するため、使用者（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する者を除く）、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行う専門知識を持った放射線取扱主任者を選任する必要があり、これにより放射線障害を防止する。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	主任者が取扱う放射性同位元素等は取扱いを誤れば放射線障害を与えてしまう危険がある。そのため放射線障害の防止に関して監督を行うことのできる専門知識を有する者に対し、国が責任を持って資格を与える必要があることから、法律に基づき設置されている。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	文部科学省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		686,470(試験:439,965、講習:246,505)			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	147,561(試験:95,919、講習:51,642)		
			平成12年度	139,886(試験:92,952、講習:46,934)		
			平成11年度	142,687(試験:86,759、講習:55,928)		
			平成10年度	128,023(試験81,651、講習:46,372)		
			平成9年度	128,309(試験:82,682、講習:45,627)		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		放射線取扱主任者は、放射線障害を生ずるおそれのある放射性同位元素等を取り扱うことから、法律に基づき、国が責任を持って資格を与える必要があるため。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	以下の内容について、平成16年度に見直し予定である。 ・試験区分毎の従事できる業務内容 ・医師又は歯科医師の特例 ・試験区分			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本アイソトープ協会
	上段の団体の所管府省名	文部科学省
②	資格の所管府省名	文部科学省
③	資格の名称	放射線取扱主任者
	資格の内容	放射線取扱主任者とは、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素あるいは放射線発生装置を取り扱う場合に、放射線障害の防止について監督の業務を行うための資格である。 放射性同位元素及び放射線発生装置は、取扱いにより、放射線障害を発生するおそれがあり、放射線業務従事者や一般公衆等に対して放射線障害を防止するため、事業所ごとに放射線取扱主任者を選任して監督を行わせている。 そのため、使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射線障害の防止について監督を行わせるため、放射線取扱主任者免状を有する者から放射線取扱主任者として1事業所につき1名以上を選任し、届出をしなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	50,688 （平成14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	放射性同位元素等は使用者が取扱いを誤れば本人及び周囲の人々に放射線障害を与えてしまう危険な物質である。そのため、放射性同位元素等を使用する事業所等の放射線管理者は放射線に関する十分な専門知識を持った者でなければならない。 よって、放射性同位元素等を使用する者は放射性同位元素等の取扱いに関して課せられた義務を履行し得るよう担保するため、使用者（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する者を除く）、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行う専門知識を持った放射線取扱主任者を選任する必要があり、これにより放射線障害を防止する。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	主任者が取扱う放射性同位元素等は取扱いを誤れば放射線障害を与えてしまう危険がある。そのため放射線障害の防止に関して監督を行うことのできる専門知識を有する者に対し、国が責任を持って資格を与える必要があることから、法律に基づき設置されている。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	科学技術庁			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		297,311			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	66,785		
			平成12年度	61,435		
			平成11年度	49,668		
			平成10年度	54,806		
			平成9年度	64,615		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		放射線取扱主任者は、放射線障害を生ずるおそれのある放射性同位元素等を取り扱うことから、法律に基づき、国が責任を持って資格を与える必要があるため。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	以下の内容について、平成16年度に見直す予定である。 ・試験区分毎の従事できる業務内容 ・医師または歯科医師の特例 ・試験区分			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本サッカー協会
	上段の団体の所管府省名	文部科学省
②	資格の所管府省名	民間資格(文部科学省)
③	資格の名称	地域スポーツ指導者（サッカー）
	資格の内容	スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程（省令）に基づき、地域住民を対象にサッカーについての指導を安全かつ効果的に行うために、必要な知識・技能を審査し、証明する。
	資格を取得している人数（人）	9,580 （平成14年10月1日現在）
④	資格が必要な理由	国民が各々のニーズに応じて、安全に楽しくスポーツ活動を行うためには、運動生理学、応急手当の方法、各種目ごとの特性などの専門知識を身に付けたスポーツ指導者の存在が不可欠である。本資格は、このような専門知識を有するスポーツ指導者の養成を促進するとともに、本資格を有する指導者への信頼性を高めることにより、その活動がより円滑かつ効果的に行われることに資するものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	文部科学大臣による本資格の認定制度については、本資格に関する事務・事業が一定の水準にあることについて、国民の信頼を高める効果があり、これにより、本資格の周知や、本資格に関する事務・事業の円滑な実施に資してきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		スポーツ指導者の知識・技能審査事業（以下「技能審査」という。）は、技能審査を実施するスポーツ団体の申請を受け、一定の水準に達しているものを、スポーツの関係者及び学識経験者の意見を聞いた上で、文部科学大臣が認定するものであり、認定を受ける団体数に制限もなく、民業圧迫となっているとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本サッカー協会
	上段の団体の所管府省名	文部科学省
②	資格の所管府省名	民間資格(文部科学省)
③	資格の名称	競技力向上指導者（サッカー）
	資格の内容	スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程（省令）に基づき、サッカーについて、競技選手の競技力の向上を図るために、指導者として必要な知識・技能を審査し、証明する。
	資格を取得している人数（人）	1,603 （平成14年10月1日現在）
④	資格が必要な理由	競技選手の競技力を安全かつ効果的に向上させるためには、運動生理学、応急手当の方法、各種目ごとの特性などの専門知識を身に付けたスポーツ指導者の存在が不可欠である。本資格は、このような専門知識を有するスポーツ指導者の養成を促進するとともに、本資格を有する指導者への信頼性を高めることにより、その活動がより円滑かつ効果的に行われることに資するものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	文部科学大臣による本資格の認定制度については、本資格に関する事務・事業が一定の水準にあることについて、国民の信頼を高める効果があり、これにより、本資格の周知や、本資格に関する事務・事業の円滑な実施に資してきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		170,099			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	94,822		
			平成12年度	29,917		
			平成11年度	21,386		
			平成10年度	12,095		
			平成9年度	11,879		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		スポーツ指導者の知識・技能審査事業（以下「技能審査」という。）は、技能審査を実施するスポーツ団体の申請を受け、一定の水準に達しているものを、スポーツの関係者及び学識経験者の意見を聞いた上で、文部科学大臣が認定するものであり、認定を受ける団体数に制限もなく、民業圧迫となっているとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本馬術連盟
	上段の団体の所管府省名	農林水産省
②	資格の所管府省名	民間資格(文部科学省)
③	資格の名称	地域スポーツ指導者（馬術）
	資格の内容	スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程（省令）に基づき、地域住民を対象に馬術についての指導を行うために必要な知識・技能を審査し、証明する。
	資格を取得している人数（人）	8 （平成14年10月1日現在）
④	資格が必要な理由	国民が各々のニーズに応じて、安全に楽しくスポーツ活動を行うためには、運動生理学、応急手当の方法、各種目ごとの特性などの専門知識を身に付けたスポーツ指導者の存在が不可欠である。本資格は、このような専門知識を有するスポーツ指導者の養成を促進するとともに、本資格を有する指導者への信頼性を高めることにより、その活動がより円滑かつ効果的に行われることに資するものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	文部科学大臣による本資格の認定制度については、本資格に関する事務・事業が一定の水準にあることについて、国民の信頼を高める効果があり、これにより、本資格の周知や、本資格に関する事務・事業の円滑な実施に資してきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	農林水産省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		スポーツ指導者の知識・技能審査事業（以下「技能審査」という。）は、技能審査を実施するスポーツ団体の申請を受け、一定の水準に達しているものを、スポーツの関係者及び学識経験者の意見を聞いた上で、文部科学大臣が認定するものであり、認定を受ける団体数に制限もなく、民業圧迫となっているとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本馬術連盟
	上段の団体の所管府省名	農林水産省
②	資格の所管府省名	民間資格(文部科学省)
③	資格の名称	競技力向上指導者（馬術）
	資格の内容	スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程（省令）に基づき、馬術について、競技選手の競技力の向上を図るために、指導者として必要な知識・技能を審査し、証明する。
	資格を取得している人数（人）	167 （平成14年10月1日現在）
④	資格が必要な理由	競技選手の競技力を安全かつ効果的に向上させるためには、運動生理学、応急手当の方法、各種目ごとの特性などの専門知識を身に付けたスポーツ指導者の存在が不可欠である。本資格は、このような専門知識を有するスポーツ指導者の養成を促進するとともに、本資格を有する指導者への信頼性を高めることにより、その活動がより円滑かつ効果的に行われることに資するものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	文部科学大臣による本資格の認定制度については、本資格に関する事務・事業が一定の水準にあることについて、国民の信頼を高める効果があり、これにより、本資格の周知や、本資格に関する事務・事業の円滑な実施に資してきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	農林水産省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		スポーツ指導者の知識・技能審査事業（以下「技能審査」という。）は、技能審査を実施するスポーツ団体の申請を受け、一定の水準に達しているものを、スポーツの関係者及び学識経験者の意見を聞いた上で、文部科学大臣が認定するものであり、認定を受ける団体数に制限もなく、民業圧迫となっているとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本スペイン協会
	上段の団体の所管府省名	外務省
②	資格の所管府省名	民間資格（文部科学省）
③	資格の名称	スペイン語技能
	資格の内容	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（省令）に基づき、スペイン語の普及及び向上を図るため、スペイン語に関する知識・技能の水準を審査し、証明する。
	資格を取得している人数（人）	30,893 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	当該資格は、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会で適切に評価されるような生涯学習社会の実現を目指している我が国において、学習の成果を適切に評価することにより、学習状況が把握でき、学習意欲が増進し、さらなる知識及び技能の向上に資するなど、重要な役割を果たしている。また、当該資格の合格に係る学習は、企業等において勤労者の主体的な自己啓発の成果として評価されているほか、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等においても、単位認定することが制度化されている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	文部科学大臣による本資格の認定制度については、本資格に関する事務・事業が一定の水準にあることについて、国民の信頼を高める効果があり、これにより、本資格の周知や、本資格に関する事務・事業の円滑な実施に資してきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	外務省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	外務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		140,077			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	29,855		
			平成12年度	29,228		
			平成11年度	28,904		
			平成10年度	26,406		
			平成9年度	25,684		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業（以下「技能審査」という。）は、技能審査を実施する民間団体の申請を受け、文部科学大臣が教育上奨励すべきものについて認定するものであり、認定を受ける団体数に制限もなく、民業圧迫となっているとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度末をもって民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）医療機器センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	臨床工学技士
	資格の内容	臨床工学技士は、臨床工学技士法に基づき、医用機械工学、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者に対し付与される資格であり、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることが認められている。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	16,354（平成14年　10月　1日現在）
④	資格が必要な理由	生命維持装置の操作は、医用機械工学、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者が行わなければ、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある。このため、一定の知識・技能を有すると認められる者に臨床工学技士の免許を与え、生命維持管理装置の操作を業として行うことを認めているものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について国が一定の関与を行うことが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		237,623			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	63,297		
			平成12年度	53,245		
			平成11年度	45,217		
			平成10年度	38,512		
			平成9年度	37,352		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		医療関係資格は、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を業とするものであることから、その水準を担保するため一定の知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、当該資格を有する者のみに業務に従事することを認めているものであり、これらの資格が民業圧迫になるものとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）医療機器センター	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	医療用具製造業及び輸入販売業者の責任技術者	
	資格の内容	薬事法に基づき、医療用具を製造（輸入販売）する場合には製造所（営業所）ごとに責任技術者を置く必要がある。責任技術者は、医療用具の製造等を実地に管理するとともに、製造・試験等に関する記録の作成・保管等の業務を行うものである。【必置規則】	
	資格を取得している人数（人）	2,167	（平成15年　2月24日現在）
④	資格が必要な理由	医療用具は、人体に直接作用するものであるから、その品質に問題があると重大な不具合による障害等につながるおそれがあるので、責任技術者は、保健衛生上の危害を未然に防止する観点からその製造所等を実地に監督し、適切に管理する。責任技術者はこれらの業務を確実に履行するために十分な知識、経験を有していることが必要であり、これを確認するために資格は必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	医療用具は、人体に直接作用するものであるから、その品質に問題があると重大な不具合による障害等につながるおそれがあるので、保健衛生上の危害発生を未然に防止するため、実地に管理、監督する者に対して、国が責任を持って、一定の水準以上の知識・経験を修得しているかどうか確認する必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		56,982			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	11,856		
			平成12年度	10,816		
			平成11年度	9,118		
			平成10年度	11,374		
			平成9年度	13,818		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本資格は、医療用具の製造（輸入販売）を実地に管理し、製品の品質の確保等を行い、もって医療用具による保健衛生上の危害を防止するために、一定の知識、経験を有する者を確認するものであり、民業を圧迫するものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）医療機器センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	医療用具販売業者の販売管理者及び賃貸業者の賃貸管理者
	資格の内容	薬事法に基づき、業として、医療用具の製造業者、販売業者、賃貸業者に医療用具を販売し、又は病院、診療所等に医療用具を販売（賃貸）する医療用具の販売（賃貸）業者は、営業所ごとに販売管理者（賃貸管理者）を置く必要がある。 販売管理者（賃貸管理者）は、薬事法施行規則に基づき、設置管理医療用具に係る設置管理基準書に基づき、適正な方法により設置に係る管理を行う等の業務を実施する資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	13,725 （平成15年　2月24日現在）
④	資格が必要な理由	医療用具販売（賃貸）管理者は、国民の生命・健康に直接影響を及ぼす可能性の高い医療用具の販売（賃貸）業者においてのみ、その設置が義務づけられているものであり、医療用具の品質確保や医療用具の品質に関する苦情処理及び回収処理を適切に行うこと等が義務づけられている。医療用具販売（賃貸）管理者は、これらの業務を確実に履行するために十分な知識、経験を有していることが必要であり、これを確認するために資格は必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	医療用具の販売（賃貸）業については、保健衛生上の危害防止の一翼を担っていることの理解が必要である。特に、販売（賃貸）管理者の設置が必要とされる高度な医療機器については、販売（賃貸）後のフォローが重要であり、保健衛生上の危害発生を未然に防止するためにも、実地に管理する者に対し、国が責任を持って一定水準の知識・経験を修得しているか確認する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		134,765			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	28,550		
			平成12年度	23,975		
			平成11年度	20,540		
			平成10年度	23,080		
			平成9年度	38,620		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本資格は、高度な医療用具の販売等を実地に管理し、必要な市販後の対応を迅速に行う体制を確立することにより、もって医療用具による保健衛生上の危害を防止するため、一定の知識、経験を有する者を確認するものであり、民業を圧迫しているものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	昨年7月に公布された改正薬事法により、高度管理医療機器についてはこれまでの届出制から、許可制が導入される（平成17年度施行予定）。これに伴い、許可要件として販売管理者等の配置が定められることとなる。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）医療機器センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	医療用具修理業者の責任技術者
	資格の内容	薬事法に基づき、医療用具を修理する場合には営業所ごとに責任技術者を置く必要がある。責任技術者は、医療用具の修理を実地に管理するとともに、修理・試験等に関する記録の作成・保管等の業務を行う資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	39,099（平成15年 2月24日現在）
④	資格が必要な理由	医療用具は、人体に直接作用するものであるから、その品質に問題があると重大な不具合による障害等につながるおそれがあるので、責任技術者は、保健衛生上の危害を未然に防止する観点からその営業所を実地に監督し、適切に管理する。責任技術者はこれらの業務を確実に履行するために十分な知識、経験を有していることが必要であり、これを確認するために資格は必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	医療用具の修理業については、メーカーの違う医療用具を取り扱うことから、機器の原理までの理解が必要であり、保健衛生上の危害発生を防止するためにも、実地に管理、監督する者に対し、国が責任を持って一定水準以上の知識・経験を修得しているか確認する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		667,164			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	96,690		
			平成12年度	97,847		
			平成11年度	120,314		
			平成10年度	154,872		
			平成9年度	197,441		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本資格は、医療用具の修理を実地に管理し、製品の品質の確保等を行い、もって医療用具による保健衛生上の危害を防止するために、一定の知識、経験を有する者を確認するものであり、民業を圧迫するものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）東洋療法研修試験財団	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	あん摩マッサージ指圧師	
	資格の内容	あん摩マッサージ指圧師は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づき、あん摩マッサージ指圧理論、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者に付与される資格であり、医師である場合を除き、あん摩マッサージ指圧師でなければ、あん摩、マッサージ又は指圧を業として行ってはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	168,930	（平成14年　10月　1日現在）
④	資格が必要な理由	あん摩、マッサージ又は指圧は、あん摩マッサージ指圧理論、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者が行わなければ、被施術者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある。このため、一定の知識・技能を有すると認められる者にあん摩マッサージ指圧師の免許を与え、あん摩、マッサージ又は指圧を業として行うことを認めているものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について国が一定の関与を行うことが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		268,981			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	54,761		
			平成12年度	54,453		
			平成11年度	53,077		
			平成10年度	53,595		
			平成9年度	53,095		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		医業類似行為に関する資格は、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を業とするものであることから、その水準を担保するため一定の知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、当該資格を有する者のみに業務に従事することを認めているものであり、これらの資格が民業圧迫になるものとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）東洋療法研修試験財団
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	はり師
	資格の内容	はり師は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づき、はり理論、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者に対し付与される資格であり、医師である場合を除き、はりを業として行ってはならない。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	118,095（平成14年　10月　1日現在）
④	資格が必要な理由	はりは、はり理論、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者が行わなければ、被施術者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある。このため、一定の知識・技能を有すると認められる者にはり師の免許を与え、はりを業として行うことを認めているものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について国が一定の関与を行うことが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		334,620			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	66,584		
			平成12年度	67,079		
			平成11年度	67,284		
			平成10年度	66,624		
			平成9年度	67,049		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		医業類似行為に関する資格は、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を業とするものであることから、その水準を担保するため一定の知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、当該資格を有する者のみに業務に従事することを認めているものであり、これらの資格が民業圧迫になるものとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）東洋療法研修試験財団	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	きゅう師	
	資格の内容	きゅう師は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づき、きゅう理論、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者に付与される資格であり、医師である場合を除き、きゅうを業として行ってはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	117,034	（平成14年　10月　1日現在）
④	資格が必要な理由	きゅうは、きゅう理論、医学等に関する高度に専門的な知識・技能を有する者が行わなければ、被施術者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある。このため、一定の知識・技能を有すると認められる者にきゅう師の免許を与え、きゅうを業として行うことを認めているものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について国が一定の関与を行うことが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		331,274			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	65,930		
			平成12年度	66,441		
			平成11年度	66,524		
			平成10年度	66,063		
			平成9年度	66,316		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		医業類似行為に関する資格は、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を業とするものであることから、その水準を担保するため一定の知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、当該資格を有する者のみに業務に従事することを認めているものであり、これらの資格が民業圧迫になるものとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本救急医療財団
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	救急救命士
	資格の内容	救急救命士は、救急救命士法に基づき、医師の指示の下に、重度傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して救急救命処置（当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要な、気道の確保、心拍の回復その他の処置）を行うために必要とされる資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	21,131 （平成13年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	救急救命士は、診療の補助として、国民の身体、生命に直接かかわる救急救命処置を行うことを業務とするため、救急救命士の業務を行う者の資質を確保するためには、救急救命士国家試験に合格し、免許を受けた者である必要があること。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	資格の適正な水準を確保するとともに、資格の公正性及び継続性を確保するため、資格認定について国が一定の関与を行うことが必要である。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	警察庁		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	491,942,000			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	98,617,000		
		平成12年度	100,344,000		
		平成11年度	102,429,400		
		平成10年度	95291500		
		平成9年度	95,260,100		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	医療関係資格は、患者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある行為を業とするものであることから、その水準を担保するため一定の知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、当該資格を有する者のみに業務に従事することを認めているものであり、これらの資格が民業圧迫になるものとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有		
		その内容及び実施時期	本年1月に取りまとめられた「救急救命士国家試験のあり方等に関する検討会」報告において、平成18年度から、救急救命士国家試験を年1回化すべきとされたことを受け、今後はその実施に向け、準備作業を順次進めることとしている。		

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）長寿社会開発センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	身体障害者ホームヘルパー （身体障害者居宅介護等事業におけるホームヘルパー）
	資格の内容	身体障害者ホームヘルパーは、「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に基づき、身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、入浴等の介護、調理等の家事などの日常生活を営むのに必要な便宜を供与するための資格である。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	不明（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	身体障害者福祉法第4条の2第2項に定める身体障害者居宅介護等事業は、身体障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、調理等の家事、外出時における移動の介護等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とするものである。当事業については、派遣されるホームヘルパーにつき、障害や疾病について理解や身体障害者に介護等を適切に行うための知識及び技術等を有している必要があることから、当該介護を提供する者に対して、研修を実施するとしたものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	本研修がない場合、身体障害者に対して、知識及び技術が不十分なままサービスが提供されるおそれがあり、サービスの質の確保の問題が生じることとなるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		12,936（障害児・知的障害者ホームヘルパーとの合計額）			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,780（障害児・知的障害者ホームヘルパーとの合計額）		
			平成12年度	6,156（障害児・知的障害者ホームヘルパーとの合計額）		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		身体障害者福祉法第4条の2第2項に定める身体障害者居宅介護等事業は、身体障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、調理等の家事、外出時における移動の介護等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とするものである。当事業については、派遣されるホームヘルパーにつき、障害や疾病について理解や身体障害者に介護等を適切に行うための知識及び技術等を有している必要があることから、身体障害者居宅介護等事業を行うにあたって、当該介護を提供する者に対して、研修を実施するとしたものであり、民業を圧迫するものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）長寿社会開発センター
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	障害児・知的障害者ホームヘルパー （障害児・知的障害者居宅介護等事業におけるホームヘルパー）
	資格の内容	障害児・知的障害者ホームヘルパーは、「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に基づき、障害児及び知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、入浴等の介護、調理等の家事などの日常生活を営むのに必要な便宜を供与するための資格である。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	不明（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	児童福祉法第6条の2第2項に定める児童居宅介護等事業及び知的障害者福祉法第4条第2項に定める知的障害者居宅介護等事業は、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく困難な障害児のいる家庭及び知的障害者のいる家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、調理等の家事、外出時における移動の介護等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、重度の障害児の生活の安定に寄与し、知的障害者の自立と社会参加を促進し、もって障害児及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とするものである。当事業については、派遣されるホームヘルパーにつき、障害や疾病についての理解や障害児及び知的障害者に介護等を適切に行うための知識及び技術等を有している必要があることから、当該介護を提供する者に対して研修を実施するとしたものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	本研修がない場合、障害児及び知的障害者に対して、知識及び技術が不十分なままサービスが提供されるおそれがあり、サービスの質の確保の問題が生じることとなるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	厚生省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		12,936（身体障害者ホームヘルパーとの合計額）			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,780（身体障害者ホームヘルパーとの合計額）		
			平成12年度	6,156（身体障害者ホームヘルパーとの合計額）		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		児童福祉法第6条の2第2項に定める児童居宅介護等事業及び知的障害者福祉法第4条第2項に定める知的障害者居宅介護等事業は、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく困難な障害児のいる家庭及び知的障害者のいる家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、調理等の家事、外出時における移動の介護等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、重度の障害児の生活の安定に寄与し、知的障害者の自立と社会参加を促進し、もって障害児及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とするものである。当事業については、派遣されるホームヘルパーにつき、障害や疾病についての理解や障害児及び知的障害者に介護等を適切に行うための知識及び技術等を有している必要があることから、児童居宅介護等事業及び知的障害者居宅介護等事業を行うにあたって、当該介護を提供する者に対して研修を実施するとしたものであり、民業を圧迫するものではない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社） 青森県シルバー人材センター連合会	
	上段の団体の所管府省名		
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある（1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。）。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1，669，966（1級から3級までの累計）	（平成13年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	労働省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	0	1
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円） 12年度及び13年度の合計		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	(財)介護労働安定センター長野支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある(1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。)。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	1,669,966(1級から3級までの累計)	(平成13年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)					1
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円) 12年度及び13年度の合計					0
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	医療法人　社団純心会	
	上段の団体の所管府省名		
③	資格の所管府省名	厚生労働省	
	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある（1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。）。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1，669，966（1級から3級までの累計）	（平成13年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）　12年度及び13年度の合計		1,678			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	400			
		平成12年度	1,278			
		平成11年度				
		平成10年度				
		平成9年度				
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	社会福祉法人　常緑会	
	上段の団体の所管府省名		
	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある（1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。）。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1，669，966（1級から3級までの累計）	（平成13年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	総務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）12年度及び13年度の合計		2,589			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	976		
			平成12年度	1,613		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	学校法人　新潟科学技術学園	
	上段の団体の所管府省名		
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	訪問介護員	
	資格の内容	訪問介護員は、介護保険法に基づき、介護保険の対象サービスである訪問介護において、要介護者又は要支援者に対して、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の日常生活上の世話を行うため、一定の知識及び技術を有する者に付与される資格である。研修時間に応じて、1級から3級までがある（1級については230時間、2級については130時間、3級については50時間。）。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1，669，966（1級から3級までの累計）	（平成13年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	「訪問介護」は、介護が必要な高齢者が利用するサービスであることから、訪問介護員養成研修制度を設け、利用者の安全や一定のサービスの質を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	一定の知識及び技術を有する訪問介護員が養成されるよう、都道府県知事が一定の基準を満たした訪問介護員養成研修の実施主体を指定することが必要。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	文部省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）　12年度及び13年度の合計		6,195			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,837		
			平成12年度	3,358		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		訪問介護員については、介護が必要な高齢者に対する「訪問介護」に必要な知識及び技術を確保し、質の高いサービスの提供に資するものであり、この資格が民業圧迫であるとは考えられない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本ボイラ協会京都支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	
	資格の内容	普通第一種圧力容器取扱作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種圧力容器の取扱作業のうち化学設備に係るもの以外について一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種圧力容器の取扱作業のうち化学設備に係るもの以外について、作業主任者を選任し、その者に安全弁の機能の保持に努めること等を行わせなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	88,467	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第一種圧力容器の取扱作業のうち化学設備に係るもの以外は危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、第一種圧力容器の取扱作業のうち化学設備に係るもの以外において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,110			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	510		
			平成12年度	590		
			平成11年度	810		
			平成10年度	660		
			平成9年度	540		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本ボイラ協会京都支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	
	資格の内容	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種圧力容器の取扱作業のうち化学設備に係るものに関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種圧力容器の取扱作業のうち化学設備に係るものについて、作業主任者を選任し、その者に安全弁の機能の保持に努めること等を行わせなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	59,277	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第一種圧力容器の取扱作業のうち化学設備に係るものは危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、第一種圧力容器の取扱作業のうち化学設備に係るものにおいて労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本ボイラ協会京都支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	ボイラー取扱技能講習修了者
	資格の内容	ボイラー取扱技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、以下のボイラーの取扱いの業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、ボイラー取扱技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。 ・胴の内径が750mm以下で、かつ、その長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー ・伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー ・伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー ・伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー 【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	524,194（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ボイラーの取扱作業は高温高圧の水蒸気や大量の可燃物を有するボイラーの水位、圧力、燃焼状態等を常時適切なレベルに保持し、トラブルにも対処するという危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ボイラーの取扱業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		11,334			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,048		
			平成12年度	1,876		
			平成11年度	2,516		
			平成10年度	2,744		
			平成9年度	2,150		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	プレス機械作業主任者	
	資格の内容	プレス機械作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、プレス機械を用いた作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	247,201	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	プレス機械を用いた作業は、障害が残る災害が多い危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、プレス機械を用いた作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		35,745			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	7,645		
			平成12年度	6,475		
			平成11年度	7,022		
			平成10年度	7,486		
			平成9年度	7,117		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	乾燥設備作業主任者	
	資格の内容	乾燥設備作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、乾燥設備による物の乾燥の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、乾燥設備に係る設備で一定の危険物を加熱乾燥する内容積が1立方メートル以上のもの又はこれ以外のものに係る設備で、熱源として一定量以上の燃料等を使用する加熱乾燥の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	209,381	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	乾燥設備による物の乾燥の作業は高温の熱源等を用いる危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	37,764				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	7,965			
		平成12年度	7,488			
		平成11年度	6,950			
		平成10年度	7,710			
		平成9年度	7,651			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	はい作業主任者	
	資格の内容	はい作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、はい付け、はいくずしの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、高さが2メートル以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	347,835	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	はい付け、はいくずしの作業は荷役運搬機械等を用いて荷の積み上げ、積み下ろしを行う危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		9,525			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,019		
			平成12年度	1,570		
			平成11年度	1,463		
			平成10年度	1,905		
			平成9年度	2,568		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	特定化学物質等作業主任者	
	資格の内容	特定化学物質等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、特定化学物質等による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、特定化学物質等の製造、取扱作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	448,485	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	特定化学物質等による作業は、ホスゲンや硫化水素による中毒災害や硫酸やフッ化水素による皮膚炎等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、特定化学物質等の製造・取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		74,212			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	19,557		
			平成12年度	15,146		
			平成11年度	12,760		
			平成10年度	13,391		
			平成9年度	13,358		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	鉛作業主任者	
	資格の内容	鉛作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鉛による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、鉛業務に係る作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	35,895	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鉛による作業は、鉛中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は鉛の製造、取扱作業において労働災害が大幅に増加すると懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		18,194			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,859		
			平成12年度	4,474		
			平成11年度	4,292		
			平成10年度	3,053		
			平成9年度	2,516		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第一種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第一種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	92,422	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第一種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第二種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第二種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第二種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第二種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	621,268	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第二種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症等災害の発生が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		138,582			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	24,887		
			平成12年度	27,613		
			平成11年度	26,308		
			平成10年度	29,433		
			平成9年度	30,341		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	有機溶剤作業主任者	
	資格の内容	有機溶剤作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、屋内作業等で有機溶剤を製造し、取り扱う作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	729,271	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	有機溶剤による作業は、トルエンやキシレン等による有機溶剤中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、有機溶剤等の製造、取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		163,385			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	33,706		
			平成12年度	32,335		
			平成11年度	33,210		
			平成10年度	32,079		
			平成9年度	32,055		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	(社)愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ガス溶接技能講習修了者	
	資格の内容	ガス溶接技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、ガス溶接技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数(人)	5,012,561	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	ガス溶接作業は可燃性ガス及び酸素を取り扱うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		100,076			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	18,134		
			平成12年度	16,073		
			平成11年度	19,870		
			平成10年度	22,594		
			平成9年度	23,405		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、当該作業に関する知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	フォークリフト運転技能講習修了者	
	資格の内容	フォークリフト運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、フォークリフト運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	4,787,568	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	フォークリフトの運転の作業は荷役に関する取扱い、後前進等頻繁な走行の取扱い等極めて専門性の高い業務であることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		646,242			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	130,065		
			平成12年度	126,594		
			平成11年度	128,422		
			平成10年度	127,051		
			平成9年度	134,110		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、当該作業に関する知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）愛知労働基準協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ショベルローダー等運転技能講習修了者	
	資格の内容	ショベルローダー等運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、ショベルローダー等運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	188,068	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ショベルローダー等の運転の業務はショベルローダー又はフォークローダーの運転全般を行うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	プレス機械作業主任者	
	資格の内容	プレス機械作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、プレス機械を用いた作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	247,201	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	プレス機械を用いた作業は、障害が残る災害が多い危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、プレス機械を用いた作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		231			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	57		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	174		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	乾燥設備作業主任者	
	資格の内容	乾燥設備作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、乾燥設備による物の乾燥の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、乾燥設備に係る設備で一定の危険物を加熱乾燥する内容積が1立方メートル以上のもの又はこれ以外のものに係る設備で、熱源として一定量以上の燃料等を使用する加熱乾燥の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	209,381	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	乾燥設備による物の乾燥の作業は高温の熱源等を用いる危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		7,806			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,827		
			平成12年度	1,725		
			平成11年度	1,462		
			平成10年度	1,470		
			平成9年度	1,322		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	特定化学物質等作業主任者	
	資格の内容	特定化学物質等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、特定化学物質等による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、特定化学物質等の製造、取扱作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	448,485	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	特定化学物質等による作業は、ホスゲンや硫化水素による中毒災害や硫酸やフッ化水素による皮膚炎等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、特定化学物質等の製造・取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		15,247			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,051		
			平成12年度	3,400		
			平成11年度	3,128		
			平成10年度	2646		
			平成9年度	3,022		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	鉛作業主任者	
	資格の内容	鉛作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鉛による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、鉛業務に係る作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	35,895	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鉛による作業は、鉛中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は鉛の製造、取扱作業において労働災害が大幅に増加すると懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,407			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	620		
			平成12年度	476		
			平成11年度	459		
			平成10年度	336		
			平成9年度	516		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第一種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第一種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	92,422	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第一種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第二種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第二種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第二種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第二種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	621,268	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第二種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症等災害の発生が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		29,204			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,900		
			平成12年度	7,224		
			平成11年度	5,772		
			平成10年度	4194		
			平成9年度	5,114		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	有機溶剤作業主任者	
	資格の内容	有機溶剤作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、屋内作業等で有機溶剤を製造し、取り扱う作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	729,271	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	有機溶剤による作業は、トルエンやキシレン等による有機溶剤中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、有機溶剤等の製造、取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		29,908			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,111		
			平成12年度	6,868		
			平成11年度	5,516		
			平成10年度	5196		
			平成9年度	6,217		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	
	資格の内容	床上操作式クレーン運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が5トン以上のクレーンのうち、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務について技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	240,945	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	床上操作式クレーンの運転の業務は重量物を運搬する危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、床上操作式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		230			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	230		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	資格の内容	小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	746,215	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	小型移動式クレーンの運転の業務は不特定の場所において重量物を運搬することから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、小型移動式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年6月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,607			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	153		
			平成12年度	292		
			平成11年度	337		
			平成10年度	416		
			平成9年度	409		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ガス溶接技能講習修了者	
	資格の内容	ガス溶接技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、ガス溶接技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,012,561	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ガス溶接作業は可燃性ガス及び酸素を取り扱うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,151			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	487		
			平成12年度	253		
			平成11年度	318		
			平成10年度	452		
			平成9年度	641		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	フォークリフト運転技能講習修了者	
	資格の内容	フォークリフト運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、フォークリフト運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	4,787,568	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	フォークリフトの運転の作業は荷役に関する取扱い、後前進等頻繁な走行の取扱い等極めて専門性の高い業務であることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		37,791			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	9,675		
			平成12年度	8,262		
			平成11年度	7,088		
			平成10年度	6119		
			平成9年度	6,647		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ショベルローダー等運転技能講習修了者	
	資格の内容	ショベルローダー等運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、ショベルローダー等運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	188,068	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ショベルローダー等の運転の業務はショベルローダー又はフォークローダーの運転全般を行うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,824			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	690		
			平成12年度	456		
			平成11年度	870		
			平成10年度	846		
			平成9年度	962		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	高所作業車運転技能講習修了者	
	資格の内容	高所作業車運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、高所作業車運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	296,668	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	高所作業車の運転業務は、はさまれ、架空電線による感電等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		7,188			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,228		
			平成12年度	1,223		
			平成11年度	1,532		
			平成10年度	1318		
			平成9年度	1,887		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）群馬労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		5,904			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	828		
			平成12年度	1,336		
			平成11年度	1,027		
			平成10年度	1523		
			平成9年度	1,190		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	プレス機械作業主任者	
	資格の内容	プレス機械作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、プレス機械を用いた作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	247,201	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	プレス機械を用いた作業は、障害が残る災害が多い危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、プレス機械を用いた作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		10,230			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,620		
			平成12年度	2,010		
			平成11年度	2,340		
			平成10年度	2,030		
			平成9年度	2,230		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	乾燥設備作業主任者	
	資格の内容	乾燥設備作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、乾燥設備による物の乾燥の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、乾燥設備に係る設備で一定の危険物を加熱乾燥する内容積が1立方メートル以上のもの又はこれ以外のものに係る設備で、熱源として一定量以上の燃料等を使用する加熱乾燥の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	209,381	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	乾燥設備による物の乾燥の作業は高温の熱源等を用いる危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		10,740			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,000		
			平成12年度	2,270		
			平成11年度	2,170		
			平成10年度	2,100		
			平成9年度	2,200		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	特定化学物質等作業主任者	
	資格の内容	特定化学物質等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、特定化学物質等による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、特定化学物質等の製造、取扱作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	448,485	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	特定化学物質等による作業は、ホスゲンや硫化水素による中毒災害や硫酸やフッ化水素による皮膚炎等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、特定化学物質等の製造・取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		42,935			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	8,910		
			平成12年度	8,007		
			平成11年度	7,740		
			平成10年度	8,835		
			平成9年度	9,443		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	鉛作業主任者	
	資格の内容	鉛作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鉛による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、鉛業務に係る作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	35,895	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鉛による作業は、鉛中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は鉛の製造、取扱作業において労働災害が大幅に増加すると懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,450			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	460		
			平成12年度	410		
			平成11年度	650		
			平成10年度	910		
			平成9年度	1,020		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ガス溶接技能講習修了者	
	資格の内容	ガス溶接技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、ガス溶接技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,012,561	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ガス溶接作業は可燃性ガス及び酸素を取り扱うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		57,785			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	9,466		
			平成12年度	8,639		
			平成11年度	10,609		
			平成10年度	18,471		
			平成9年度	10,600		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、当該作業に関する知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第一種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第一種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	92,422	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第一種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		14,120			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,320		
			平成12年度	2,370		
			平成11年度	2,590		
			平成10年度	3,350		
			平成9年度	3,490		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	第二種酸素欠乏危険作業主任者
	資格の内容	第二種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第二種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第二種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	621,268（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第二種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症等災害の発生が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格ではないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）											1
⑤ 上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名										
	（平成13年1月5日以前）人数（人）										
	（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省									
	（平成13年1月6日以降）人数（人）	1									
⑥ 公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）						
		1	0	0	0						
⑦ 過去5年間の資格に関する収入総額（千円）											51,243
⑧ 過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度					10,450
		平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度						10,091
		平成11年度	平成10年度	平成9年度							9,300
		平成10年度	平成9年度								10,609
		平成9年度									10,793
⑨ 上段の理由	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。									
		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。									
⑩ 資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無									
	その内容及び実施時期										

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	(社)福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	有機溶剤作業主任者	
	資格の内容	有機溶剤作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、屋内作業等で有機溶剤を製造し、取り扱う作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	729,271	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	有機溶剤による作業は、トルエンやキシレン等による有機溶剤中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、有機溶剤等の製造、取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		54,211			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	10,955		
			平成12年度	9,774		
			平成11年度	10,680		
			平成10年度	11,850		
			平成9年度	10,952		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	
	資格の内容	床上操作式クレーン運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が5トン以上のクレーンのうち、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務について技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	240,945	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	床上操作式クレーンの運転の業務は重量物を運搬する危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、床上操作式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		40,490			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	8,846		
			平成12年度	7,935		
			平成11年度	8,820		
			平成10年度	10,518		
			平成9年度	4,371		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	資格の内容	小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	746,215	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	小型移動式クレーンの運転の業務は不特定の場所において重量物を運搬することから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、小型移動式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		108,823			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	28,406		
			平成12年度	27,995		
			平成11年度	24,961		
			平成10年度	21,837		
			平成9年度	5,624		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	
	資格の内容	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,288,275	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		160,902			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	45,787		
			平成12年度	52,048		
			平成11年度	50,900		
			平成10年度	6,901		
			平成9年度	5,266		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		168,158			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	37,972		
			平成12年度	33,810		
			平成11年度	36,116		
			平成10年度	41,770		
			平成9年度	18,490		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	
	資格の内容	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	155,871	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（解体用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落、破砕物の飛来等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		8,766			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,180		
			平成12年度	2,610		
			平成11年度	2,387		
			平成10年度	240		
			平成9年度	349		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）福岡県労働基準協会連合会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者	
	資格の内容	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（基礎工事用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	64,778	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（基礎工事用）の運転業務は、当該機械の転倒やアタッチメントに労働者を巻き込む等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		22,161			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	5,845		
			平成12年度	6,080		
			平成11年度	6,974		
			平成10年度	2,328		
			平成9年度	934		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート破砕器作業主任者	
	資格の内容	コンクリート破砕器作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	60,540	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業は爆発物を取り扱う危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	地山の掘削作業主任者	
	資格の内容	地山の掘削作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、地山の掘削作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑の掘削、採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削を除く。）の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	848,640	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	地山の掘削作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、地山の掘削作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		19,972（講習内容は土止め支保工作業主任者技能講習と同じであるため、同講習による収入も含む。）			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,220		
			平成12年度	4,377		
			平成11年度	3,892		
			平成10年度	4,366		
			平成9年度	4,117		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	土止め支保工作業主任者	
	資格の内容	土止め支保工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	811,769	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	土止め支保工作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、土止め支保工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		19,972（講習内容は地山の掘削作業主任者技能講習と同じであるため、同講習による収入も含む。）			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,220		
			平成12年度	4,377		
			平成11年度	3,892		
			平成10年度	4,366		
			平成9年度	4,117		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	型わく支保工の組立て等作業主任者	
	資格の内容	型わく支保工の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、型わく支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備をいう。）の組立て作業等に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	695,155	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	型わく支保工の組立て等作業は、仮設材の崩壊等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、型わく支保工の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		9,552			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,365		
			平成12年度	1,518		
			平成11年度	1,581		
			平成10年度	2,297		
			平成9年度	2,791		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	足場の組立て等作業主任者
	資格の内容	足場の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、足場の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	1,328,298（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	足場の組立て等作業は、仮設材の崩壊や墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、足場の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）				1
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	14,890			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	2,088		
		平成12年度	2,110		
		平成11年度	3,795		
		平成10年度	3,386		
		平成9年度	3,511		
	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
⑨	上段の理由	本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無		
		その内容及び実施時期			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	
	資格の内容	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、建築物等の鉄骨の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	228,635	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	建築物等の鉄骨等の組立て等作業は、墜落や材料の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、建築物等の鉄骨等の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,282			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	606		
			平成12年度	443		
			平成11年度	832		
			平成10年度	606		
			平成9年度	795		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	鋼橋架設等作業主任者	
	資格の内容	鋼橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鋼橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	14,746	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鋼橋架設等作業は、墜落や橋桁の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、鋼橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		128			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	48		
			平成10年度	0		
			平成9年度	80		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	木造建築物の組立て等作業主任者	
	資格の内容	木造建築物の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、木造建築物の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	332,057	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	木造建築物の組立て等作業は、墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、木造建築物の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,393			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	506		
			平成12年度	447		
			平成11年度	537		
			平成10年度	243		
			平成9年度	660		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	コンクリート橋架設等作業主任者
	資格の内容	コンクリート橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	13,939 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート橋架設等作業は、墜落、橋桁や仮設材の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1

⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		1	0	0	0

⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		424
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	70
		平成12年度	0
		平成11年度	224
		平成10年度	0
		平成9年度	130
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無
		その内容及び実施時期	

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	有機溶剤作業主任者	
	資格の内容	有機溶剤作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、屋内作業等で有機溶剤を製造し、取り扱う作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	729,271	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	有機溶剤による作業は、トルエンやキシレン等による有機溶剤中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、有機溶剤等の製造、取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者
	資格の内容	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	2,288,275 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		35,702			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,196		
			平成12年度	6,420		
			平成11年度	6,257		
			平成10年度	8,234		
			平成9年度	8,595		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	
	資格の内容	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	155,871	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（解体用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落、破砕物の飛来等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		5,498			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	574		
			平成12年度	839		
			平成11年度	1,287		
			平成10年度	1,179		
			平成9年度	1,619		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	不整地運搬車運転技能講習修了者	
	資格の内容	不整地運搬車運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、不整地運搬車運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	80,543	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	不整地運搬車の運転の作業は特殊な車両の運転の業務を行う必要があるため危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		5,198			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	292		
			平成12年度	568		
			平成11年度	1,419		
			平成10年度	1,569		
			平成9年度	1,350		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	高所作業車運転技能講習修了者	
	資格の内容	高所作業車運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、高所作業車運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	296,668	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	高所作業車の運転業務は、はさまれ、架空電線による感電等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		49,984			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	7,581		
			平成12年度	9,187		
			平成11年度	9,399		
			平成10年度	10,659		
			平成9年度	13,158		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 京都府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		16,060			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,979		
			平成12年度	2,701		
			平成11年度	2,986		
			平成10年度	5,118		
			平成9年度	3,276		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	地山の掘削作業主任者	
	資格の内容	地山の掘削作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、地山の掘削作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑の掘削、採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削を除く。）の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	848,640	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	地山の掘削作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、地山の掘削作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		47,061			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	7,453		
			平成12年度	8,060		
			平成11年度	9,523		
			平成10年度	10,420		
			平成9年度	11,605		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	土止め支保工作業主任者	
	資格の内容	土止め支保工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	811,769	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	土止め支保工作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、土止め支保工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		26,188			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	4,042		
			平成12年度	4,385		
			平成11年度	5,442		
			平成10年度	6,025		
			平成9年度	6,294		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ずい道等の掘削等作業主任者	
	資格の内容	ずい道等の掘削等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。））の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	34,014	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ずい道等の掘削等作業は建設機械等との接触や落盤等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の掘削等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,783			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	282		
			平成12年度	308		
			平成11年度	385		
			平成10年度	429		
			平成9年度	379		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	ずい道等の覆工作業主任者
	資格の内容	ずい道等の覆工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等の覆工(ずい道型わく支保工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型わく並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数(人)	22,074 (平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	ずい道等の覆工等作業は、ずい道型わく支保工等の仮設材の落下、軌道装置やダンプトラック等との接触等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の覆工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1		
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名			
		(平成13年1月5日以前)人数(人)			
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省		
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)	平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
		1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)	1,172			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)	平成13年度	241		
		平成12年度	161		
		平成11年度	233		
		平成10年度	307		
		平成9年度	230		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無		
		その内容及び実施時期			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	型わく支保工の組立て等作業主任者	
	資格の内容	型わく支保工の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、型わく支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備をいう。）の組立て作業等に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	695,155	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	型わく支保工の組立て等作業は、仮設材の崩壊等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、型わく支保工の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		27,156			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	4,194		
			平成12年度	5,068		
			平成11年度	4,807		
			平成10年度	6,722		
			平成9年度	6,365		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	足場の組立て等作業主任者
	資格の内容	足場の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、足場の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	1,328,298 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	足場の組立て等作業は、仮設材の崩壊や墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、足場の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		69,966			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	14,345		
			平成12年度	12,373		
			平成11年度	11,807		
			平成10年度	14,058		
			平成9年度	17,383		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	
	資格の内容	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、建築物等の鉄骨の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	228,635	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	建築物等の鉄骨等の組立て等作業は、墜落や材料の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、建築物等の鉄骨等の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		13,535			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	985		
			平成12年度	2,557		
			平成11年度	3,163		
			平成10年度	3,669		
			平成9年度	3,161		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	鋼橋架設等作業主任者	
	資格の内容	鋼橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鋼橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	14,746	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鋼橋架設等作業は、墜落や橋桁の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、鋼橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		938			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	938		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	木造建築物の組立て等作業主任者	
	資格の内容	木造建築物の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、木造建築物の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	332,057	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	木造建築物の組立て等作業は、墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、木造建築物の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		7,366			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,015		
			平成12年度	1,439		
			平成11年度	1,751		
			平成10年度	1,295		
			平成9年度	1,866		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	
	資格の内容	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート造の工作物の解体等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	62,334	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート造の工作物の解体等作業は、解体中の建物の倒壊や建設機械等との接触の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート造の工作物の解体等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	1,674				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	506			
		平成12年度	549			
		平成11年度	285			
		平成10年度	0			
		平成9年度	334			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート橋架設等作業主任者	
	資格の内容	コンクリート橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	13,939	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート橋架設等作業は、墜落、橋桁や仮設材の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,022			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	684		
			平成12年度	478		
			平成11年度	0		
			平成10年度	860		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	特定化学物質等作業主任者	
	資格の内容	特定化学物質等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、特定化学物質等による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、特定化学物質等の製造、取扱作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	448,485	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	特定化学物質等による作業は、ホスゲンや硫化水素による中毒災害や硫酸やフッ化水素による皮膚炎等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、特定化学物質等の製造・取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第一種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第一種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	92,422	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第一種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第二種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第二種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第二種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第二種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	621,268	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第二種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症等災害の発生が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		13,868			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,984		
			平成12年度	2,936		
			平成11年度	3,116		
			平成10年度	3,219		
			平成9年度	1,613		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	有機溶剤作業主任者	
	資格の内容	有機溶剤作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、屋内作業等で有機溶剤を製造し、取り扱う作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	729,271	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	有機溶剤による作業は、トルエンやキシレン等による有機溶剤中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、有機溶剤等の製造、取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		11,935			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,935		
			平成12年度	2,201		
			平成11年度	3,253		
			平成10年度	2,164		
			平成9年度	1,382		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	資格の内容	小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	746,215	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	小型移動式クレーンの運転の業務は不特定の場所において重量物を運搬することから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、小型移動式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		143,199			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	19,791		
			平成12年度	22,524		
			平成11年度	28,119		
			平成10年度	33,306		
			平成9年度	39,459		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ガス溶接技能講習修了者	
	資格の内容	ガス溶接技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、ガス溶接技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,012,561	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ガス溶接作業は可燃性ガス及び酸素を取り扱うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		9,681			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	1,761		
			平成11年度	2,349		
			平成10年度	2,720		
			平成9年度	2,851		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	
	資格の内容	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	155,871	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（解体用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落、破砕物の飛来等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		4,134			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	324		
			平成12年度	783		
			平成11年度	648		
			平成10年度	1,141		
			平成9年度	1,238		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者
	資格の内容	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	2,288,275 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		40,422			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	7,300		
			平成12年度	8,462		
			平成11年度	8,575		
			平成10年度	8,210		
			平成9年度	7,875		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	不整地運搬車運転技能講習修了者
	資格の内容	不整地運搬車運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、不整地運搬車運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	80,543 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	不整地運搬車の運転の作業は特殊な車両の運転の業務を行う必要があるため危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,375			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	243		
			平成12年度	540		
			平成11年度	459		
			平成10年度	729		
			平成9年度	1,404		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	高所作業車運転技能講習修了者	
	資格の内容	高所作業車運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、高所作業車運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	296,668	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	高所作業車の運転業務は、はさまれ、架空電線による感電等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		177,393			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	26,369		
			平成12年度	31,459		
			平成11年度	45,278		
			平成10年度	43,128		
			平成9年度	31,159		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 愛知県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		211,251			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	32,923		
			平成12年度	36,074		
			平成11年度	42,773		
			平成10年度	53,976		
			平成9年度	45,505		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	地山の掘削作業主任者	
	資格の内容	地山の掘削作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、地山の掘削作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑の掘削、採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削を除く。）の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	848,640	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	地山の掘削作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、地山の掘削作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		45,644			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,232		
			平成12年度	8,044		
			平成11年度	9,924		
			平成10年度	10,988		
			平成9年度	10,456		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	土止め支保工作業主任者
	資格の内容	土止め支保工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	811,769 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	土止め支保工作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、土止め支保工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		24,337			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,338		
			平成12年度	4,359		
			平成11年度	5,317		
			平成10年度	5,832		
			平成9年度	5,491		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ずい道等の掘削等作業主任者	
	資格の内容	ずい道等の掘削等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。））の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	34,014	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ずい道等の掘削等作業は建設機械等との接触や落盤等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の掘削等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		5,632			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	776		
			平成12年度	880		
			平成11年度	880		
			平成10年度	1,480		
			平成9年度	1,616		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ずい道等の覆工作業主任者	
	資格の内容	ずい道等の覆工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等の覆工(ずい道型わく支保工（ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型わく並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。）の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	22,074	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ずい道等の覆工等作業は、ずい道型わく支保工等の仮設材の落下、軌道装置やダンプトラック等との接触等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の覆工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		4,368			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	832		
			平成12年度	856		
			平成11年度	840		
			平成10年度	880		
			平成9年度	960		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	型わく支保工の組立て等作業主任者	
	資格の内容	型わく支保工の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、型わく支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備をいう。）の組立て作業等に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	695,155	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	型わく支保工の組立て等作業は、仮設材の崩壊等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、型わく支保工の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		40,612			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	5,669		
			平成12年度	7,450		
			平成11年度	8,661		
			平成10年度	9,784		
			平成9年度	9,048		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	足場の組立て等作業主任者	
	資格の内容	足場の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、足場の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1,328,298	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	足場の組立て等作業は、仮設材の崩壊や墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、足場の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		87,400			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	14,632		
			平成12年度	18,104		
			平成11年度	17,936		
			平成10年度	17,600		
			平成9年度	19,128		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	
	資格の内容	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、建築物等の鉄骨の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	228,635	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	建築物等の鉄骨等の組立て等作業は、墜落や材料の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、建築物等の鉄骨等の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		29,490			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	4,864		
			平成12年度	5,789		
			平成11年度	4,989		
			平成10年度	6,296		
			平成9年度	7,552		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	鋼橋架設等作業主任者
	資格の内容	鋼橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鋼橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。)の架設、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数(人)	14,746 (平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	鋼橋架設等作業は、墜落や橋桁の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、鋼橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		2,572			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	0		
			平成12年度	496		
			平成11年度	756		
			平成10年度	774		
			平成9年度	546		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	木造建築物の組立て等作業主任者	
	資格の内容	木造建築物の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、木造建築物の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	332,057	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	木造建築物の組立て等作業は、墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、木造建築物の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		17,177			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,020		
			平成12年度	3,405		
			平成11年度	5,286		
			平成10年度	4,044		
			平成9年度	2,422		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	
	資格の内容	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート造の工作物の解体等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	62,334	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート造の工作物の解体等作業は、解体中の建物の倒壊や建設機械等との接触の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート造の工作物の解体等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		8,421			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,328		
			平成12年度	1,800		
			平成11年度	1,784		
			平成10年度	1,589		
			平成9年度	1,920		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート橋架設等作業主任者	
	資格の内容	コンクリート橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	13,939	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	コンクリート橋架設等作業は、墜落、橋桁や仮設材の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		2,689			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	1,208		
			平成12年度	515		
			平成11年度	0		
			平成10年度	336		
			平成9年度	630		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第一種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第一種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	92,422	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第一種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第二種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第二種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第二種酸素欠乏危険作業(酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれのある場所における作業)に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第二種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	621,268	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	第二種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症等災害の発生が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		55,332			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	13,224		
			平成12年度	13,104		
			平成11年度	10,752		
			平成10年度	8,100		
			平成9年度	10,152		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	有機溶剤作業主任者	
	資格の内容	有機溶剤作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、屋内作業等で有機溶剤を製造し、取り扱う作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	729,271	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	有機溶剤による作業は、トルエンやキシレン等による有機溶剤中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、有機溶剤等の製造、取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		19,056			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,592		
			平成12年度	3,688		
			平成11年度	4,512		
			平成10年度	4,376		
			平成9年度	2,888		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ガス溶接技能講習修了者	
	資格の内容	ガス溶接技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、ガス溶接技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,012,561	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ガス溶接作業は可燃性ガス及び酸素を取り扱うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		18,084			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,968		
			平成12年度	4,172		
			平成11年度	3,536		
			平成10年度	3,552		
			平成9年度	3,856		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		128,156			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	19,813		
			平成12年度	21,492		
			平成11年度	30,665		
			平成10年度	29,558		
			平成9年度	26,628		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	地山の掘削作業主任者	
	資格の内容	地山の掘削作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、地山の掘削作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑の掘削、採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削を除く。）の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	848,640	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	地山の掘削作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、地山の掘削作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		16,226			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,031		
			平成12年度	2,882		
			平成11年度	3,352		
			平成10年度	3,410		
			平成9年度	3,551		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	土止め支保工作業主任者	
	資格の内容	土止め支保工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	811,769	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	土止め支保工作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、土止め支保工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	13,434				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	2,501			
		平成12年度	1,960			
		平成11年度	2,940			
		平成10年度	2,865			
		平成9年度	3,168			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ずい道等の掘削等作業主任者	
	資格の内容	ずい道等の掘削等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。））の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	34,014	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ずい道等の掘削等作業は建設機械等との接触や落盤等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の掘削等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,946			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	350		
			平成12年度	322		
			平成11年度	357		
			平成10年度	448		
			平成9年度	469		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ずい道等の覆工作業主任者	
	資格の内容	ずい道等の覆工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等の覆工（ずい道型わく支保工（ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型わく並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。）の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。）の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	22,074	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ずい道等の覆工等作業は、ずい道型わく支保工等の仮設材の落下、軌道装置やダンプトラック等との接触等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の覆工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		987			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	252		
			平成12年度	175		
			平成11年度	224		
			平成10年度	140		
			平成9年度	196		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	型わく支保工の組立て等作業主任者	
	資格の内容	型わく支保工の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、型わく支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備をいう。）の組立て作業等に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	695,155	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	型わく支保工の組立て等作業は、仮設材の崩壊等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、型わく支保工の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		13,490			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,649		
			平成12年度	2,429		
			平成11年度	2,521		
			平成10年度	2,957		
			平成9年度	2,934		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	足場の組立て等作業主任者	
	資格の内容	足場の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、足場の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1,328,298	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	足場の組立て等作業は、仮設材の崩壊や墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、足場の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		33,570			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	5,423		
			平成12年度	6,118		
			平成11年度	6,454		
			平成10年度	7,658		
			平成9年度	7,917		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	
	資格の内容	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、建築物等の鉄骨の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5メートル以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	228,635	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	建築物等の鉄骨等の組立て等作業は、墜落や材料の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、建築物等の鉄骨等の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		5,385			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	858		
			平成12年度	869		
			平成11年度	1,099		
			平成10年度	1,141		
			平成9年度	1,418		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	鋼橋架設等作業主任者
	資格の内容	鋼橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鋼橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	14,746 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鋼橋架設等作業は、墜落や橋桁の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、鋼橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		943			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	227		
			平成12年度	142		
			平成11年度	120		
			平成10年度	206		
			平成9年度	248		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	木造建築物の組立て等作業主任者	
	資格の内容	木造建築物の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、木造建築物の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	332,057	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	木造建築物の組立て等作業は、墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、木造建築物の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,829			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	661		
			平成12年度	490		
			平成11年度	441		
			平成10年度	541		
			平成9年度	696		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	
	資格の内容	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート造の工作物の解体等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	62,334	（平成１４年３月３１日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート造の工作物の解体等作業は、解体中の建物の倒壊や建設機械等との接触の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート造の工作物の解体等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成１４年度（平成14年8月15日まで）	平成１３年度	平成１２年度	平成１１年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,575			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	511		
			平成12年度	182		
			平成11年度	371		
			平成10年度	126		
			平成9年度	385		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	コンクリート橋架設等作業主任者
	資格の内容	コンクリート橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	13,939 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート橋架設等作業は、墜落、橋桁や仮設材の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		500			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	215		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	116		
			平成9年度	169		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第一種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第一種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	92,422	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第一種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第二種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第二種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第二種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第二種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	621,268	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第二種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症等災害の発生が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,940			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	600		
			平成12年度	630		
			平成11年度	380		
			平成10年度	530		
			平成9年度	800		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	有機溶剤作業主任者	
	資格の内容	有機溶剤作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、屋内作業等で有機溶剤を製造し、取り扱う作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	729,271	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	有機溶剤による作業は、トルエンやキシレン等による有機溶剤中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、有機溶剤等の製造、取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	資格の内容	小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	746,215	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	小型移動式クレーンの運転の業務は不特定の場所において重量物を運搬することから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、小型移動式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		67,843			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	12,825		
			平成12年度	10,843		
			平成11年度	14,450		
			平成10年度	14,837		
			平成9年度	14,888		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ガス溶接技能講習修了者	
	資格の内容	ガス溶接技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、ガス溶接技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,012,561	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ガス溶接作業は可燃性ガス及び酸素を取り扱うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	0				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	0			
		平成12年度	0			
		平成11年度	0			
		平成10年度	0			
		平成9年度	0			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	
	資格の内容	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	155,871	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（解体用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落、破砕物の飛来等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		24,231			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,456		
			平成12年度	4,890		
			平成11年度	5,475		
			平成10年度	5,475		
			平成9年度	4,935		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者
	資格の内容	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	2,288,275 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		300,240			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	53,842		
			平成12年度	57,037		
			平成11年度	59,644		
			平成10年度	62,146		
			平成9年度	67,571		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	不整地運搬車運転技能講習修了者	
	資格の内容	不整地運搬車運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、不整地運搬車運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	80,543	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	不整地運搬車の運転の作業は特殊な車両の運転の業務を行う必要があるため危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		23,142			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,375		
			平成12年度	4,617		
			平成11年度	3,969		
			平成10年度	4,482		
			平成9年度	3,699		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	高所作業車運転技能講習修了者	
	資格の内容	高所作業車運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、高所作業車運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	296,668	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	高所作業車の運転業務は、はさまれ、架空電線による感電等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		56,893			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	11,485		
			平成12年度	11,187		
			平成11年度	9,933		
			平成10年度	12,524		
			平成9年度	11,764		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 広島県支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		43,748			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	7,077		
			平成12年度	6,824		
			平成11年度	9,354		
			平成10年度	11,018		
			平成9年度	9,475		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	土止め支保工作業主任者	
	資格の内容	土止め支保工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	811,769	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	土止め支保工作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、土止め支保工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	20,421（講習内容は地山の掘削作業主任者技能講習と同じであるため、同講習による収入も含む。）			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	4,067		
		平成12年度	3,637		
		平成11年度	3,462		
		平成10年度	5,917		
		平成9年度	3,338		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無		
		その内容及び実施時期			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	地山の掘削作業主任者	
	資格の内容	地山の掘削作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、地山の掘削作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑の掘削、採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削を除く。）の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	848,640	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	地山の掘削作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、地山の掘削作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		20，421（講習内容は土止め支保工作業主任者技能講習と同じであるため、同講習による収入も含む。）			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	4,067		
			平成12年度	3,637		
			平成11年度	3,462		
			平成10年度	5,917		
			平成9年度	3,338		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ずい道等の掘削等作業主任者	
	資格の内容	ずい道等の掘削等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。））の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	34,014	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ずい道等の掘削等作業は建設機械等との接触や落盤等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の掘削等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,098			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	592		
			平成12年度	0		
			平成11年度	172		
			平成10年度	0		
			平成9年度	334		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ずい道等の覆工作業主任者	
	資格の内容	ずい道等の覆工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等の覆工(ずい道型わく支保工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型わく並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	22,074	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	ずい道等の覆工等作業は、ずい道型わく支保工等の仮設材の落下、軌道装置やダンプトラック等との接触等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の覆工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		633			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	287		
			平成12年度	0		
			平成11年度	93		
			平成10年度	0		
			平成9年度	253		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	型わく支保工の組立て等作業主任者	
	資格の内容	型わく支保工の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、型わく支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備をいう。）の組立て作業等に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	695,155	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	型わく支保工の組立て等作業は、仮設材の崩壊等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、型わく支保工の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		8,903			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,252		
			平成12年度	1,310		
			平成11年度	1,291		
			平成10年度	1,590		
			平成9年度	2,460		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	足場の組立て等作業主任者
	資格の内容	足場の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、足場の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	1,328,298 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	足場の組立て等作業は、仮設材の崩壊や墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、足場の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		12,172			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,211		
			平成12年度	2,424		
			平成11年度	1,822		
			平成10年度	1,968		
			平成9年度	2,747		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	
	資格の内容	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、建築物等の鉄骨の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	228,635	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	建築物等の鉄骨等の組立て等作業は、墜落や材料の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、建築物等の鉄骨等の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,172			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	553		
			平成12年度	296		
			平成11年度	348		
			平成10年度	578		
			平成9年度	397		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	鋼橋架設等作業主任者	
	資格の内容	鋼橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鋼橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	14,746	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鋼橋架設等作業は、墜落や橋桁の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、鋼橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,142			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	234		
			平成12年度	0		
			平成11年度	337		
			平成10年度	0		
			平成9年度	571		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	木造建築物の組立て等作業主任者	
	資格の内容	木造建築物の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、木造建築物の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	332,057	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	木造建築物の組立て等作業は、墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、木造建築物の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,931			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	317		
			平成12年度	728		
			平成11年度	1,067		
			平成10年度	533		
			平成9年度	286		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	
	資格の内容	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート造の工作物の解体等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	62,334	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート造の工作物の解体等作業は、解体中の建物の倒壊や建設機械等との接触の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート造の工作物の解体等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,748			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	525		
			平成12年度	423		
			平成11年度	332		
			平成10年度	332		
			平成9年度	136		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート橋架設等作業主任者	
	資格の内容	コンクリート橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	13,939	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート橋架設等作業は、墜落、橋桁や仮設材の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		840			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	256		
			平成12年度	0		
			平成11年度	584		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	鉛作業主任者	
	資格の内容	鉛作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鉛による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、鉛業務に係る作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	35,895	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鉛による作業は、鉛中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は鉛の製造、取扱作業において労働災害が大幅に増加すると懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第一種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種酸素欠乏危険作業(酸素欠乏症のおそれのある場所における作業)に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第一種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	92,422	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	第一種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第二種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第二種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第二種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第二種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	621,268	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第二種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症等災害の発生が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	有機溶剤作業主任者	
	資格の内容	有機溶剤作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、屋内作業等で有機溶剤を製造し、取り扱う作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	729,271	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	有機溶剤による作業は、トルエンやキシレン等による有機溶剤中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、有機溶剤等の製造、取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	資格の内容	小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	746,215	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	小型移動式クレーンの運転の業務は不特定の場所において重量物を運搬することから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、小型移動式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		25,910			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	4,673		
			平成12年度	4,187		
			平成11年度	5,097		
			平成10年度	4,815		
			平成9年度	7,138		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	
	資格の内容	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	155,871	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（解体用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落、破砕物の飛来等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	不整地運搬車運転技能講習修了者	
	資格の内容	不整地運搬車運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、不整地運搬車運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。 【業務独占資格】	
	資格を取得している人数(人)	80,543	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	不整地運搬車の運転の作業は特殊な車両の運転の業務を行う必要があるため危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		1,155			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	346		
			平成9年度	809		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 石川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		49,633			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	9,826		
			平成12年度	10,605		
			平成11年度	9,788		
			平成10年度	10,064		
			平成9年度	9,350		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	はい作業主任者	
	資格の内容	はい作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、はい付け、はいくずしの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、高さが2メートル以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	347,835	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	はい付け、はいくずしの作業は荷役運搬機械等を用いて荷の積み上げ、積み下ろしを行う危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		4,802			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	914		
			平成12年度	1,052		
			平成11年度	1,062		
			平成10年度	880		
			平成9年度	894		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	資格の内容	小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	746,215	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	小型移動式クレーンの運転の業務は不特定の場所において重量物を運搬することから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、小型移動式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		8,585			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,357		
			平成12年度	1,446		
			平成11年度	1,797		
			平成10年度	1,777		
			平成9年度	2,208		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	フォークリフト運転技能講習修了者	
	資格の内容	フォークリフト運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、フォークリフト運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	4,787,568	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	フォークリフトの運転の作業は荷役に関する取扱い、後前進等頻繁な走行の取扱い等極めて専門性の高い業務であることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		199,825			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	39,501		
			平成12年度	36,638		
			平成11年度	39,196		
			平成10年度	40,873		
			平成9年度	43,617		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		5,693			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,363		
			平成12年度	862		
			平成11年度	961		
			平成10年度	731		
			平成9年度	1,776		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	港湾貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県総支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	はい作業主任者	
	資格の内容	はい作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、はい付け、はいくずしの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、高さが2メートル以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	347,835	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	はい付け、はいくずしの作業は荷役運搬機械等を用いて荷の積み上げ、積み下ろしを行う危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	港湾貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県総支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	船内荷役作業主任者
	資格の内容	船内荷役作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、船内の荷役作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	18,441 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	船内荷役の作業は、揚貨装置を用いての荷の積み上げ、積み卸しを行うことによる荷の落下、崩壊等危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、船内荷役作業の労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,173			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	456		
			平成12年度	276		
			平成11年度	554		
			平成10年度	462		
			平成9年度	425		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	港湾貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県総支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	フォークリフト運転技能講習修了者	
	資格の内容	フォークリフト運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、フォークリフト運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	4,787,568	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	フォークリフトの運転の作業は荷役に関する取扱い、後前進等頻繁な走行の取扱い等極めて専門性の高い業務であることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		53,811			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	8,379		
			平成12年度	10,481		
			平成11年度	12,078		
			平成10年度	12,989		
			平成9年度	9,884		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	港湾貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県総支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成１４年３月３１日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,395			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	448		
			平成12年度	416		
			平成11年度	277		
			平成10年度	606		
			平成9年度	648		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ガス溶接技能講習修了者	
	資格の内容	ガス溶接技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、ガス溶接技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,012,561	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ガス溶接作業は可燃性ガス及び酸素を取り扱うことにより危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		13,128			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,512		
			平成12年度	2,076		
			平成11年度	2,940		
			平成10年度	3,540		
			平成9年度	3,060		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、当該作業に関する知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	地山の掘削作業主任者
	資格の内容	地山の掘削作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、地山の掘削作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑の掘削、採石法第2条に規定する岩石の採取のための掘削を除く。)の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数(人)	848,640 (平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	地山の掘削作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、地山の掘削作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		42,674(講習内容は、土止め支保工作業主任者技能講習と同じであるため、同講習による収入も含む。)			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	6,030		
			平成12年度	7,187		
			平成11年度	9,129		
			平成10年度	9,624		
			平成9年度	10,704		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	土止め支保工作業主任者	
	資格の内容	土止め支保工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	811,769	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	土止め支保工作業は建設機械等との接触や土砂崩壊等による危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、土止め支保工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		42,674（講習内容は、地山の掘削作業主任者技能講習と同じであるため、同講習による収入も含む。）			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,030		
			平成12年度	7,187		
			平成11年度	9,129		
			平成10年度	9,624		
			平成9年度	10,704		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	ずい道等の掘削等作業主任者	
	資格の内容	ずい道等の掘削等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法第2条に規定する岩石の採取のためのものを除く。））の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	34,014	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ずい道等の掘削等作業は建設機械等との接触や落盤等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の掘削等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	187				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	0			
		平成12年度	0			
		平成11年度	0			
		平成10年度	0			
		平成9年度	187			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	ずい道等の覆工作業主任者
	資格の内容	ずい道等の覆工作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、ずい道等の覆工(ずい道型わく支保工（ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型わく並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。）の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	22,074 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ずい道等の覆工等作業は、ずい道型わく支保工等の仮設材の落下、軌道装置やダンプトラック等との接触等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、ずい道等の覆工作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	
	資格の内容	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、建築物等の鉄骨の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	228,635	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	建築物等の鉄骨等の組立て等作業は、墜落や材料の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、建築物等の鉄骨等の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		9,450			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,904		
			平成12年度	1,974		
			平成11年度	1,568		
			平成10年度	2,240		
			平成9年度	1,764		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	型わく支保工の組立て等作業主任者	
	資格の内容	型わく支保工の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、型わく支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備をいう。）の組立て作業等に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	695,155	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	型わく支保工の組立て等作業は、仮設材の崩壊等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、型わく支保工の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		18,156			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,947		
			平成12年度	3,165		
			平成11年度	4,102		
			平成10年度	3,367		
			平成9年度	4,575		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	足場の組立て等作業主任者
	資格の内容	足場の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、足場の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数(人)	1,328,298 (平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	足場の組立て等作業は、仮設材の崩壊や墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、足場の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		48,343			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	9,405		
			平成12年度	7,806		
			平成11年度	9,060		
			平成10年度	10,672		
			平成9年度	11,400		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	鋼橋架設等作業主任者	
	資格の内容	鋼橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鋼橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	14,746	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鋼橋架設等作業は、墜落や橋桁の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、鋼橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月18日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		860			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	192		
			平成12年度	198		
			平成11年度	179		
			平成10年度	291		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	木造建築物の組立て等作業主任者	
	資格の内容	木造建築物の組立て等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、木造建築物の組立て等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	332,057	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	木造建築物の組立て等作業は、墜落等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、木造建築物の組立て等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		10,235			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,046		
			平成12年度	2,332		
			平成11年度	2,400		
			平成10年度	1,320		
			平成9年度	2,137		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	
	資格の内容	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート造の工作物の解体等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	62,334	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート造の工作物の解体等作業は、解体中の建物の倒壊や建設機械等との接触の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート造の工作物の解体等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,249			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	337		
			平成12年度	547		
			平成11年度	365		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	コンクリート橋架設等作業主任者	
	資格の内容	コンクリート橋架設等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、コンクリート橋架設等作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	13,939	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	コンクリート橋架設等作業は、墜落、橋桁や仮設材の落下等の危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、コンクリート橋架設等作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	86				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	0			
		平成12年度	86			
		平成11年度	0			
		平成10年度	0			
		平成9年度	0			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	特定化学物質等作業主任者	
	資格の内容	特定化学物質等作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、特定化学物質等による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、特定化学物質等の製造、取扱作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	448,485	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	特定化学物質等による作業は、ホスゲンや硫化水素による中毒災害や硫酸やフッ化水素による皮膚炎等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に作業指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、特定化学物質等の製造・取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	鉛作業主任者	
	資格の内容	鉛作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、鉛による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、鉛業務に係る作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	35,895	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	鉛による作業は、鉛中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は鉛の製造、取扱作業において労働災害が大幅に増加すると懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格(以下「資格」という。)に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	有機溶剤作業主任者	
	資格の内容	有機溶剤作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤による作業に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、屋内作業等で有機溶剤を製造し、取り扱う作業については、作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数(人)	729,271	(平成14年3月31日現在)
④	資格が必要な理由	有機溶剤による作業は、トルエンやキシレン等による有機溶剤中毒等の死亡災害を含む重篤な災害が発生しうる危険なものであり、当該作業にあたっては、専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、有機溶剤等の製造、取扱作業において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数(人)(平成11年8月16日以降)		1			
	上段について出身府省別内訳	(平成13年1月5日以前)出身府省名				
		(平成13年1月5日以前)人数(人)				
		(平成13年1月6日以降)出身府省名	厚生労働省			
		(平成13年1月6日以降)人数(人)	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数(人)		平成14年度(平成14年8月15日まで)	平成13年度	平成12年度	平成11年度(平成11年8月16日以降)
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額(千円)		6,613			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額(千円)		平成13年度	727		
			平成12年度	1,237		
			平成11年度	1,612		
			平成10年度	2,257		
			平成9年度	780		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第一種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第一種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第一種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第一種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第一種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	92,422	（平成１４年３月３１日現在）
④	資格が必要な理由	第一種酸素欠乏危険作業は、酸素欠乏症を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成１４年度（平成14年8月15日まで）	平成１３年度	平成１２年度	平成１１年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		21,537			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	6,957		
			平成12年度	7,344		
			平成11年度	2,133		
			平成10年度	2,592		
			平成9年度	2,511		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	第二種酸素欠乏危険作業主任者	
	資格の内容	第二種酸素欠乏危険作業主任者は、労働安全衛生法に基づき、第二種酸素欠乏危険作業（酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれのある場所における作業）に関し一定の講習を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、第二種酸素欠乏危険作業を行う場合は、第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	621,268	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	第二種酸欠危険作業は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒を生じるおそれがあることから、当該作業及び酸素欠乏症を防止するための設備等に係る専門的な知識を有する者に指揮させることが必要不可欠である。よって、仮に、本資格を廃止した場合には、酸素欠乏症等災害の発生が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,450			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	534		
			平成12年度	672		
			平成11年度	1,482		
			平成10年度	0		
			平成9年度	762		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	高所作業車運転技能講習修了者
	資格の内容	高所作業車運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、高所作業車運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	296,668 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	高所作業車の運転業務は、はさまれ、架空電線による感電等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって仮にこの資格制度を廃止した場合において労働災害が大幅に増加することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		59,738			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	8,738		
			平成12年度	10,846		
			平成11年度	13,056		
			平成10年度	11,322		
			平成9年度	15,776		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	資格の内容	小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	746,215	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	小型移動式クレーンの運転の業務は不特定の場所において重量物を運搬することから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、小型移動式クレーンの運転の業務において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		15,226			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,990		
			平成12年度	2,760		
			平成11年度	3,220		
			平成10年度	1,610		
			平成9年度	4,646		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会 神奈川支部	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	玉掛技能講習修了者	
	資格の内容	玉掛技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務について、玉掛技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、玉掛技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	5,854,723	（平成１４年３月３１日現在）
④	資格が必要な理由	玉掛けの作業はクレーン等を用いて重量物を運搬する際に行われることから危険性の高い作業であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合は、玉掛けの作業において労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		111,180			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	17,544		
			平成12年度	18,288		
			平成11年度	23,148		
			平成10年度	25,896		
			平成9年度	26,304		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者	
	資格の内容	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（基礎工事用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を受講し、修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	64,778	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（基礎工事用）の運転業務は、当該機械の転倒やアタッチメントに労働者を巻き込む等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会	
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省	
②	資格の所管府省名	厚生労働省	
③	資格の名称	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	
	資格の内容	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者は、労働安全衛生法に基づき、機体重量が3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務について、技能講習を修了した者であり、事業者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,288,275	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務は、労働者への接触や路肩からの転落等の危険性の高い業務であり、安全に作業を行うためには必要な知識・技能を有する者に従事させることが必要不可欠である。よって、仮にこの資格制度を廃止した場合において、労働災害が大幅に増加することが懸念される。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	技能講習を必要とする作業は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高いため、作業者に対し、一定の資格を備えた講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与するとともに、理解度が作業の安全に必要なレベルに達しているか否かの確認を行う必要があるため。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本技能講習制度は、知識、技能を持たない者が行った場合、災害発生につながるおそれが高い作業であるため、一定の講習を修了した者に作業等を行わせることにより、労働者の安全と健康の確保を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	建設業労働災害防止協会
	上段の団体の所管府省名	厚生労働省
②	資格の所管府省名	厚生労働省
③	資格の名称	救護に関する技術的事項を管理する者
	資格の内容	救護に関する技術的事項を管理する者は、労働安全衛生法に基づき、一定のずい道等の建設の仕事及び一定の圧気工法による作業において、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置が採られる場合における労働災害の発生を防止する措置のうち技術的事項の管理に関し、ずい道等の建設等に係る一定の実務経験を有し、かつ、一定のカリキュラムによる研修を修了した者のうちから事業者に選任されるものである。事業者は、当該作業について技術的事項を管理する者を選任しなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	9,613 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	ずい道等の建設工事において爆発、火災等の重大な事故が発生する場合、ずい道等内へ閉じ込められるような事態となることが多く、労働者の救護に関する事前の準備措置がないと、二次災害が発生して被害が拡大する可能性が高い。このような労働災害の発生を防止するためには、これらの措置を管理するため、必要な知識・技能を有する者に管理を行わせることが不可欠である。仮にこの資格制度を廃止した場合は、救護に関する措置が実施された場合に、被害の拡大等により一度に多数の労働者が死亡する事態が発生することが懸念される。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	救護に関する措置の技術的管理は、知識、技能を持たない者が行った場合、被害の拡大につながるおそれが高いため、必要な能力を有する講師及び一定のカリキュラムによる講習を実施することにより、知識、技能を付与する必要があるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	厚生労働省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		365,146			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	61,904		
			平成12年度	73,876		
			平成11年度	70,518		
			平成10年度	31,873		
			平成9年度	83,074		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本制度は、救護措置に関して必要な知識を持たない者が当該措置に関する技術的管理を行った場合、被害の拡大につながることが懸念されるため、一定の講習を修了した者に当該管理を行わせることにより、被害の拡大の防止を図るものであり、民業圧迫であるとは考えていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本中央競馬会
	上段の団体の所管府省名	農林水産省
②	資格の所管府省名	農林水産省
③	資格の名称	調教師免許（中央競馬）
	資格の内容	調教師は、競馬法に基づき、中央競馬の競走のために馬を調教するため、一定の能力・技術水準を有する者に付与される資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	231 （平成15年1月1日現在）
④	資格が必要な理由	中央競馬の公正確保のため、一定の能力・技術水準、人物としての適性が求められるため。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	中央競馬は、競馬法により刑法の富くじの発売罪の違法性を阻却しており、競走の中心を担う調教師については、中央競馬の公正性を確保するため、法律（競馬法）に基づき免許を行う必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	農林水産省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		3,474			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	699		
			平成12年度	699		
			平成11年度	696		
			平成10年度	699		
			平成9年度	681		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		中央競馬は、競馬法により刑法の富くじの発売罪の違法性を阻却しており、競走の中心を担う調教師については、中央競馬の公正性の確保の観点から、法律（競馬法）に基づき当該免許の免許権者は日本中央競馬会に限定されている。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本中央競馬会	
	上段の団体の所管府省名	農林水産省	
②	資格の所管府省名	農林水産省	
③	資格の名称	騎手免許（中央競馬）	
	資格の内容	騎手は、競馬法に基づき、中央競馬の競走に騎乗するため、一定の能力・技術水準を有する者に付与される資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	166	（平成15年1月1日現在）
④	資格が必要な理由	中央競馬の公正確保のため、一定の能力・技術水準、人物としての適性が求められるため。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	中央競馬は、競馬法により刑法の富くじの発売罪の違法性を阻却しており、競走の中心を担う騎手については、中央競馬の公正性を確保するため、法律（競馬法）に基づき免許を行う必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	農林水産省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,745			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	552		
			平成12年度	546		
			平成11年度	540		
			平成10年度	543		
			平成9年度	564		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		中央競馬は、競馬法により刑法の富くじの発売罪の違法性を阻却しており、競走の中心を担う騎手については、中央競馬の公正性の確保の観点から、法律（競馬法）に基づき当該免許の免許権者は日本中央競馬会に限定されている。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	独立行政法人肥飼料検査所
	上段の団体の所管府省名	農林水産省
②	資格の所管府省名	農林水産省
③	資格の名称	飼料製造管理者
	資格の内容	飼料製造管理者は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき、その製造の過程において特別の注意を必要とする飼料の製造に関して、製造管理を行う資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	802 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	製造の過程において特別の注意を必要とする飼料の製造管理を行う者に関しては、人に危害が及ぶ有害畜産物の生産や家畜への被害を防止するため、飼料の安全性に関する法令及び技術等に関し一定の知識経験を有する者である必要がある。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	飼料及び飼料を給与した家畜は全国流通するものであり、仮に一定の知識経験がない者がこれらの飼料の製造を管理した場合、人に危害が及ぶ有害畜産物の生産や家畜への被害が全国的に生じ、家畜衛生及び公衆衛生上重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、飼料製造管理者については、国が全国一律に資格要件を定め、一定水準以上の専門知識を確保する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	農林水産省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		4,235			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	4,235		
			平成12年度	※平成12年度以前は、他の法人が実施		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		飼料及び飼料を給与した家畜は全国流通するものであり、仮に一定の知識経験がない者がこれらの飼料の製造を管理した場合、人に危害が及ぶ有害畜産物の生産や家畜への被害が全国的に生じ、家畜衛生及び公衆衛生上重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、飼料製造管理者については、国が全国一律に資格要件を定め、一定水準以上の専門知識を確保する必要がある。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）中小企業診断協会
	上段の団体の所管府省名	経済産業省中小企業庁
②	資格の所管府省名	経済産業省中小企業庁
③	資格の名称	中小企業診断士
	資格の内容	中小企業診断士は、中小企業支援法に基づき、中小企業の経営の診断及び経営に関する助言（経営診断）の業務に従事する者であって中小企業診断士試験に合格した者等を登録する資格制度。 【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	17,952　（平成15年1月1日現在）
④	資格が必要な理由	中小企業が経営の改善、安定を図る上で、経営診断を受けることに対するニーズが高い中で、中小企業者が安心して経営コンサルタントを活用することが出来るよう、国が一定以上の能力を有する経営コンサルタントを中小企業診断士として登録する制度は必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	中小企業が経営革新等に取り組む場合には、経営資源に制約があるこれら中小企業にとり外部専門家による的確なアドバイスは極めて有効な手段の一つ。他方、依然として中小企業の経営者にとり、未知の部外者のアドバイスを受けることは一般的でなく、相当の抵抗感があることも事実。このような中で、中小企業診断士は国家資格であるため、中小企業者の間に信頼性が醸成されており、その活用が拡大してきたところ。我が国経済の活性化の鍵となる中小企業の経営革新の促進等の政策目的を達成するためには、中小企業施策にも通じた国家資格である中小企業診断士が不可欠。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,579,151			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	545,681		
			平成12年度	474,972		
			平成11年度	567,284		
			平成10年度	539,734		
			平成9年度	451,480		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		中小企業が経営の改善、安定を図る上で、経営診断を受けることに対するニーズが高い中で、中小企業者が安心して経営コンサルタントを活用することが出来るよう、国が一定以上の能力を有する経営コンサルタントを中小企業診断士として登録する制度は必要である。 また、中小企業診断士制度と同種・類似の制度はない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）省エネルギーセンター
	上段の団体の所管府省名	経済産業省
②	資格の所管府省名	経済産業省
③	資格の名称	エネルギー管理士
	資格の内容	エネルギー管理士は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、工場等現場における自主的なエネルギー管理を徹底させるために、エネルギー管理に関する専門的な知見が担保された者に付与される資格である。 エネルギー管理士は、電気・燃料等の使用の合理化に関し電気・燃料等を消費する設備の維持、電気・燃料等の使用の方法の改善及び監視等の業務の管理を行う。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	64,467（平成14年 3月 31日現在）
④	資格が必要な理由	工場等現場における自主的なエネルギー管理を徹底させるためには、厳正かつ公平に実施された試験等によりエネルギー管理に関する専門的な知見が担保された者を現場毎に選任し、各現場において日々エネルギーの使用の合理化に関して不断の努力を行わせる体制を構築することが必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	エネルギーの管理には高度な専門性を要し、エネルギー管理を行う者の資質の維持・向上が不可欠である。その資質を担保する当該資格については、厳密な質の維持と、公平性を保つ必要があることから、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の能力を修得している者か否かの判断を統一的に行った上でエネルギー管理を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,291,451			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	312,359		
			平成12年度	305,619		
			平成11年度	304,439		
			平成10年度	205,580		
			平成9年度	163,454		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本資格は工場等の現場において生産等に熟知している者が取得し、他の従業員に対して法律上の権限に基づき指示等を行うものであり、これと類似の民間によるビジネスは存在しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本小型自動車振興会	
	上段の団体の所管府省名	経済産業省	
②	資格の所管府省名	経済産業省	
③	資格の名称	小型自動車競走選手	
	資格の内容	小型自動車競走選手は、小型自動車競走法に基づき、地方公共団体が開催する小型自動車競走に出場するため、一定の体力を有する者に付与される資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	507	（平成15年2月1日現在）
④	資格が必要な理由	公営競技である小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を確保する上で、競技規則等を正確に理解して遵守する能力及び小型自動車を安全に走行させることができる一定の体力を必要とするため。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	公営競技であるオートレースの公正かつ円滑な実施を確保する上で、オートレースの公正かつ円滑な実施を確保することを目的として法律上設立されている日本小型自動車振興会が資格審査業務を実施する必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		46			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3		
			平成12年度	15		
			平成11年度	1		
			平成10年度	20		
			平成9年度	7		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		刑法の賭博罪の特例として認められた小型自動車競走は、事業に対する信頼の確保と公正かつ円滑な運営が求められる。こういったことから、小型自動車競走の秩序維持等の基本的な責任については公的機関が負うことが必要であり、選手資格を民間が審査するという考えはない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本小型自動車振興会	
	上段の団体の所管府省名	経済産業省	
②	資格の所管府省名	経済産業省	
③	資格の名称	小型自動車競走審判員	
	資格の内容	小型自動車競争審判員は、小型自動車競争法に基づき、地方公共団体が開催する小型自動車競走の競技を運営するため、一定の能力及び体力を有する者に付与される資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	219	（平成15年2月1日現在）
④	資格が必要な理由	公営競技である小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を確保する上で、競技規則等を正確に理解して遵守する能力及び一定の体力を必要とするため。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	公営競技であるオートレースの公正かつ円滑な実施を確保する上で、オートレースの公正かつ円滑な実施を確保することを目的として法律上設立されている日本小型自動車振興会が資格審査業務を実施する必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	経済産業省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		36			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	4		
			平成12年度	5		
			平成11年度	10		
			平成10年度	8		
			平成9年度	11		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		刑法の賭博罪の特例として認められた小型自動車競走は、事業に対する信頼の確保と公正かつ円滑な運営が求められる。こういったことから、小型自動車競走の秩序維持等の基本的な責任については公的機関が負うことが必要であり、審判員資格を民間が審査するという考えはない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	(財)関門海技協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	有害液体汚染防止管理者
	資格の内容	有害液体汚染防止管理者は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき、有害液体物質を輸送する総トン数200トン以上の船舶において、船長を補佐して船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行うために、当該船舶職員より選任される専門家である。 主な職務としては、 ① 有害液体物質記録簿を記載し、保管すること ② 有害液体物質の不適正な排出の防止作業に関する必要な指示を乗組員等に行うこと 等がある。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	有害液体物質を取り扱う作業の際に、荷役設備及び排出防止設備等及びこれらに関連するポンプ・バルブ等を順序正しく的確に操作し、作業を進めていくこと並びにこれらの設備の保守・点検等に関連する業務を実施する専門家を配置することは、船舶からの有害液体物質の不適正な排出を防止するために重要であり、海洋環境の保全に資するために必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	海洋環境保全の観点から、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律上、海洋汚染防止のための専門家として対象船舶に乗り組ませるものとして規定されている有害液体汚染防止管理者について、国が責任を持って講習を実施し、一定水準以上の知識・技能を修得させることが、有害液体物質を取り扱う上で重要であるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,422（安全担当者・有害液体汚染防止管理者の講習）の内数			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	237		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	1,185		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本資格は、有害液体物質を輸送する一定以上の船舶において当該船舶の乗組員から選任されるものであること、また講習に代えて一定の実務経験を有する場合にも選任要件を満たすとしていることから、民業を圧迫するものではない。本資格に係る講習を当該団体に実施させていることについては、現在実施している講習には実技による講習があり、また専門的な施設が必要であり、さらには営利企業から有害液体汚染防止管理者養成講習に対するクレームも無く、競合の程度が営利企業の当該事業の運営を圧迫する程度になっていないものと判断できることから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）関門海技協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	小型船舶操縦士
	資格の内容	小型船舶操縦士は、船舶職員法に基づき、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	2,780,919 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,454,310			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	457,715		
			平成12年度	484,519		
			平成11年度	565,272		
			平成10年度	473,331		
			平成9年度	473,473		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		小型船舶操縦士の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	小型船舶操縦士に係る利用者ニーズの変化に的確に対応するとともに、航行の安全を一層図るため、資格区分の再編成及び操縦者が遵守すべき事項の明確化等の見直しを行った（平成15年6月1日施行）。また、「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）関門海技協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	海技士（航海）	
	資格の内容	海技士（航海）は、船舶職員法に基づき、船長又は航海士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	173,437	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		17,103			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	3,236		
			平成12年度	2,885		
			平成11年度	4,241		
			平成10年度	3,373		
			平成9年度	3,368		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		海技士（航海）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）閘門海技協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	海技士（機関）
	資格の内容	海技士（機関）は、船舶職員法に基づき、機関長又は機関士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	161,648 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省		
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1		
		（平成13年1月6日以降）出身府省名			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	9,139			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	1,888		
		平成12年度	1,852		
		平成11年度	1,807		
		平成10年度	1,835		
		平成9年度	1,757		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	海技士（機関）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有		
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。		

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）関門海技協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	海技士（通信）	
	資格の内容	海技士（通信）は、船舶職員法に基づき、通信長又は通信士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	17,594	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		314			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	52		
			平成12年度	30		
			平成11年度	45		
			平成10年度	97		
			平成9年度	90		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		海技士（通信）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）関門海技協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	海技士（電子通信）	
	資格の内容	海技士（電子通信）は、船舶職員法に基づき、通信長として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,906	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		29			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	7		
			平成12年度	0		
			平成11年度	7		
			平成10年度	15		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		海技士（電子通信）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）関門海技協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	安全担当者
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、船内作業における危害防止のため、作業設備及び作業用具の点検及び整備、安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備等の業務を行う者として、一定水準の知識及び経験並びに技能を修得している者が、船舶に乗り組んだ船員の中から選任されるものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明　（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	船舶所有者は、船内作業の危害の防止を図る義務があるが、これを船内で具体的に実施する責任者として船舶に乗り組んでいる者の中から安全担当者を選任し、船内の安全確保措置を整備するために必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	安全担当者の業務は、作業設備及び作業用具の点検及び整備に関すること、安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備に関すること、作業を行う際に危険な又は有害な状態が発生した場合又発生するおそれのある場合の適当な応急措置又は防止措置に関すること、発生した災害の原因に関すること、作業の安全に関する教育及び訓練に関すること、安全管理に関する記録の作成及び管理に関することであり、これらの業務を船内の作業特性に応じて責任を持って遂行できる者として、一定水準の知識及び経験並び技能を修得している者を、当該船舶の海員の中から選任させているものであり、選任の義務づけを廃止した場合には、船内の作業環境が極めて不安全な状態となる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,422（安全担当者と有害液体汚染防止管理者の講習の合計額）の内数			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	237		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	1,185		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		安全担当者は、船舶に乗り組んだ船員の中から、一定の経験を有し、担当する業務に精通した者を選任するものであることから、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）関門海技協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	衛生担当者	
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、医師又は衛生管理者が乗り組んでいない全ての船舶において、その航行中に乗組員の安全衛生を確保するため、比較的軽度な船員の健康管理、食料及び用水の衛生保持、医薬品その他の衛生用品の管理等、船内の衛生管理に関する業務に従事する者として、一定水準の知識・技能を習得している者に付与される資格であり、船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	13,820	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衛生担当者は、船員の健康管理、急患等が発生した場合の応急手当や陸上からの助言に基づく対応を行う他、食料及び用水の衛生保持、医薬品その他の衛生用品の管理等、船内の衛生管理に関する業務についても行っており、業務を乗組員の中で責任を持って行う体制が必要であり、当該業務に従事する者として船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。また、STCW条約に基づくものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格はSTCW条約により、主管庁が証明書を発給することが定められている。衛生担当者の業務は、船内の衛生管理や応急手当等を担当するものであり、これらの業務を責任を持って遂行できる者として、一定水準の知識・技能を習得している者を、当該船舶に乗り組んでいる者の中から選任させているものであり、選任の義務付けを廃止とした場合は、船内の健全な衛生確保が図れない状態となる。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,279			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	388		
			平成12年度	372		
			平成11年度	589		
			平成10年度	434		
			平成9年度	496		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		衛生担当者は、船舶に乗り組んだ船員の中から一定水準以上の知識・技能を習得している者を選任するものであることから、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	海技士の資格制度において、「公益法人に対する行政の関与の在り方の実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）関門海技協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	消火作業指揮者	
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、船内における消火作業を的確かつ効果的に遂行できるようにするために、消火設備及び消火器具の点検及び整備、火災が発生した場合の消火作業の指揮等の業務を行う者として、一定の水準以上の専門的な知識・技能を有する者が、船舶に乗り組んだ船員の中から選任されるものである。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	不明	（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	消火作業指揮者は、船内の消火作業の指揮等を行う者として、船舶に乗り組んでいる者の中から選任し、船内の消火に関する安全管理体制の確保を図る必要がある。また、当該制度は海上における人命及び財産の安定性を守るために、人的面の最小要件として定められた基準であるSTCW条約に基づいている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格はSTCW条約により、主管庁が証明書を発給することが定められている。消火作業指揮者の業務を行う者については、一定の水準以上の専門的な知識・技能を確保する必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		961			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	155		
			平成12年度	149		
			平成11年度	285		
			平成10年度	174		
			平成9年度	198		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		乗り組んだ船舶において、消火作業を的確かつ効果的に遂行できるようこれを指揮する者について、一定水準以上の知識技能を確保しようとするものであり、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	海技士の資格制度において、「公益法人に対する行政の関与の在り方の実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	船員災害防止協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	有害液体汚染防止管理者
	資格の内容	有害液体汚染防止管理者は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき、有害液体物質を輸送する総トン数200トン以上の船舶において、船長を補佐して船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行うために、当該船舶職員より選任される専門家である。 主な職務としては、 ① 有害液体物質記録簿を記載し、保管すること ② 有害液体物質の不適正な排出の防止作業に関する必要な指示を乗組員等に行うこと 等がある。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	有害液体物質を取り扱う作業の際に、荷役設備及び排出防止設備等及びこれらに関連するポンプ・バルブ等を順序正しく的確に操作し、作業を進めていくこと並びにこれらの設備の保守・点検等に関連する業務を実施する専門家を配置することは、船舶からの有害液体物質の不適正な排出を防止するために重要であり、海洋環境の保全に資するために必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	海洋環境保全の観点から、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律上、海洋汚染防止のための専門家として対象船舶に乗り組ませるものとして規定されている有害液体汚染防止管理者について、国が責任を持って講習を実施し、一定水準以上の知識・技能を修得させることが、有害液体物質を取り扱う上で重要であるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		14,903（安全担当者・有害液体汚染防止管理者の講習）の内数			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	5,324		
			平成12年度	3,457		
			平成11年度	1,257		
			平成10年度	2,026		
			平成9年度	2,839		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本資格は、有害液体物質を輸送する一定以上の船舶において当該船舶の乗組員から選任されるものであること、また講習に代えて一定の実務経験を有する場合にも選任要件を満たすとしていることから、民業を圧迫するものではない。本資格に係る講習を当該団体に実施させていることについては、現在実施している講習には実技による講習があり、また専門的な施設が必要であり、さらには営利企業から有害液体汚染防止管理者養成講習に対するクレームも無く、競合の程度が営利企業の当該事業の運営を圧迫する程度になっていないものと判断できることから、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	船員災害防止協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省、厚生労働省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	安全担当者
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、船内作業における危害防止のため、作業設備及び作業用具の点検及び整備、安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備等の業務を行う者として、一定水準の知識及び経験並びに技能を修得している者が、船舶に乗り組んだ船員の中から選任されるものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明　（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	船舶所有者は、船内作業の危害の防止を図る義務があるが、これを船内で具体的に実施する責任者として船舶に乗り組んでいる者の中から安全担当者を選任し、船内の安全確保措置を整備するために必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	安全担当者の業務は、作業設備及び作業用具の点検及び整備に関すること、安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備に関すること、作業を行う際に危険な又は有害な状態が発生した場合又発生するおそれのある場合の適当な応急措置又は防止措置に関すること、発生した災害の原因に関すること、作業の安全に関する教育及び訓練に関すること、安全管理に関する記録の作成及び管理に関することであり、これらの業務を船内の作業特性に応じて責任を持って遂行できる者として、一定水準の知識及び経験並びに技能を修得している者を、当該船舶の海員の中から選任させているものであり、選任の義務づけを廃止した場合には、船内の作業環境が極めて不安全な状態となる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		14,903・（安全担当者と有害液体汚染防止管理者の講習の合計額）の内数			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	5,324		
			平成12年度	3,457		
			平成11年度	1,257		
			平成10年度	2,026		
			平成9年度	2,839		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		安全担当者は、船舶に乗り組んだ船員の中から、一定の経験を有し、担当する業務に精通した者を選任するものであることから、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	船員災害防止協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省、厚生労働省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	衛生管理者
	資格の内容	衛生管理者は、船員法に基づき、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする3,000トン以上の船舶において、その航行中に乗組員の安全衛生を確保するため、船員の健康管理、保健指導、船内の作業環境衛生、食料及び用水の衛生保持、医薬品その他の衛生用品の管理等、船内の衛生管理に関する業務に従事する者として、一定水準以上の知識・技能を有する者に付与される資格で、船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	36,011（累計）（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衛生管理者は、船員の健康管理、急患等が発生し場合の応急措置のみならず、陸上からの助言に基づく救急措置を行うなど高度の知識・技能を有する業務を行う他、食料及び用水の衛生保持、医薬品その他の衛生用品の管理等、船内の衛生管理に関する業務についても行っており、これらの業務を乗組員で責任を持って行う体制が必要であり、当該業務に従事する者として船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。また、1978年のSTCW条約に基づくものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格はSTCW条約により、主管庁が証明書を発給することが定められている。船内の衛生管理に関する業務を行う者については、一定水準以上の知識・技能を確保する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		21,191			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	4,828		
			平成12年度	4,061		
			平成11年度	3,898		
			平成10年度	4,607		
			平成9年度	3,797		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		船舶における海上労働の特殊性を考慮した講習内容となっており、現状においても他の民間事業者が行う衛生管理者講習とは競合関係が生じていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船員福利雇用促進センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	有害液体汚染防止管理者
	資格の内容	有害液体汚染防止管理者は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき、有害液体物質を輸送する総トン数200トン以上の船舶において、船長を補佐して船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行うために、当該船舶職員より選任される専門家である。 主な職務としては、 ① 有害液体物質記録簿を記載し、保管すること ② 有害液体物質の不適正な排出の防止作業に関する必要な指示を乗組員等に行うこと 等がある。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	有害液体物質を取り扱う作業の際に、荷役設備及び排出防止設備等及びこれらに関連するポンプ・バルブ等を順序正しく的確に操作し、作業を進めていくこと並びにこれらの設備の保守・点検等に関連する業務を実施する専門家を配置することは、船舶からの有害液体物質の不適正な排出を防止するために重要であり、海洋環境の保全に資するために必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	海洋環境保全の観点から、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律上、海洋汚染防止のための専門家として対象船舶に乗り組ませるものとして規定されている有害液体汚染防止管理者について、国が責任を持って講習を実施し、一定水準以上の知識・技能を修得させることが、有害液体物質を取り扱う上で重要であるため。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	内閣府			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	51,234（安全担当者・有害液体汚染防止管理者及び危険物取扱責任者の講習の合計額）の内数				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	9,057			
		平成12年度	8,743			
		平成11年度	10,199			
		平成10年度	8,928			
		平成9年度	14,307			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本資格は、有害液体物質を輸送する一定以上の船舶において当該船舶の乗組員から選任されるものであること、また講習に代えて一定の実務経験を有する場合にも選任要件を満たすとしていることから、民業を圧迫するものではない。本資格に係る講習を当該団体に実施させていることについては、現在実施している講習には実技による講習があり、また専門的な施設が必要であり、さらには営利企業から有害液体汚染防止管理者養成講習に対するクレームも無く、競合の程度が営利企業の当該事業の運営を圧迫する程度になっていないものと判断できることから、民業を圧迫しているとは認識していない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船員福利雇用促進センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	安全担当者
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、船内作業における危害防止のため、作業設備及び作業用具の点検及び整備、安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備等の業務を行う者として、一定水準の知識及び経験並びに技能を修得している者が、船舶に乗り組んだ船員の中から選任されるものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明　（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	船舶所有者は、船内作業の危害の防止を図る義務があるが、これを船内で具体的に実施する責任者として船舶に乗り組んでいる者の中から安全担当者を選任し、船内の安全確保措置を整備するために必要である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	安全担当者の業務は、作業設備及び作業用具の点検及び整備に関すること、安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備に関すること、作業を行う際に危険な又は有害な状態が発生した場合又発生するおそれのある場合の適当な応急措置又は防止措置に関すること、発生した災害の原因に関すること、作業の安全に関する教育及び訓練に関すること、安全管理に関する記録の作成及び管理に関することであり、これらの業務を船内の作業特性に応じて責任を持って遂行できる者として、一定水準の知識及び経験並び技能を修得している者を、当該船舶の海員の中から選任させているものであり、選任の義務づけを廃止した場合には、船内の作業環境が極めて不安全な状態となる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	内閣府			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		51,234(安全担当者、有害液体汚染防止管理者及び危険物取扱責任者の講習の合計額)の内数			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	9,057		
			平成12年度	8,743		
			平成11年度	10,199		
			平成10年度	8,928		
			平成9年度	14,307		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		安全担当者は、船舶に乗り組んだ船員の中から、一定の経験を有し、担当する業務に精通した者を選任するものであることから、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本船員福利雇用促進センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	危険物等取扱責任者
	資格の内容	船員法及び船員法施行規則に基づき、平水区域を航行区域とするタンカー以外の石油タンカー、液体化学薬品タンカー及び液化ガスタンカーにおいて、危険物等の取扱いに関する知識・技能を持った者に危険物等の積込み作業に関する立案等の業務を行わせることにより、船舶の安全の確保及び海洋汚染の防止を図るものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	2,720（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	危険物等取扱等責任者は、船舶に乗り組んで適用船舶の危険物等の取扱いに関する業務を管理し、船員及び船舶の安全確保並びに海洋汚染の防止を図る必要がある。また、当該制度は海上における人命及び財産の安定性を守るために、人的面の最小要件として定められた基準であるSTCW条約に基づき設けられており、条約上現在も要求される資格である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、STCW条約により、主管庁による証明書の発給が定められている。適用対象船舶において危険物等の取扱いに関する業務を行う者については、一定の水準以上の専門的な知識・技能を確保する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	内閣府		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	51,234(安全担当者、有害液体汚染防止管理者及び危険物取扱責任者の講習の合計額）の内数			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	9,057		
		平成12年度	8,743		
		平成11年度	10,199		
		平成10年度	8,928		
		平成9年度	14,307		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	乗り組んだ船舶においては、危険物等の取扱いに関する業務を管理する者については、一定水準以上の知識技能を確保しようとするものであり、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有		
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。		

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	独立行政法人海技大学校
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	救命艇手
	資格の内容	救命艇手は、船員法に基づき、救命艇の取扱い等に関し、一定の水準以上の専門的な知識・技能を有する者に付与される資格である。旅客船及び最大搭載人員100名以上の船舶において、救命艇の取扱い、非常事態に関する知識・技能を持った者に緊急時の避難誘導、救命艇の操船等の業務を行わせることにより、緊急時における乗員乗客の生命の安全を図るものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	1,038（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	救命艇手は、船舶が危機的状況に陥ったとき、船員及び乗客の避難誘導並びに救命艇の運航の指揮を、平時にあっては救命艇その他の救命設備の整備を行う必要がある。また、当該制度は海上における人命及び財産の安定性を守るために、人的面の最小要件として定められた基準であるSTCW条約に基づき設けられており、条約上現在も要求される資格である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、STCW条約により、主管庁による証明書の発給が定められている。 適用対象船舶において救命艇の取扱い等に関する業務を行う者については、一定の水準以上の専門的な知識・技能を確保する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		47,750			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	47,750		
			平成12年度			
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		救命艇の取扱い等に関する業務を管理する者については、一定水準以上の知識技能を確保しようとするものであり、基本的に民間と競合していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	独立行政法人　海技大学校	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	海技士（航海）	
	資格の内容	海技士（航海）は、船舶職員法に基づき、船長又は航海士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	173,437	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		0	1	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	15,909,350				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	15,909,350			
		平成12年度				
		平成11年度				
		平成10年度				
		平成9年度				
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	海技士（航海）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	独立行政法人　海技大学校
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	海技士（機関）
	資格の内容	海技士（機関）は、船舶職員法に基づき、機関長又は機関士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	161,648（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		11,439,986			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	11,439,986		
			平成12年度			
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		海技士（機関）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）中国船舶職員養成協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	海技士（航海）	
	資格の内容	海技士（航海）は、船舶職員法に基づき、船長又は航海士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	173,437	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		11,052			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	2,806		
			平成12年度	3,080		
			平成11年度	1,698		
			平成10年度	1,812		
			平成9年度	1,656		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		海技士（航海）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）中国船舶職員養成協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	海技士（機関）
	資格の内容	海技士（機関）は、船舶職員法に基づき、機関長又は機関士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	161,648 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1		
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省		
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1		
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
		1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	4,914			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	653		
		平成12年度	891		
		平成11年度	989		
		平成10年度	1,091		
		平成9年度	1,290		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。			
	上段の理由	海技士（機関）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有		
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。		

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）中国船舶職員養成協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	海技士（通信）
	資格の内容	海技士（通信）は、船舶職員法に基づき、通信長又は通信士として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	17,594 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）					1
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）					61
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度			0
			平成12年度			9
			平成11年度			0
			平成10年度			0
			平成9年度			52
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か					認識していない。
	上段の理由					海技士（通信）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無				有
		その内容及び実施時期				「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）中国船舶職員養成協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	海技士（電子通信）
	資格の内容	海技士（電子通信）は、船舶職員法に基づき、通信長として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	2,906 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。また、STCW条約においても、締約国政府に対して、自国籍船に乗り組む船舶職員について条約で定める資格証明書の発給を行うことが義務付けられている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		50			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	38		
			平成11年度	12		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		海技士（電子通信）の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性及び国際性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）中国船舶職員養成協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	小型船舶操縦士	
	資格の内容	小型船舶操縦士は、船舶職員法に基づき、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行うために必要な資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,780,919	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衝突、乗揚げ、火災その他の船舶による海難の発生は、海上における人命や財産に対する危険、海洋環境の汚染を引き起こすこととなる。このため、船舶の航行の安全を確保するために、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行う者の資格制度を設け、その知識・技能等について一定の水準を確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格は、船舶の航行安全の確保を目的としたものであり、全国的な海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定水準以上の知識・技能を習得している者か否かを国が判断した上で、船舶職員として船舶の運航に関する業務を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月15日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,236,535			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	169,559		
			平成12年度	198,227		
			平成11年度	244,760		
			平成10年度	301,708		
			平成9年度	322,281		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		小型船舶操縦士の資格は、自船のみならず他船を含めた船舶の航行の安全及び生命、財産の安全並びに海洋環境の保護を図るために免許制度をとっており、極めて公共・公益性の高い資格である。したがって民業の圧迫という概念とは異なるものであり、また、現状においても民業と競合している事態は発生していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	小型船舶操縦士に係る利用者ニーズの変化に的確に対応するとともに、航行の安全を一層図るため、資格区分の再編成及び操縦者が遵守すべき事項の明確化等の見直しを行った（平成15年6月1日施行）。また、「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）中国船舶職員養成協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	衛生担当者
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、医師又は衛生管理者が乗り組んでいない全ての船舶において、その航行中に乗組員の安全衛生を確保するため、比較的軽度な船員の健康管理、食料及び用水の衛生保持、医薬品その他の衛生用品の管理等、船内の衛生管理に関する業務に従事する者として、一定水準の知識・技能を習得している者に付与される資格であり、船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	13,820（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	衛生担当者は、船員の健康管理、急患等が発生した場合の応急手当や陸上からの助言に基づく対応を行う他、食料及び用水の衛生保持、医薬品その他の衛生用品の管理等、船内の衛生管理に関する業務についても行っており、業務を乗組員の中で責任を持って行う体制が必要であり、当該業務に従事する者として船舶全体の乗組み体制の中に位置付けられたものである。また、STCW条約に基づくものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格はSTCW条約により、主管庁が証明書を発給することが定められている。衛生担当者の業務は、船内の衛生管理や応急手当等を担当するものであり、これらの業務を責任を持って遂行できる者として、一定水準の知識・技能を習得している者を、当該船舶に乗り組んでいる者の中から選任させているものであり、選任の義務付けを廃止とした場合は、船内の健全な衛生確保が図れない状態となる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	12,309				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円） ※数字は、当該機関が行っている他の講習を含んだものであり、当該資格に係る講習の収入が按分できないため講習全体に係る収入を記載している。	平成13年度	2,877			
		平成12年度	3,209			
		平成11年度	1,678			
		平成10年度	2,153			
		平成9年度	2,392			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	衛生担当者は、船舶に乗り組んだ船員の中から一定水準以上の知識・技能を習得している者を選任するものであることから、基本的に民間と競合しない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	海技士の資格制度において、「公益法人に対する行政の関与の在り方の実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）中国船舶職員養成協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	消火作業指揮者
	資格の内容	船員法及び船員労働安全衛生規則に基づき、船内における消火作業を的確かつ効果的に遂行できるようにするために、消火設備及び消火器具の点検及び整備、火災が発生した場合の消火作業の指揮等の業務を行う者として、一定の水準以上の専門的な知識・技能を有する者が、船舶に乗り組んだ船員の中から選任されるものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	不明（　年　月　日現在）
④	資格が必要な理由	消火作業指揮者は、船内の消火作業の指揮等を行う者として、船舶に乗り組んでいる者の中から選任し、船内の消火に関する安全管理体制の確保を図る必要がある。また、当該制度は海上における人命及び財産の安定性を守るために、人的面の最小要件として定められた基準であるSTCW条約に基づいている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格はSTCW条約により、主管庁が証明書を発給することが定められている。消火作業指揮者の業務を行う者については、一定の水準以上の専門的な知識・技能を確保する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		12,309			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円） ※数字は、当該機関が行っている他の講習を含んだものであり、当該資格に係る講習の収入が按分できないため講習全体に係る収入を記載している。		平成13年度	2,877		
			平成12年度	3,209		
			平成11年度	1,678		
			平成10年度	2,153		
			平成9年度	2,392		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		乗り組んだ船舶において、消火作業を的確かつ効果的に遂行できるようこれを指揮する者について、一定水準以上の知識技能を確保しようとするものであり、基本的に民間と競合しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	海技士の資格制度において、「公益法人に対する行政の関与の在り方の実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	東海旅客鉄道（株）
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	動力車操縦者
	資格の内容	動力車操縦者は、鉄道営業法、軌道法に基づき、鉄道、軌道及び無軌条電車の動力車を操縦する業務を行うための資格である。【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	2,204（平成15年2月25日現在）
④	資格が必要な理由	鉄道運転事故は、一旦発生すれば多大な被害が生じるおそれがあることから、輸送の安全の確保を図るため、動力車操縦者は、一定の水準以上の鉄道等に関する知識・技能を有する必要があるため。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を国が実施しない場合は、各鉄道事業者等における動力車操縦者の知識・技能にばらつきが生じるため、輸送の安全の確保の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得している者か否かを国が判断した上で業務を行わせる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	警察庁			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		鉄道運転事故は、一旦発生すれば多大な被害を生じるおそれがあることから、輸送の安全の確保を図るため、動力車操縦者は、鉄道に関する知識・技能を有する必要がある。国は、一定以上の知識・技能を保有していることを確かめるため、動力車操縦者運転免許に関する制度を設けている。動力車操縦者養成所に係る指定制度は、民間能力を活用することにより、免許に係る負担を軽減するため、一定の要件を満たす動力車操縦者養成所を指定し、試験事務に係る全部又は一部を行わせるため、設けられたものである。なお、現在動力車操縦者養成所として国が指定している団体は、鉄軌道事業者に係る養成所であり、これらは鉄軌道事業者の業務運営に不可欠な動力車操縦者を養成するため設置しているものである。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	日本貨物鉄道（株）	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	動力車操縦者	
	資格の内容	動力車操縦者は、鉄道営業法、軌道法に基づき、鉄道、軌道及び無軌条電車の動力車を操縦する業務を行うための資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	2,204	（平成14年4月1日現在）
④	資格が必要な理由	鉄道運転事故は、一旦発生すれば多大な被害が生じるおそれがあることから、輸送の安全の確保を図るため、動力車操縦者は、一定の水準以上の鉄道等に関する知識・技能を有する必要があるため。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を国が実施しない場合は、各鉄道事業者等における動力車操縦者の知識・技能にばらつきが生じるため、輸送の安全の確保の観点から、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得している者か否かを国が判断した上で業務を行わせる必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		0			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	0		
			平成12年度	0		
			平成11年度	0		
			平成10年度	0		
			平成9年度	0		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		鉄道運転事故は、一旦発生すれば多大な被害を生じるおそれがあることから、輸送の安全の確保を図るため、動力車操縦者は、鉄道に関する知識・技能を有する必要がある。国は、一定以上の知識・技能を保有していることを確かめるため、動力車操縦者運転免許に関する制度を設けている。動力車操縦者養成所に係る指定制度は、民間能力を活用することにより、免許に係る負担を軽減するため、一定の要件を満たす動力車操縦者養成所を指定し、試験事務に係る全部又は一部を行わせるため、設けられたものである。なお、現在動力車操縦者養成所として国が指定している団体は、鉄軌道事業者に係る養成所であり、これらは鉄軌道事業者の業務運営に不可欠な動力車操縦者を養成するため設置しているものである。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）札幌地方自動車整備振興会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	自動車整備士
	資格の内容	自動車整備士は、道路運送車両法に基づき、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有する者に付与される資格である。国で行う自動車整備士技能検定についての学科試験を免除する試験として行うものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	56,630（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	自動車整備士が必置資格となっている自動車分解整備業等については、我が国の車社会の安全確保、環境保全を図る上で極めて重要な役割を担っている。更に高度化、多様化する車社会を支えるために、その専門的知識・技能を評価し、資格を付与するための当該制度は、極めて重要な資格である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	自動車整備士の資格は、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有している者に付与されるものであるため、国家資格としない場合、その専門的知識及び技能の一定の水準を確保することが困難となり、車に関する安全確保及び環境保全が図れなくなるおそれがある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	189,232				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	30,307			
		平成12年度	35,708			
		平成11年度	38,215			
		平成10年度	40,514			
		平成9年度	44,488			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	自動車整備士を必置資格としている自動車分解整備業においては、分解整備に従事する従業員のうち4分の1以上の自動車整備士の資格を有する者を配置することを義務付けることにより安全を確保をしているため、自動車整備士制度はなくてはならない制度である。また、現在、自動車分解整備事業場で分解整備に従事する従業員のうち、自動車整備士の資格を有する者の比率は全国平均で8割を超えており、当該事業者は、分解整備に従事する従業員に対する自動車整備士の資格取得の必要性を認識している。また、当該養成施設の指定については、国土交通大臣が定めた基準を満たしている者であれば、指定を受けることが可能であるため、民業圧迫であると認識していない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本自動車整備振興会連合会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	自動車整備士	
	資格の内容	自動車整備士は、道路運送車両法に基づき、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有する者に付与される資格である。国で行う自動車整備士技能検定についての学科試験を免除する試験として行うものである。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1,479,189	（平成14年10月7日現在）
④	資格が必要な理由	自動車整備士が必置資格となっている自動車分解整備業等については、我が国の車社会の安全確保、環境保全を図る上で極めて重要な役割を担っている。 更に高度化、多様化する車社会を支えるために、その専門的知識・技能を評価し、資格を付与するための当該制度は、極めて重要な資格である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	自動車整備士の資格は、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有している者に付与されるものであるため、国家資格としない場合、その専門的知識及び技能の一定の水準を確保することが困難となり、車に関する安全確保及び環境保全が図れなくなるおそれがある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		732,652			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	146,796		
			平成12年度	147,238		
			平成11年度	145,506		
			平成10年度	150,722		
			平成9年度	142,390		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		自動車整備士を必置資格としている自動車分解整備業においては、分解整備に従事する従業員のうち4分の1以上の自動車整備士の資格を有する者を配置することを義務付けることにより安全を確保をしているため、自動車整備士制度はなくてはならない制度である。また、現在、自動車分解整備事業場で分解整備に従事する従業員のうち、自動車整備士の資格を有する者の比率は全国平均で8割を超えており、当該事業者は、分解整備に従事する従業員に対する自動車整備士の資格取得の必要性を認識している。また、当該試験実施機関としての参入の要望等はないため、民業圧迫であると認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	国際観光振興会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	通訳案内業
	資格の内容	通訳案内業法に基づき、報酬を受けて、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする業務を行うための資格である。 【業務独占資格】
	資格を取得している人数（人）	8,780 （平成14年4月1日現在）
④	資格が必要な理由	国土交通省では、昨年12月、2007年までに訪日外国人旅行者数を800万人台へと倍増すべく、国家戦略として「グローバル観光戦略」を策定し、ビジット・ジャパン・キャンペーン等来訪外客誘致促進策を強力に推進していくこととしている。このような状況の下、今後順調に増えると見込まれる来訪外客に対する受入体制の整備について一層力を入れていく必要があるが、我が国が諸外国と異なった特色ある文化を有し、かつ、必ずしも外国語の観光案内標識が十分でないという事情から、通訳案内業は外客接遇上欠くことのできない存在となっている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を国が実施しない場合には、資質の不足する者の就業を排除できない。また、来訪外客にとっては、事前に通訳案内業者の質をチェックできないため、全国的に均質なサービスを提供する観点から、国が一定水準以上の知識・技能を修得している者か否かを国が判断した上で業務に就業させる必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	財務省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	245,028				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	49,696			
		平成12年度	49,987			
		平成11年度	49,609			
		平成10年度	48,972			
		平成9年度	46,764			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	本資格に関しては、競合する他の民業は見当たらない。当該国家試験は全国一斉に実施されるべきものであり、また、実施のためには、試験実施のための能力と資格に関して高い知見を有する機関であることが必要であるが、そのような機関は、当該機関以外には見当たらない。また、営利企業から試験実施に関するクレームも無く、民業を圧迫しているとは認識していない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）大阪タクシー近代化センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	タクシー運転者	
	資格の内容	タクシー業務適正化特別措置法に基づき、指定地域（流し営業中心で、乗車拒否等の違法行為が頻繁に行われている等の地域。現在、東京及び大阪が指定されている。）においてタクシー運転者になる者に対して行われる、タクシー事業の業務に必要な地理試験に合格した者に付与される資格である。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	33,782	（平成14年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	大都市の流し地域におけるタクシー事業については、事業者が運転者を監視することが困難であること、利用者に選択可能性がほとんどなく運転者の質によってサービスのレベルの質が大きく左右されること等の特性があり、地理不案内による乗車拒否等が頻発するおそれがある。なお、タクシーの規制緩和後ますます運転者の質の確保は重要となることから、国会においても制度の強化・拡充の議論があったところであり、昨年2月1日に恒久化措置として施行されたところである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	大都市の流し地域におけるタクシー事業については、事業者が運転者を監視することが困難であること、利用者に選択可能性がほとんどなく運転者の質によってサービスの質が大きく左右されること等という特性があり、地理不案内による乗車拒否等が頻発するおそれがあることから、国において事前に一定のレベルを有した地理試験を行うとしているものである。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		194,427			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	46,120		
			平成12年度	43,150		
			平成11年度	40,564		
			平成10年度	35,574		
			平成9年度	29,019		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		タクシーの規制緩和後のますます運転者の質の確保が重要であることはいうまでもないことから、国会でも制度の強化・拡充の議論があったところであり、また、労使双方とも必要性を認識している。制度運用以降、当該試験実施機関としての参入の要望等はない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、消費者による選択可能性の増大等の状況を踏まえ、国の試験により確保すべき運転者のサービス能力の水準の在り方につき検討する。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）和歌山県自動車整備振興会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	自動車整備士	
	資格の内容	自動車整備士は、道路運送車両法に基づき、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有する者に付与される資格である。国で行う自動車整備士技能検定についての学科試験を免除する試験として行うものである。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	9,654	（平成13年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	自動車整備士が必置資格となっている自動車分解整備業等については、我が国の車社会の安全確保、環境保全を図る上で極めて重要な役割を担っている。更に高度化、多様化する車社会を支えるために、その専門的知識・技能を評価し、資格を付与するための当該制度は、極めて重要な資格である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	自動車整備士の資格は、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有している者に付与されるものであるため、国家資格としない場合、その専門的知識及び技能の一定の水準を確保することが困難となり、車に関する安全確保及び環境保全が図れなくなるおそれがある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	25,932				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	3,929			
		平成12年度	5,410			
		平成11年度	5,979			
		平成10年度	4,748			
		平成9年度	5,866			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	自動車整備士を必置資格としている自動車分解整備業においては、分解整備に従事する従業員のうち4分の1以上の自動車整備士の資格を有する者を配置することを義務付けることにより安全を確保をしているため、自動車整備士制度はなくてはならない制度である。また、現在、自動車分解整備事業場で分解整備に従事する従業員のうち、自動車整備士の資格を有する者の比率は全国平均で8割を超えており、当該事業者は、分解整備に従事する従業員に対する自動車整備士の資格取得の必要性を認識している。また、当該養成施設の指定については、国土交通大臣が定めた基準を満たしている者であれば、指定を受けることが可能であるため、民業圧迫であると認識していない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）青森県自動車整備振興会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	自動車整備士	
	資格の内容	自動車整備士は、道路運送車両法に基づき、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有する者に付与される資格である。国で行う自動車整備士技能検定についての学科試験を免除する試験として行うものである。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	10,596	（平成14年10月7日現在）
④	資格が必要な理由	自動車整備士が必置資格となっている自動車分解整備業等については、我が国の車社会の安全確保、環境保全を図る上で極めて重要な役割を担っている。更に高度化、多様化する車社会を支えるために、その専門的知識・技能を評価し、資格を付与するための当該制度は、極めて重要な資格である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	自動車整備士の資格は、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有している者に付与されるものであるため、国家資格としない場合、その専門的知識及び技能の一定の水準を確保することが困難となり、車に関する安全確保及び環境保全が図れなくなるおそれがある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	44,170				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	7,456			
		平成12年度	8,360			
		平成11年度	8,524			
		平成10年度	8,781			
		平成9年度	11,049			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	自動車整備士を必置資格としている自動車分解整備業においては、分解整備に従事する従業員のうち4分の1以上の自動車整備士の資格を有する者を配置することを義務付けることにより安全を確保をしているため、自動車整備士制度はなくてはならない制度である。また、現在、自動車分解整備事業場で分解整備に従事する従業員のうち、自動車整備士の資格を有する者の比率は全国平均で8割を超えており、当該事業者は、分解整備に従事する従業員に対する自動車整備士の資格取得の必要性を認識している。また、当該養成施設の指定については、国土交通大臣が定めた基準を満たしている者であれば、指定を受けることが可能であるため、民業圧迫であると認識していない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）東京都自動車整備振興会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	自動車整備士
	資格の内容	自動車整備士は、道路運送車両法に基づき、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有する者に付与される資格である。国で行う自動車整備士技能検定についての学科試験を免除する試験として行うものである。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	988 （平成14年4月1日現在）
④	資格が必要な理由	自動車整備士が必置資格となっている自動車分解整備業等については、我が国の車社会の安全確保、環境保全を図る上で極めて重要な役割を担っている。更に高度化、多様化する車社会を支えるために、その専門的知識・技能を評価し、資格を付与するための当該制度は、極めて重要な資格である。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	自動車整備士の資格は、保安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有している者に付与されるものであるため、国家資格としない場合、その専門的知識及び技能の一定の水準を確保することが困難となり、車に関する安全確保及び環境保全が図れなくなるおそれがある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		494,403			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	81,059		
			平成12年度	93,608		
			平成11年度	101,203		
			平成10年度	104,745		
			平成9年度	113,788		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		自動車整備士を必置資格としている自動車分解整備業においては、分解整備に従事する従業員のうち4分の1以上の自動車整備士の資格を有する者を配置することを義務付けることにより安全を確保をしているため、自動車整備士制度はなくてはならない制度である。また、現在、自動車分解整備事業場で分解整備に従事する従業員のうち、自動車整備士の資格を有する者の比率は全国平均で8割を超えており、当該事業者は、分解整備に従事する従業員に対する自動車整備士の資格取得の必要性を認識している。また、当該養成施設の指定については、国土交通大臣が定めた基準を満たしている者であれば、指定を受けることが可能であるため、民業圧迫であると認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）運行管理者試験センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	運行管理者（旅客自動車）
	資格の内容	道路運送法に基づき、事業用自動車（乗合・貸切・乗用）の運行の安全確保に関する業務を行うための資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	乗合：669　貸切：917 乗用：1,742　特定：100　（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	運行管理者資格制度は、事業用自動車（旅客）の運行管理者になろうとする者を対象とするものである。事業用自動車は走行距離が長いため保有台数当たりの事故発生率が自家用自動車より高く、また、一旦事故が発生すると、多数の死者・負傷者を出し、社会的影響が大きい。このため、事業用自動車の事故防止を図ることは行政上の重要な課題であり、法に基づき事業者において運行の安全確保に係る業務を行う責任者である運行管理者を選任・届出をさせ所要の権限を与えるとともに義務を課しているが、これらの業務を的確に処理するためには、専門的知識及び能力が必要であり、運行管理者資格制度により、一定の水準を確保する必要がある。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度を国が実施しない場合は、選任される運行管理者の専門的知識及び能力について国が個別に審査することが必要となり、当該者が必要な資質を有しているか事業者が事前に予見できず、また、国による審査にも時間を要し、事業計画の円滑な実施に支障を来すこととなる。このため運行管理者の知識及び能力について客観性及び公平性の観点から、国が責任をもって一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得している者か否かを国が判断し、資格者証を交付することにより、選任される運行管理者の資質の確保を図ることができる。また、予め国が資格者証を交付することにより、運行管理者の選任・届出の際、当該者の資質についての国による判断が客観的で迅速に行えることとなり、事業者にとっても、選任・届出の可否を予見できることから、事業計画を円滑に実施できる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		287,165			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	287,165		
			平成12年度	0		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		自動車運送事業者において、事業用自動車の運行の安全確保に関する業務を行う運行管理者の社会的責任は非常に大きい。従って、運行管理者の業務に関し必要な知識及び能力について、一定の水準を設定し、それを備えているか否かの確認を行い資質の向上を図ることにより、事業用自動車の運行の安全が確保されるためには、必要不可欠な資格である。旅客事業については、道路運送法の改正により、当該制度が平成14年2月から施行されたところであることから、資格取得のために3年間の猶予期間も認められている。また、平成2年から同様の制度が導入されている貨物事業では、資格者証取得者数が必要な運行管理者数を大幅に上回っており、旅客についても貨物と同様に順調に資格者証取得者数が増加している。さらに、制度発足後、当該試験実施機関としての参入の要望はなく、よって試験事業としても民業を圧迫することにはならないと認識している。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）運行管理者試験センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	運行管理者（貨物自動車）
	資格の内容	貨物自動車運送事業法に基づき、事業用自動車（貨物）の運行の安全確保に関する業務を行うための資格である。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	289,092 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	運行管理者資格制度は、事業用自動車（貨物）の運行管理者になろうとする者を対象とするものである。事業用自動車は走行距離が長いため保有台数当たりの事故発生率が自家用自動車より高く、また、一旦事故が発生すると、多数の死者・負傷者を出し、社会的影響が大きい。このため、事業用自動車の事故防止を図ることは行政上の重要な課題であり、法に基づき事業者において運行の安全確保に係る業務を行う責任者である運行管理者を選任・届出をさせ所要の権限を与えるとともに義務を課しているが、これらの業務を的確に処理するためには、専門的知識及び能力が必要であり、運行管理者資格制度により、一定の水準を確保する必要がある。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格制度を国が実施しない場合は、選任される運行管理者の専門的知識及び能力について国が個別に審査することが必要となり、当該者が必要な資質を有しているか事業者が事前に予見できず、また、国による審査にも時間を要し、事業計画の円滑な実施に支障を来すこととなる。このため運行管理者の知識及び能力について客観性及び公平性の観点から、国が責任をもって一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得している者か否かを国が判断し、資格者証を交付することにより、選任される運行管理者の資質の確保を図ることができる。また、予め国が資格者証を交付することにより、運行管理者の選任・届出の際、当該者の資質についての国による判断が客観的で迅速に行えることとなり、事業者にとっても、選任・届出の可否を予見できることから、事業計画を円滑に実施できる。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	運輸省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		287,165			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	287,165		
			平成12年度	0		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		自動車運送事業者において、事業用自動車の運行の安全確保に関する業務を行う運行管理者の社会的責任は非常に大きい。従って、運行管理者の業務に関し必要な知識及び能力について、一定の水準を設定し、それを備えているか否かの確認を行い資質の向上を図ることにより、事業用自動車の運行の安全が確保されるためには、必要不可欠な資格である。現在の運行管理者資格者証を所持している者の数は、現在の事業者数の必要な運行管理者数より多く、また、資格者証取得者数も年々増加していることから既存の運送事業者にとっても、新規に事業を行おうとする者にとっても運行管理者の選任するうえで障害となることはなく、民業圧迫とは認識していない。さらに、制度発足後当該試験実施機関としての参入の要望はなく、試験事業としても民業を圧迫しているとは認識しない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）全国建設研修センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	土木施工管理技士
	資格の内容	技術検定は、建設業法に基づき、建設工事の施工技術の向上を図ることを目的に実施する資格試験であり、現在、建設機械、土木、建築、電気工事、管工事、造園の6種目について実施している。資格取得者（施工管理技士）は、その区分及び種目に応じ、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者等となることができる。本資格は、土木一式工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術を有する者に付与するものである。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	1,695,314 （平成15年2月20日現在）
④	資格が必要な理由	建設工事は工場において大量生産される物品と異なり、それぞれの現場で1品ずつ施工されるものであること、また建設業ではペーパーカンパニー等不良・不適格業者が介在しやすいことから、建設業法においては、消費者保護を図るために、建設業者に対し施工管理を適正に行うために必要な技術力を有する技術者の工事現場への配置等を義務づけている。当該資格制度は、このような技術力を有する技術者を育成するため、また工事現場での施工管理を適切に行うことができる技術者及び企業の選別等を行うために実施するものであり、必要不可欠なものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格試験を国が実施しなければ、建設工事の施工管理に携わる技術者が適正な施工の確保のために必要な知識及び技術を有しているか否かを確認することが困難となること、また、必要な技術力を有する技術者の不足が深刻化することから、手抜き工事や受注工事の丸投げ等を行う不良・不適格業者の参入、国民が安心して建設業者を選定し工事を発注するよりどころの喪失、公共工事の発注段階審査における技術者の能力を確認する方法の喪失等の問題が生じ、建設工事の適正な施工の確保の著しい支障が生じる。したがって、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識及び技術を修得している者であるか否かを判断した上で資格を付与する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		8,016,706			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,701,327		
			平成12年度	1,738,773		
			平成11年度	1,648,944		
			平成10年度	1,493,032		
			平成9年度	1,434,630		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		建設工事の施工現場への技術者の配置等は、建設工事の適正な施工を確保し、消費者保護を図るための必要最小限の措置であるとともに、技術者の対象も土木施工管理技士に限定するものでなく、実務経験者や他の国家資格者等も広く認めているところである。また、施工技術者試験の合格者は、技術検定の学科試験の一部の免除を受けることができるが、このことは民業を圧迫するものではない。なお、関連又は同種類似と考えられる資格は存在せず、当該資格にかかる業務を当該財団法人が行うことが民業を圧迫している等の苦情も特段受けていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、公益法人が行う施工技術者試験は平成15年度をもって廃止し、建設業法に基づく技術検定の一部として組み込む予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）全国建設研修センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	管工事施工管理技士
	資格の内容	技術検定は、建設業法に基づき、建設工事の施工技術の向上を図ることを目的に実施する資格試験であり、現在、建設機械、土木、建築、電気工事、管工事、造園の6種目について実施している。資格取得者（施工管理技士）は、その区分及び種目に応じ、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者等となることができる。本資格は、管工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術を有する者に付与するものである。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	432,285 （平成15年2月20日現在）
④	資格が必要な理由	建設工事は工場において大量生産される物品と異なり、それぞれの現場で1品ずつ施工されるものであること、また建設業ではペーパーカンパニー等不良・不適格業者が介在しやすいことから、建設業法においては、消費者保護を図るために、建設業者に対し施工管理を適正に行うために必要な技術力を有する技術者の工事現場への配置等を義務づけている。当該資格制度は、このような技術力を有する技術者を育成するため、また工事現場での施工管理を適切に行うことができる技術者及び企業の選別等を行うために実施するものであり、必要不可欠なものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格試験を国が実施しなければ、建設工事の施工管理に携わる技術者が適正な施工の確保のために必要な知識及び技術を有しているか否かを確認することが困難となること、また、必要な技術力を有する技術者の不足が深刻化することから、手抜き工事や受注工事の丸投げ等を行う不良・不適格業者の参入、国民が安心して建設業者を選定し工事を発注するよりどころの喪失、公共工事の発注段階審査における技術者の能力を確認する方法の喪失等の問題が生じ、建設工事の適正な施工の確保の著しい支障が生じる。したがって、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識及び技術を修得している者であるか否かを判断した上で資格を付与する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		5,389,602			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,054,347		
			平成12年度	1,249,544		
			平成11年度	1,648,642		
			平成10年度	716,381		
			平成9年度	720,688		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		建設工事の施工現場への技術者の配置等は、建設工事の適正な施工を確保し、消費者保護を図るための必要最小限の措置であるとともに、技術者の対象も管工事施工管理技士に限定するものでなく、実務経験者や他の国家資格者等も広く認めているところである。2級技術研修修了者は、技術検定の学科試験及び実地試験の免除を受けることができ、施工技術者試験合格者は、技術検定の学科試験の一部の免除を受けることができるが、このことは民業を圧迫するものではない。なお、関連又は同種類似と考えられる資格は存在せず、当該資格にかかる業務を当該財団法人が行うことが民業を圧迫している等のクレームも特段受けていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、2級技術検定の学科及び実地試験の免除を受けることができる2級技術研修は平成14年度をもって廃止する予定である。また、公益法人が行う施工技術者試験は平成15年度をもって廃止し、建設業法に基づく技術検定の一部として組み込む予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）全国建設研修センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	造園施工管理技士
	資格の内容	技術検定は、建設業法に基づき、建設工事の施工技術の向上を図ることを目的に実施する資格試験であり、現在、建設機械、土木、建築、電気工事、管工事、造園の6種目について実施している。資格取得者（施工管理技士）は、その区分及び種目に応じ、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者等となることができる。本資格は、造園工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術を有する者に付与するものである。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	237,323 （平成15年2月20日現在）
④	資格が必要な理由	建設工事は工場において大量生産される物品と異なり、それぞれの現場で1品ずつ施工されるものであること、また建設業ではペーパーカンパニー等不良・不適格業者が介在しやすいことから、建設業法においては、消費者保護を図るために、建設業者に対し施工管理を適正に行うために必要な技術力を有する技術者の工事現場への配置等を義務づけている。当該資格制度は、このような技術力を有する技術者を育成するため、また工事現場での施工管理を適切に行うことができる技術者及び企業の選別等を行うために実施するものであり、必要不可欠なものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格試験を国が実施しなければ、建設工事の施工管理に携わる技術者が適正な施工の確保のために必要な知識及び技術を有しているか否かを確認することが困難となること、また、必要な技術力を有する技術者の不足が深刻化することから、手抜き工事や受注工事の丸投げ等を行う不良・不適格業者の参入、国民が安心して建設業者を選定し工事を発注するよりどころの喪失、公共工事の発注段階審査における技術者の能力を確認する方法の喪失等の問題が生じ、建設工事の適正な施工の確保の著しい支障が生じる。したがって、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識及び技術を修得している者であるか否かを判断した上で資格を付与する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		0	1	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	1,850,684				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	339,875			
		平成12年度	324,963			
		平成11年度	384,195			
		平成10年度	400,882			
		平成9年度	400,769			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	建設工事の施工現場への技術者の配置等は、建設工事の適正な施工を確保し、消費者保護を図るための必要最小限の措置であるとともに、技術者の対象も造園施工管理技士に限定するものでなく、実務経験者や他の国家資格者等も広く認めているところである。また、施工技術者試験の合格者は、技術検定の学科試験の一部の免除を受けることができるが、このことは民業を圧迫するものではない。 なお、関連又は同種類似と考えられる資格は存在せず、当該資格にかかる業務を当該財団法人が行うことが民業を圧迫している等の苦情も特段受けていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、公益法人が行う施工技術者試験は平成15年度をもって廃止し、建設業法に基づく技術検定の一部として組み込む予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	(財)全国建設研修センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	測量士・測量士補	
	資格の内容	(測量士)測量法に基づき、測量に関する計画の作製、又は実施を行うために必要な一定水準の知識・技能を有する者に付与される資格である。 (測量士補)測量法に基づき、測量士の作製した計画に従い測量に従事するために必要な一定水準の知識・技能を有する者に付与される資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	(測量士)41,677 (測量士補)81,252 ※養成施設のみの人数を計上	（平成14年12月31日現在）
④	資格が必要な理由	人間生活は、個人・集団生活であることを問わず、土地を離れての生活は考えられない。測量は、人間生活と不可分の関係にある土地の利用及び開発の基礎であり、国土の総合開発、都市計画ひいては河川、道路、海岸、砂防等の公共工事から、防災、地震・火山噴火予知、地球環境、情報基盤等の国民生活、国土の危機管理及び地球共生などに欠くことのできない科学的根拠を一定の基準に基づき高精度に与えるものである。したがって、このように極めて重要かつなくてはならない基盤事業である測量を全国統一的に正確さを確保し、その実施の重複を避け、時間、資材、労力の節約を図り、経費を効率的に使用するためには、測量実施の計画、作業等実施を合理的に行わなければならず、信頼できる技術者に対して資格制度を定め、これらの者に測量に関する計画の作製・実施を限定しなければ、正確さの確保その他において大きな問題を生じる。測量に関する所要の学識と能力を有する測量士・測量士補であって初めて測量の正確さを確保し、ひいてはその重複を排除することも、その他の測量法の完全な運用も期待できるものである。このことから当該資格は必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	測量は、国土に関する科学的な観測・測定を行い、その結果を位置を示す数値あるいは地図として表現する行為であり、それぞれの過程は数値や画像の多角的な計算・分析作業を伴う専門的な技術が必要とされる。基本測量又は公共測量によって得られた測量成果は、その成果が得られた後で実施される公共事業等で行われる測量に繰り返し利用されることとなり、各種の政策、計画の立案や土木工事等の公共事業等に利用されるため、その成果には正確さと一定の品質が要求される。このため我が国では、測量法に基本測量及び公共測量に技術者として従事する者は測量士又は測量士補でなければならないと規定するなど、国家資格である測量士及び測量士補に測量の正確さと一定の品質を保証させることとしており、当該資格制度の意義は大きい。測量の正確さを確保する観点から「能力のある者」を客観的かつ合理的に判断する基準としては、国家資格によることが最善であり、仮に、「能力のある者」を任命者の責任で置くことにした場合、個々の任命者に技術者の能力を客観的に見極めさせる手間を転嫁することとなり、行政コストの著しい増大を招くとともに、客観的に判断する基準が不透明となり、対応が困難となることが予想される。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		1,418,656			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	176,413		
			平成12年度	200,971		
			平成11年度	277,439		
			平成10年度	343,107		
			平成9年度	420,726		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		制度創設時より、測量士及び測量士補の資格を得るための測量に関する専門教育は、国等の職員については国の施設等、それ以外の者は民間の養成施設において実施する制度が確立されており、公益法人であることを要件としていない。現在民間の養成施設は、当該公益法人の施設のほか、私立学校法第3条に定める学校法人17施設の計18施設が指定され、測量の専門教育が円滑に実施されている。測量に関する専門教育を実施する意向のある者で、養成施設として指定基準を満たす者は指定可能となっていることから、参入の自由化が図られており、民業を圧迫しているとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）全国建設研修センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	管理主任技術者（ダム）	
	資格の内容	利水ダムを設置する者は、河川法に基づき、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行うため、管理主任技術者の設置が義務付けられている。（財）ダム水源地環境整備センターの実施する「ダム管理技士」試験は、治水機能を有するダムの管理体制の充実強化を図るための民間（公益法人）による資格試験であるが、その内容が利水ダムの管理を含むものであり、より高度なものであるため、河川法施行規則第27条の2第1項第1号に規定される、ダムの管理に必要な知識及び技能を確認し、「管理主任技術者」となるための学歴等の要件を緩和する試験として国土交通大臣の指定を受けている。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	1,992	（研修修了者数・平成15年2月1日現在）
④	資格が必要な理由	河川管理者以外の者が設置する利水ダムは、その運用によって大きな効用をもたらす一方で、洪水時の操作等その維持操作等の管理を誤れば、国民の生命・財産を危険にさらす可能性を有している。そのため、ダムの維持、操作その他の管理を適正に行うため、専門的な知識及び技能を有する「管理主任技術者」の設置を義務付ける必要がある。ダム管理主任技術者研修は、ダムの安全管理に必要な知識及び技術を修得させるための高度な内容を持つ研修であるため、研修修了者について「管理主任技術者」の資格要件（学歴、実務経験）が緩和されているものである。「管理主任技術者」を幅広く安定的に確保するためには、本研修が必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	河川法第44条において、利水ダムの設置者に対しては、洪水時における河川の従前の機能を維持すべき義務が課せられている。利水ダムは河川管理者が管理するダムと異なり、洪水調節容量を有さないことから、洪水時の誤った操作は人工的な災害の発生に直結する。そのため、ダムの操作にあたっては、安全で確実な判断及び操作を行い得る管理主任技術者の設置が不可欠である。さらに、ダムの管理には地震等の各種災害からダム本体の安全を確保するという、国民の生命・財産の安全確保に直接関わる重要なことも含まれている。このことから管理主任技術者に選任されることができる資格は国が定める必要がある。なお、ダム管理主任技術者研修そのものは国家資格、事業認定制度による資格ではない。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		92,597			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	21,522		
			平成12年度	19,440		
			平成11年度	18,360		
			平成10年度	16,128		
			平成9年度	17,147		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		ダムを設置する者に対する「管理主任技術者」の設置の義務付けは、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行うために法律に位置付けられているものであり、これは民業圧迫には当たらない。河川法施行規則第27条の2第2号の規定に基づく国土交通大臣による研修の指定についても、その指定要件に公益法人要件はないことから指定基準に合致する民間事業者の参入は可能であり、民業圧迫には当たらない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に関する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）全国建設研修センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	監理技術者資格者証の交付を受けている者
	資格の内容	建設業法に基づき、監理技術者資格を有する者に対し、その申請に応じ、国土交通大臣が監理技術者資格者証を交付する制度である。国、地方公共団体等が発注者である工作物に関する建設工事については、専任の監理技術者は当該資格者証を有するものでなければならない。【必置資格】
	資格を取得している人数（人）	616,880（平成15年1月30日現在）
④	資格が必要な理由	監理技術者は、建設工事の施工全体の技術的な管理をつかさどる者であり、建設工事の適正な施工を確保する上で極めて重要な役割を果たすものである。監理技術者資格者証により、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者として定められた本人が専任で従事しているかどうか（名義貸ししていないかどうか）、当該建設工事を施工する建設業者との雇用関係は適正かどうか等について、発注者が容易に確認することができる。監理技術者資格者証の交付は、より適正な施工の確保が求められる国、地方公共団体等が発注者である建設工事において、監理技術者の現場専任を確保するための制度として必要不可欠なものであるが、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革において、監理技術者資格者証の交付の要件としての監理技術者講習の在り方について見直すこととしている。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	公共工事は国民の税金を使って行われるものであり、より適正な施工が求められること、建設業では不良・不適格業者が介在しやすいこと等から、公共工事の専任の監理技術者となる者に監理技術者資格者証の携帯を義務付け、現場専任を確保している。当該資格者証の交付に当たっては技術者の要件等を厳格に、かつ、統一的に審査する必要があるが、国が監理技術者資格者証の交付を実施しなければ、適正なチェックなく当該資格者証が交付され、結果として公共工事の適正な施工が確保されないおそれがあることから、国が責任を持って一定の要件を満たしている者であるか否かを判断した上で監理技術者資格者証を付与する必要があるが、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革において、監理技術者資格者証の交付の要件としての監理技術者講習の在り方について見直すこととしている。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		4,863,780			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	835,259		
			平成12年度	1,180,698		
			平成11年度	1,476,774		
			平成10年度	864090		
			平成9年度	506,959		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		当該資格（講習）は、建設工事の施工管理に必要な最新の知識を付与するものであり、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者として専門的かつ実用的な知識水準の維持のための必要最小限の措置である。また、関連又は同種類似と考えられる資格は存在せず、当該資格に係る業務を当該財団が行っていることが民業を圧迫している等の苦情は特段受けていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度をもって監理技術者資格者証の交付の要件としての監理技術者講習に対する推薦を廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）全国建設研修センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	土地区画整理士	
	資格の内容	土地区画整理法に基づき、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るために実施する技術検定である。【名称独占等資格】	
	資格を取得している人数（人）	11,202	（平成15年1月1日現在）
④	資格が必要な理由	土地区画整理事業は、法律に基づき、私人の財産権に大きな変更を与える事業であり、事業の実施に当たっては、私人の権利を公正・公平に取り扱うため、法律を厳正に適用する必要があること等から、本資格制度を設けることにより、当該事業について専門的知識を有する者を養成確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	本資格制度を国が実施しなければ、地権者による組合が事業を安心して任せることができる専門家が確保できなくなる。これにより、組合施行による土地区画整理事業の実施が必要な地区において、地権者の事業実施に対する意欲が減退することにより事業の推進が阻害されるおそれがある。また、換地計画が適正に作成されないことにより、換地計画認可、組合の指導監督、行政不服審査に係る行政事務負担が増大するおそれがある。このようなことから、国が責任を持って土地区画整理事業に関する専門的知識を有する者を養成確保していくことが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		34,215			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	15,628		
			平成12年度	18,587		
			平成11年度			
			平成10年度			
			平成9年度			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		本資格は、土地区画整理事業、とりわけその中核である換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を目的としたものであり、資格者以外の者の土地区画整理事業の実施に係る事務への参入規制を目的としたものではないので本資格が民業圧迫であるとは認識していない。また、現在、本資格と同種・類似の検定・試験を実施している営利企業はなく、そのような検定・試験を実施しようとする営利企業からのクレームもないことから、土地区画整理士技術検定に関する業務を当法人が行っていることが民業圧迫であるとは認識していない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本不動産鑑定協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	不動産鑑定士	
	資格の内容	不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示する業務を行うための資格である。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	6,500	（平成15年1月1日　現在）
④	資格が必要な理由	不動産の現実の取引価格等は、取引等の必要に応じて個別的に形成されるのが通常であり、しかもそれは個別的な事情に左右されがちなものであって、このような取引価格等から不動産の適正な価格を見出すことは一般の人には非常に困難である。したがって、不動産の適正な価格については専門家として鑑定評価を行う不動産鑑定士の資格が必要である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	相続税評価や固定資産資産税評価の目安及び公共用地の取得価格を定める場合の規準となる等社会的に極めて重要な役割を果たしている地価公示制度を支える評価人として、不動産鑑定士が位置付けられていることから、国家資格であることが必要である。また、そもそも不動産の鑑定評価は、国民の生活と生産共通の基盤である土地等について、その合理的かつ適正な価格の形成に寄与するための重要な役割を果たしており、その担い手たる不動産鑑定士には高水準の技術と職業的な誠実さが要求されており、それを担保するためには、国家資格であることが必要である。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	建設省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		210,934,000			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	60,982,000		
			平成12年度	40,128,000		
			平成11年度	36,800,000		
			平成10年度	40,192,000		
			平成9年度	32,832,000		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		不動産の鑑定評価は、国民の生活と生産共通の基盤である土地等について、その合理的かつ適正な価格の形成に寄与するために重要な役割を果たしており、その担い手たる不動産鑑定士には高水準の専門技術と職業的な誠実さが要求されており、それを担保する必要性から国家資格として設置しているものであり、民業圧迫にはあたらない。また、日本不動産鑑定協会が実施している実務補習（資格試験の受験要件）についても、「不動産鑑定業者の事務所、第52条の規定による届出をした社団又は財団その他の国土交通大臣の認定する機関において行う」こととされており（不動産の鑑定評価に関する法律第10条参照。）、もともと民間等により実施されることも想定されているところであり、民業圧迫には当たらない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）日本建設機械化協会
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	建設機械施工技士
	資格の内容	技術検定は、建設業法に基づき、建設工事の施工技術の向上を図ることを目的に実施する資格試験であり、現在、建設機械、土木、建築、電気工事、管工事、造園の6種目について実施している。資格取得者（施工管理技士）は、その区分及び種目に応じ、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者等となることができる。本資格は、建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ能率的に行うために必要な技術を有する者に付与するものである。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	136,673 （平成15年2月20日現在）
④	資格が必要な理由	建設工事は工場において大量生産される物品と異なり、それぞれの現場で1品ずつ施工されるものであること、また建設業ではペーパーカンパニー等不良・不適格業者が介在しやすいことから、建設業法においては、消費者保護を図るために、建設業者に対し施工管理を適正に行うために必要な技術力を有する技術者の工事現場への配置等を義務づけている。当該資格制度は、このような技術力を有する技術者を育成するため、また工事現場での施工管理を適切に行うことができる技術者及び企業の選別等を行うために実施するものであり、必要不可欠なものである。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格試験を国が実施しなければ、建設工事の施工管理に携わる技術者が適正な施工の確保のために必要な知識及び技術を有しているか否かを確認することが困難となること、また、必要な技術力を有する技術者の不足が深刻化することから、手抜き工事や受注工事の丸投げ等を行う不良・不適格業者の参入、国民が安心して建設業者を選定し工事を発注するよりどころの喪失、公共工事の発注段階審査における技術者の能力を確認する方法の喪失等の問題が生じ、建設工事の適正な施工の確保の著しい支障が生じる。したがって、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識及び技術を修得している者であるか否かを判断した上で資格を付与する必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	建設省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	0	1	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		2,736,067			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	517,816		
			平成12年度	567,651		
			平成11年度	565,111		
			平成10年度	551,526		
			平成9年度	533,963		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		建設工事の施工現場への技術者の配置等は、建設工事の適正な施工を確保し、消費者保護を図るための必要最小限の措置であるとともに、技術者の対象も建設機械施工技士に限定するものでなく、実務経験者や他の国家資格者等も広く認めているところである。また、2級技術研修修了者は、技術検定の学科試験の免除を受けることができるが、このことは民業を圧迫するものではない。 なお、関連又は同種類似と考えられる資格は存在せず、当該資格に係る業務を当該社団法人が行うことが民業を圧迫している等の苦情も特段受けていない。		
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、2級技術検定の学科試験の免除を受けることができる2級技術研修は平成14年度をもって廃止する予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（社）不動産協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	宅地建物取引主任者	
	資格の内容	宅地建物取引主任者は、宅地建物取引業法に基づき、付与される資格である。法では、宅地建物取引を業として行う者（以下「宅建業者」という。）について、国土交通大臣又は都道府県知事の免許にかからしめ、当該宅建業者についてはその事務所等において、一定の数の宅地建物取引主任者（以下「主任者」という。）を設置しなければならないとされている。宅地建物の取引に際しての、重要事項説明（同法第35条）及び契約内容を記した書面への記名押印（同法第37条第3項）は主任者が行うこととされており、主任者となるためには、主任者試験に合格し、都道府県知事の登録（原則として宅地建物取引業に従事した2年以上の実務経験が必要）を受け、さらに主任者証の交付を受ける必要がある。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	695,215	（平成14年　3月　31日現在）
④	資格が必要な理由	法令上及び実務上広範な知識を要する宅地建物取引を宅建業者が適正に運営するよう、宅建業者に所要の能力を有する資格者の設置を義務付けているものであり、消費者利益の保護及び不動産流通の円滑化の観点から必要な資格である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	宅地建物取引主任者資格試験は都道府県知事の事務であり、通常の国家資格とは異なる。宅地建物取引主任者資格試験が都道府県知事の事務とされているのは、宅建業免許の付与の大半を行う都道府県知事が、免許を与えた者の責務として、業者の適正な業務執行を担保するために行うものであるためである。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名	建設省			
		（平成13年1月5日以前）人数（人）	1			
		（平成13年1月6日以降）出身府省名				
		（平成13年1月6日以降）人数（人）				
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		0	0	1	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	144,738				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	6,501			
		平成12年度	22,627			
		平成11年度	38,621			
		平成10年度	38,665			
		平成9年度	38,324			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	宅地建物取引主任者の設置義務は、宅地建物取引業務の適正な執行を担保するために課されているものであるが、当該主任者に要求される最新の法令上及び実務上の知識を付与するため、必要最小限の範囲で、主任者証の交付又は更新に際して講習を行っているものであり民業圧迫には当たらないと考えている。また、当該講習は各都道府県知事が指定した公益法人が行うこととされており、講習機関の指定は都道府県知事の自治事務である。宅地建物取引業法施行規則上の要件を満たす者であれば、都道府県知事がどの公益法人を指定するかは知事の判断に委ねられているものであり、国による民業圧迫には当たらない。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）不動産流通近代化センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	宅地建物取引主任者	
	資格の内容	宅地建物取引主任者は、宅地建物取引業法（以下「法」という。）に基づき、付与される資格である。法では、宅地建物取引を業として行う者（以下「宅建業者」という。）について、国土交通大臣又は都道府県知事の免許にかからしめ、当該宅建業者についてはその事務所等において、一定の数の宅地建物取引主任者（以下「主任者」という。）を設置しなければならないとされている。宅地建物の取引に際しての、重要事項説明（法第35条）及び契約内容を記した書面への記名押印（法第37条第3項）は主任者が行うこととされており、主任者となるためには、主任者試験に合格し、都道府県知事の登録（原則として宅地建物取引業に従事した2年以上の実務経験が必要）を受け、さらに主任者証の交付を受ける必要がある。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	695,215	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	法令上及び実務上広範な知識を要する宅地建物取引を宅建業者が適正に運営するよう、宅建業者に所要の能力を有する資格者の設置を義務付けているものであり、消費者利益の保護及び不動産流通の円滑化の観点から必要な資格である。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	宅地建物取引主任者資格試験は都道府県知事の事務であり、通常の国家資格とは異なる。宅地建物取引主任者資格試験が都道府県知事の事務とされているのは、宅建業免許の付与の大半を行う都道府県知事が、免許を与えた者の責務として、業者の適正な業務執行を担保するために行うものであるためである。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		0	1	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	4,817,778				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	902,530			
		平成12年度	954,593			
		平成11年度	933,445			
		平成10年度	934,598			
		平成9年度	1,092,612			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	（指定講習） 指定講習は、宅建業に従事する者の資質の向上を目的とした講習であり、法令上何ら当該講習の受講が義務付けられているものではなく、民業圧迫には当たらないと考えている。また、講習の実施主体については、宅建業に従事する者に対して必要な知識を適切に付与することができる者を指定しているにすぎず、民業圧迫には当たらないと考えている。なお、現在でも他に適当な講習実施者が存在し、当該者の申請があれば講習実施主体として指定することはあり得る。 （実務講習） 都道府県知事の登録を受けるためには、宅建業に従事した2年以上の実務経験を有していれば足りるものであり、実務講習の修了は必ずしも必要でなく、むしろ主任者登録の要件充足の機会を拡充していると言えることから、民業圧迫には当たらないと考えている。また、当該講習の実施主体については、当該講習は法律上の要件である主任者に必要な実務経験を代替する知識を有する者を審査、証明するものであることから、一定程度の水準を確保する必要があり、国が指定した機関による実施としているものであり、民業圧迫には当てはまらない。なお、現在でも他に適当な講習実施者が存在し、当該者の申請があれば講習実施主体として指定することはあり得る。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）不動産流通近代化センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	民間資格（国土交通省）	
③	資格の名称	不動産コンサルティング技能登録者	
	資格の内容	1．不動産コンサルティング技能登録者（以下「技能登録者」という。）は、不動産に係る依頼者の広義の意思決定に係る助言・提言を行う者であり、当法人の実施する試験に合格し、一定水準以上の知識及び技術を有すると認められて当法人に登録された者である。 2．不動産特定共同事業者が事務所毎に設置義務を有する業務管理者は、申込者に交付する書面への記名押印等を行う者であり、当該業務管理者の資格要件として不動産特定共同事業に関する3年以上の実務経験を設けている（不動産特定共同事業法施行規則第17条第1項第1号）。上記技能登録者については、当該実務経験を有する者と同等以上の能力を有する者として認められ、業務管理者足り得る制度となっている（同項第3号）。	
	資格を取得している人数（人）	24,400	（平成15年2月28日現在）
④	資格が必要な理由	上記③2．に掲げる業務管理者については、能力を有しながら当該実務経験を有しない者に対して業務管理者たる道を閉ざすことは適当でないことから、民間主体が行う審査・証明事業を認定し、その合格者に対しては業務管理者の実務経験の代替とする措置を講じている。これに基づき、不動産コンサルティング技能登録者については、その不動産の有効活用に関する知識・技術に鑑み、当該実務経験を有している者と同等以上の能力を有する者とみなしているものであり、必要な資格であると考えている。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	業務管理者の資格要件である3年以上の実務経験は、適正な業務運営の観点から求められているものであり、当該実務要件を代替する技能登録者の能力の審査・証明事業については、一定程度の水準を確保する必要があるから。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）	平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		0	1	0	0	
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	550,806				
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	191,125			
		平成12年度	71,325			
		平成11年度	85,134			
		平成10年度	101,107			
		平成9年度	102,115			
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。				
	上段の理由	上記③1．に掲げる技能登録者については、それ自体としては何ら設置が義務付けられるものでなく、また、他の事業者が当該審査・証明事業を行うことを何ら妨げているものでないことから、民業圧迫との指摘は当てはまらない。③2．に掲げる業務管理者の要件としては3年以上の実務経験を有していれば足りるものであり、技能登録者であることは必ずしも必要でなく、むしろ業務管理者たる機会を拡充していると言えることから、民業圧迫との主張は当てはまらない。当該審査・証明事業の実施主体については、当該事業は法令上の要件である業務管理者に必要な実務経験を代替する知識を有する者を審査・証明するものであることから、一定程度の水準を確保する必要があり、国による事業認定制度としているものであり、民業圧迫との主張は当てはまらない。なお、現在でも他に適切な認定事業者が存在し、当該者の申請があれば認定事業として認定することはあり得る。				
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に登録機関による実施を行う予定である。			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）建築技術教育普及センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	建築士	
	資格の内容	建築物の質の向上に寄与するため、建築士法に基づき、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めている。【業務独占資格】	
	資格を取得している人数（人）	967,403	（平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定め、その業務の適正を図る方途を講じることにより、建築物の質の確保及び向上を図る。建築士制度を廃止した場合、安全上、防火上、衛生上、市街地環境上等問題のある建築物が野放しに整備され、国民の生命、健康及び財産の保護が図られなくなるおそれがある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	建築物の設計・工事監理等を行う技術者の資質を確保するため、国が責任をもって一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得している者か否かを国又は都道府県が判断した上で資格を付与し、問題のあった技術者については資格を取り消す等を内容とする免許制度としているところであり、建築士制度を廃止した場合、設計・工事監理等を行う技術者の質が確保されなくなる。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		9,934,559			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	1,885,180		
			平成12年度	2,024,881		
			平成11年度	1,980,814		
			平成10年度	2,030,743		
			平成9年度	2,012,944		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		建築物の設計が安全上、、防火上、衛生上、市街地環境の保全上等の観点で適切か否かは専門的、技術的内容であり、一般の建築主が判断することは困難であることから、建築物の質の確保は実体的に設計、施工に従事する専門技術者に委ねられている。このため、小規模な建築物を除いては学歴、実務経験等に関する一定の要件を満たした上で試験に合格するなど建築に関する専門的知見を有する建築士以外の者は設計・工事監理をしてはならないこととされており、建築物の質の確保等のため、十分な専門的知見を有する建築士が設計・工事監理等を行うからといって、民業を圧迫しているとは認められない。建築士は建築物の設計、工事監理等に関する唯一の資格制度であり、試験機関に試験関連事務を委託していることについて苦情も特段受けておらず、民業を圧迫しているとは認められない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）建築技術教育普及センター
	上段の団体の所管府省名	国土交通省
②	資格の所管府省名	国土交通省
③	資格の名称	建築設備士
	資格の内容	建築設備士は、建築士法に基づき、設備等を含む建築物の質の向上に資することを目的として、建築設備に係る設計・工事監理に関して必要となる専門的な知識及び技能を有する技術者の資格（建築設備士）を定め、建築士が大規模建築物等の設計・工事監理に際して建築設備士の意見を聴いた場合はその旨を設計図書等に明示することを義務付ける制度である。【名称独占等資格】
	資格を取得している人数（人）	21,890 （平成14年3月31日現在）
④	資格が必要な理由	建築設備士試験制度がない場合、建築士による建築設備技術者の選別が困難となり、大規模建築物等の設備設計・工事監理事務に支障を来し、設備等を含む建築物の質が確保されず、発注者（建築主）の生命、健康、財産の保護が図られないおそれがある。
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	当該資格を国が実施しない場合、建築士による建築設備技術者の選別が困難となり、大規模建築物等の設備設計・工事監理事務に支障を来し、設備等を含む建築物の質が確保されず、発注者（建築主）の生命、健康、財産の保護が図られないおそれがある。そのため、国が責任もって一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技能を修得している者に限り、資格者となることができる仕組みとする必要がある。

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			1	0	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		943,435			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	225,407		
			平成12年度	274,883		
			平成11年度	124,790		
			平成10年度	109,615		
			平成9年度	208,739		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		建築士が設計を行う際に意見を聴く者として建築設備士の資格を定めているのは、建築物における建築設備の質の向上を図ることにより発注者たる建築主及び当該建築物の利用者の利便の増進を図り、適正な建築設備の設置による生命・健康・財産の保護を図るためである。このため、建築物における建築設備等の質の確保のために、建築士が設計等を行う際に、十分な専門的知見を有する建築設備士に意見を聴くからといって、民業を圧迫しているとは認められない。建築設備士に関する試験及び更新講習の関連事務を委託することについては苦情も特段受けておらず、民業を圧迫しているとは認められない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成15年度中に以下について措置する予定である。 ・建築設備士試験の登録機関による実施 ・建築設備士登録の要件としての更新講習に対する推薦の廃止 ・建築設備士更新講習の見直しに併せ、登録の更新制度を廃止			

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）建設業技術者センター	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	国土交通省	
③	資格の名称	監理技術者資格者証の交付を受けている者	
	資格の内容	建設業法に基づき、監理技術者資格を有する者に対し、その申請に応じ、国土交通大臣が監理技術者資格者証を交付する制度である。国、地方公共団体等が発注者である工作物に関する建設工事については、専任の監理技術者は当該資格者証を有するものでなければならない。【必置資格】	
	資格を取得している人数（人）	616,880	（平成15年1月30日現在）
④	資格が必要な理由	監理技術者は、建設工事の施工全体の技術的な管理をつかさどる者であり、建設工事の適正な施工を確保する上で極めて重要な役割を果たすものである。監理技術者資格者証により、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者として定められた本人が専任で従事しているかどうか（名義貸ししていないかどうか）、当該建設工事を施工する建設業者との雇用関係は適正かどうか等について、発注者が容易に確認することができる。監理技術者資格者証の交付は、より適正な施工の確保が求められる国、地方公共団体等が発注者である建設工事において、監理技術者の現場専任を確保するための制度として必要不可欠なものである。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	公共工事は国民の税金を使って行われるものであり、より適正な施工が求められること、建設業では不良・不適格業者が介在しやすいこと等から、公共工事の専任の監理技術者となる者に監理技術者資格者証の携帯を義務付け、現場専任を確保している。当該資格者証の交付に当たっては技術者の要件等を厳格に、かつ、統一的に審査する必要があるが、国が監理技術者資格者証の交付を実施しなければ、適正なチェックなく当該資格者証が交付され、結果として公共工事の適正な施工が確保されないおそれがあることから、国が責任を持って一定の要件を満たしている者であるか否かを判断した上で監理技術者資格者証を付与する必要がある。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		5,180,665			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	883,209		
			平成12年度	1,240,974		
			平成11年度	1,467,881		
			平成10年度	1,042,289		
			平成9年度	546,312		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		公共工事の専任の監理技術者に監理技術者資格者証の携帯を義務付けることは、公共工事の適正な施工を確保するための必要最小限の措置である。また、関連又は同種類似と考えられる資格は存在せず、当該資格に係る業務を当該財団が行っていることが民業を圧迫している等の苦情は特段受けていない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	無			
		その内容及び実施時期				

国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	(社)日本下水道管渠推進技術協会
① 上段の団体の所管府省名	国土交通省
② 資格の所管府省名	民間資格（国土交通省）
資格の名称	推進工事技士
③ 資格の内容	推進工事に関し一定水準以上の知識、技術力を有する者に付与される資格である。建設業法施行規則第17条の2に基づき、建設工事に従事する者の技術または技能を審査し、証明する事業で、推進工事の知識及び技術の水準を定め、推進専門技術者の育成・確保を図る。
資格を取得している人数（人）	7,878（平成14年4月1日現在）
資格が必要な理由	推進工法は、下水道管渠を開削せずに埋設する経済度の高い工事であるとともに、道路等の地下に埋設するため不適切な施工がなされると、労働災害のみならず既設埋設物の損傷、道路陥没等を引き起こすなど、国民の生命、安全、財産に多大な影響をもたらすところから、その実施に当たっては十分な知識、技術力を有する一定水準以上の技術者が適正な判断を行う必要がある。
④ 資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	本資格制度は、これまで一定の役割を果たしてきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度に民間技能審査事業認定制度による資格を廃止することとした。

公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）	1					
⑤ 上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名					
	（平成13年1月5日以前）人数（人）					
	（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省				
	（平成13年1月6日以降）人数（人）	1				
⑥ 公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）	
		1	0	0	0	
⑦ 過去5年間の資格に関する収入総額（千円）	365,190					
⑧ 過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）	平成13年度	70,019				
	平成12年度	71,182				
	平成11年度	80,791				
	平成10年度	84,956				
	平成9年度	58,242				
⑨ 資格が民業圧迫であると認識しているか否か	認識していない。					
上段の理由	特殊な専業分野における民間技術者の育成を目的として実施されてきたため、民間の営利活動を圧迫しているとは認識していない。また、競合する営利企業もなく、業界団体等からの苦情もない。					
⑩ 資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有				
	その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度に民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。				

①	国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格（以下「資格」という。）に係る事務を実施している団体名	（財）日本ダム協会	
	上段の団体の所管府省名	国土交通省	
②	資格の所管府省名	民間資格（国土交通省）	
③	資格の名称	ダム工事総括管理技術者	
	資格の内容	建設業法施行規則に基づき、ダム工事の総括管理業務に従事する者が通常有すべき知識及び技術の基準を充足している者に付与される資格である。	
	資格を取得している人数（人）	468	（平成14年11月1日現在）
④	資格が必要な理由	ダム工事総括管理技術者認定事業は、ダム工事の総括管理業務に従事する民間のダム技術者を対象に実施されるものである。ダム工事総括管理技術者は、ダム工事作業所を開設し、維持し、円滑にダム工事を遂行するために必要な専門的知識並びにダム工事全般にわたる設計・施工技術、施工計画及び施工管理に係る知識・技術を有するとともに、ダム工事の施工に従事する者に対して適切な技術的指導・監督を行う能力を有する必要があるが、これらの知識・技術等は、極めて高度で特殊な分野である。ダムを経済的、効率的かつ安全に建設し、河川法その他関係法令に適合する施設とするためには、ダム工事総括管理技術者認定制度を設け、民間のダム技術者において一定の技術レベルを確保する必要がある。	
	資格が国家資格又は民間技能審査事業認定制度による資格でないと不都合が生じる理由	ダム事業は、極めて高度で特殊な知識・技術等が必要な分野であるため、これらの知識・技術等の普及を図り、ダム工事を安全かつ効率的に実施する観点から、国が一定の水準を認定し、ダム工事総括管理技術者の育成を行ってきたところであり、本資格制度は一定の役割を果たしてきたところであるが、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度に民間技能審査事業認定制度による資格を廃止することとした。	

⑤	公務員OB受入総人数（人）（平成11年8月16日以降）		1			
	上段について出身府省別内訳	（平成13年1月5日以前）出身府省名				
		（平成13年1月5日以前）人数（人）				
		（平成13年1月6日以降）出身府省名	国土交通省			
		（平成13年1月6日以降）人数（人）	1			
⑥	公務員OB受入年度ごとの人数（人）		平成14年度（平成14年8月15日まで）	平成13年度	平成12年度	平成11年度（平成11年8月16日以降）
			0	1	0	0
⑦	過去5年間の資格に関する収入総額（千円）		106,747			
⑧	過去5年間の年度ごとの資格に関する収入額（千円）		平成13年度	12,432		
			平成12年度	17,876		
			平成11年度	24,184		
			平成10年度	25,051		
			平成9年度	27,204		
⑨	資格が民業圧迫であると認識しているか否か		認識していない。			
	上段の理由		特殊な事業分野における民間技術者の育成を目的として実施されてきたため、民間の営利活動を圧迫しているとは認識していない。また、競合する営利企業もなく、業界団体等からの苦情もない。			
⑩	資格の見直し予定の有無、その内容及び実施時期	予定の有無	有			
		その内容及び実施時期	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、平成17年度に民間技能審査事業認定制度による資格を廃止する予定である。			

注１

②欄の「資格の所管府省名」は、当該資格が国家資格である場合は、当該資格を所管している府省名を記載している。当該資格が民間技能審査事業認定制度による資格である場合は、「民間資格」と記載し、（　）内に当該民間技能審査事業認定制度を所管している府省名を記載している。

注２

③欄の「資格の内容」内の【　】書きには、国家資格の性格区分を記載している。

・業務独占資格

その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事することができないもの

・必置資格

業務独占資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの

・名称独占等資格

業務独占資格及び必置資格以外のもので、その資格を有する者でなければ一定の名称（称号）を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証するもの

注３

⑤欄及び⑥欄については、「再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ」（平成 12 年 1 月 31 日）を受けて公表が行われている平成 11 年 8 月 16 日以降課長相当職以上で退職した職員（平成 13 年 8 月 16 日以降に企画官相当職以上で退職した職員を含む。）の再就職状況を基に作成したものである。

注４

⑤欄及び⑥欄の公務員ＯＢ受入人数については、法令、規程等に定める試験、講習等の事務を行う団体に再就職した者の数であり、当該資格に係る事務に直接携わっている者の数ではない。

注５

⑩欄に記載したもののほか、資格に係る試験内容、受験手数料、研修カリキュラム等の見直しは適宜行われているところである。

注６

⑩欄に記載されている「登録機関による実施」とは、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年３月 29 日閣議決定）にいう、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関により、資格に係る事務を実施することをいう。